

平成25年6月1日

山形県青年司法書士協議会25年度第2回研修会

「第2部 東電に対する不動産・家財の賠償の詳細」資料1

【講師】司法書士 倉茂洋一 氏（福島県会）

**ご請求いただく建物に地震・津波による損害がある方は
必ずお読みいただき、「建物の損害状況ご確認書」をご記入ください。**

「建物の損害状況ご確認書」ご記入のお願い

東京電力株式会社

建物の賠償の中で、地震・津波による損害がある建物につきましては、『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)解説と記入例』の中でお取扱いを保留させていただくこととしておりましたが、このたび取扱いが決定いたしましたのでご案内いたします。

つきましては、下記の「1. 地震・津波による損害状況について」、裏面の「2. 「建物の損害状況ご確認書」記入例」をご参照いただき、別紙の「建物の損害状況ご確認書」をご記入のうえ、『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』とともに弊社までご返送いただきますようお願い申し上げます。

1. 地震・津波による損害状況について

下図の「損害状況」欄に記載の内容をご確認いただき(ご参考として、「地震の影響」、「津波の影響」欄に損害の状況を図示しております)、ご請求者さまが所有されている建物の「損害の程度」をご確認ください。

損害に対する「賠償金額のお支払い割合」を、建物の時価相当額に乗じて賠償金額を算定いたします。

●賠償金額は以下の算式により算定いたします。

$$\text{賠償金額} = \text{時価相当額} \times \text{地震・津波による損害の程度に応じた賠償金額のお支払い割合(建物のみ)} \times \text{持分割合} \times \text{避難指示期間割合} + \text{諸費用}$$

(nヶ月※/72ヶ月)

※nヶ月は避難指示期間をいいます。

損害の程度	損害状況	地震の影響	津波の影響	賠償金額から控除 させていただく割合	賠償金額の お支払い割合
倒壊	<ul style="list-style-type: none"> 地震により建物が倒壊した場合 津波により建物が流失した場合 <small>なお、衛星写真などによって倒壊・流失していることが確認できた建物は、倒壊相当の損害と推定させていただきます。</small>	建物の倒壊 	建物の流失 	100%を控除	0%
全損	<ul style="list-style-type: none"> 地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状態 津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合 <small>■構造別の地震被害状況例</small> <small>【木造】:柱や基礎の半分以上が損壊。もしくは、体感できるほどの建物の傾斜</small> <small>【鉄骨造】:体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、外壁の半分以上の落下</small> <small>【鉄筋コンクリート造】:体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、被害の大きな階で、半分以上の柱や梁などに鉄筋が見えるほどの損壊</small>	柱や基礎の半分以上が損壊  体感できるほどの建物の傾斜 	建物の高さの半分以上が浸水 	50%を控除	50%
半損	<ul style="list-style-type: none"> 地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態 津波で床上1メートル以上浸水した場合 <small>■構造別の地震被害状況例</small> <small>【木造】:一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜</small> <small>【鉄骨造】:外壁材の欠けや目地の開きが、外壁の半分以上で発生</small> <small>【鉄筋コンクリート造】:被害の大きな階で、4割を超える柱や梁などで鉄筋が見えるほどの割れ</small>	一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 	1メートル以上の浸水 	20%を控除	80%
一部損	<ul style="list-style-type: none"> 地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修工事で原状回復が可能な状態 津波で床上浸水した場合 <small>■構造別の地震被害状況例</small> <small>【木造】:柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊</small> <small>【鉄骨造】:開口部の一部で開閉困難。外壁に目に見えるひび割れや目地にスレ</small> <small>【鉄筋コンクリート造】:被害の大きな階で、2割を超える柱や梁などで遠目に確認できる程度の割れ</small>	柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 	床上浸水 	3%を控除	97%

※ 損害の程度および状況の定義については、各市町村から発行されている「罹災証明書」における定義とは異なりますのでご注意ください。

2. 「建物の損害状況ご確認書」記入例

建物に地震・津波による損害がある方は、『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』『D₂』(20ページ)『D₃』(23ページ)①において、「損害あり」をご選択いただいたうえで、下記の手順にしたがって「建物の損害状況ご確認書」をご記入ください。
※ご記入後はご請求書の他の項目もご確認ください。

D₃ 追加でご記入いただく建物の情報
「補償と記入例」57～72ページをご参照ください。

D₂ ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報
「補償と記入例」57～62ページをご参照ください。

①地震・津波の損害状況について、しずけにチェック印を入れてください。

損害なし
 損害あり → 地震・津波による損害を受けた建物の取扱いが決定していないため、今回の取扱いは保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

①ご請求者さまのお名前、お申し出番号のご記入

ご請求いただく建物に地震・津波の損害がある方は必ずご記入ください

建物の損害状況ご確認書

本書類は、建物をご所有のご請求者さまで、建物に地震・津波の損害がある方に、ご所有の建物ごとに関係の状況をお伺いするものです。
 別紙「損害状況のご確認書」ご記入のお願いを参照のうえ、以下に建物の地震・津波の損害状況をご記入いただき、『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』とともに弊社までご送付いただきますようお願い申し上げます。

ご請求いただく建物が30件以上ある方は、本書類をあらかじめ**両面**コピーのうえご記入いただけますようお願いいたします。

ご請求者さま記入欄
(ご請求者さまの情報)

1 山田太郎 2 A123456789

(ご請求いただく建物の情報)

建物番号	建物の損害状況			
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損

[裏面へ続く](#)

1 ●ご請求者さまのお名前をご記入ください。

2 ●『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』『A』(1ページ)に記載された、「お申し出番号」を転記ください。

A ご請求者さまの情報
「補償と記入例」21～22ページをご参照ください。

本書類のご説明 ご請求者さまの基本的な情報をご確認いただく書類です。

1 ご請求者さまの情報

お名前	山田太郎	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
お申し出番号	A123456789		

②建物番号の転記、建物の損害状況のご選択

ご請求いただく建物に地震・津波の損害がある方は必ずご記入ください

建物の損害状況ご確認書

本書類は、建物をご所有のご請求者さまで、建物に地震・津波の損害がある方に、ご所有の建物ごとに関係の状況をお伺いするものです。
 別紙「損害状況のご確認書」ご記入のお願いを参照のうえ、以下に建物の地震・津波の損害状況をご記入いただき、『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』とともに弊社までご送付いただきますようお願い申し上げます。

ご請求いただく建物が30件以上ある方は、本書類をあらかじめ**両面**コピーのうえご記入いただけますようお願いいたします。

ご請求者さま記入欄
(ご請求者さまの情報)

山田太郎 A123456789

(ご請求いただく建物の情報)

建物番号	建物の損害状況			
1 91-1	<input checked="" type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
2 91-2	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input checked="" type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損
	<input type="checkbox"/> 損壊	<input type="checkbox"/> 全損	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 一部損

[裏面へ続く](#)

1 ●『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』『D₂』(18ページ)、または『D₃』(22ページ)に記載された、「建物番号」を転記ください。
 ※1つの欄に1つの建物番号を転記ください。

D₂ ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報
「補償と記入例」54～56ページをご参照ください。

本書類のご説明 課税情報をご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報についてご記入ください。

D₃ 追加でご記入いただく建物の情報
「補償と記入例」63～72ページをご参照ください。

本書類のご説明 「D₂」に提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報に印字された建物番号を転記してください。

建物番号 91-1

建物番号 91-2

2 ●表面の「1.地震・津波の損害状況について」をご参照のうえ、転記いただいた建物番号に対応する建物の損害状況をご選択ください。

**ご請求いただく建物に地震・津波の損害がある方は
必ずご記入ください**

建物の損害状況ご確認書

本書類は、建物をご所有のご請求者さまで、建物に地震・津波の損害がある方に、ご所有の建物ごとに損害の状況をお伺いするものです。

別紙『「損害状況のご確認書」ご記入のお願い』をご参照のうえ、以下に建物の地震・津波の損害状況をご記入いただき、『賠償金ご請求書①(所有資産確認用)』とともに弊社までご返送いただきますようお願い申し上げます。

ご請求いただく建物が30件以上ある方は、本書類をあらかじめ**両面コピー**のうえ
ご記入いただきますようお願いいたします。

ご請求者さま記入欄

〈ご請求者さまの情報〉

ご請求者さまのお名前	お申し出番号 <small>(「賠償金ご請求書① A ご請求者さまの情報」に記載の「お申し出番号」を転記ください)</small>

〈ご請求いただく建物の情報〉

建物番号	建物の損害状況			
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損
	<input type="checkbox"/> ¹ 倒壊	<input type="checkbox"/> ² 全損	<input type="checkbox"/> ³ 半損	<input type="checkbox"/> ⁴ 一部損

裏面へ続く 

賠償金 ご請求書①
(所有資産確認用)

解説と記入例

宅地・建物・借地権

はじめに

- このたび、宅地・建物・借地権の賠償にあたり、『賠償金 ご請求書①(所有資産確認用)』をご用意させていただきました。
- 本冊子の内容や書類の記入方法等につきまして、ご不明な点がございましたら弊社社員がしっかりとご説明、お手伝いをさせていただきますので、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

目次

1	賠償金ご請求の流れ	4
2	賠償の概要	8
	①ご請求いただける方	9
	②賠償させていただく資産	9
	③賠償させていただく損害	11
	④賠償金額	11
	⑤ご請求および賠償金額算定の単位	12
	⑥留意事項	12
3	所有資産の確認方法（今回のご請求手続き）	14
	①今回の請求の目的	15
	②資産の存在および所有の確認方法（概要）	15
	③賠償金額算定のための現況の確認方法（概要）	16
	④今回のご請求手続きの流れ	17
	⑤記入例	21
4	算定方法のご選択（次回のご請求手続き）	80
5	時価相当額の算定方法	82
	①時価相当額の考え方	83
	②時価相当額の算定方法	83
	Ⅰ.全体像	83
	Ⅱ.宅地	84
	Ⅲ.建物	87
	特定の高額な設備をお持ちの場合	91
	増改築工事を行っている場合	93
	Ⅳ.借地権	98
6	ご相談について	100
	ご相談について	101
7	Q&A	102
8	ご参考	106

本冊子における用語の定義

本件事故	平成23年3月11日に発生した弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故
対象区域	警戒区域および計画的避難区域（見直し済区域を除く）、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域
警戒区域	原子力災害対策本部にて決定された区域 具体的な該当区域につきましては、別紙「本請求書における対象区域のご説明」をご参照ください
計画的 避難区域	
帰還困難区域	
居住制限区域	
避難指示解除 準備区域	
見直し未了区域	
時価相当額	本件事故発生日時点における財物価値の相当額
避難指示期間	避難指示解除までの期間
標準期間	居住制限区域は平成23年3月から平成26年2月までの3年、 避難指示解除準備区域については平成23年3月から平成25年2月までの2年
課税地目	平成22年度の固定資産課税情報（名寄帳等）に記載された現況地目
地積	不動産登記上の一筆の土地の面積
固定資産 課税情報	各市町村備付の「固定資産課税台帳」に記載された、土地・家屋ごとの所在、現況地目、固定資産税評価額、建築年等の賠償金額算定に必要な情報
確認書・委任状 自署者	「固定資産課税台帳記載情報の提供にあたっての確認書」または「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」に自署し、弊社にご送付いただいた方
平均新築単価	国土交通省が公表している平成23年の住宅着工統計および建築着工統計調査報告にもとづく、福島県における木造建築物の1㎡あたり平均工事費用
建築物価 調整係数	物価の変動を加味した建築費を算定するための係数
想定新築価格 (建築当時物価)	固定資産税評価額をもとに当該建築物を新築した際の工事価格を想定したもの
想定新築価格 (現在物価)	固定資産税評価額をもとに当該建築物を現在新築した場合の工事価格を想定したもの

1

賠償金 ご請求の流れ

ご案内

宅地・建物・借地権の賠償につきましては、以下の事情から、賠償対象資産をご確認いただく「ご請求書①」と賠償金額算定方法をご選択いただく「ご請求書②」の2段階にわけて、ご請求をうけたまわることといたしました。

- 事前にご確認させていただいている固定資産課税情報、登記情報等だけでは、ご所有者さまの確認が難しいケースが多いこと
- 一律の算定方法では反映しきれない個別のご事情があると想定されることから、賠償金額の算定方法を3種類ご用意したこと

ご不明な点等がございましたら、弊社にてしっかりとご説明させていただきますので、大変お手数をおかけいたしますが、福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡ください。

今回のご請求(ご請求書①)

1

賠償対象資産をご確認いただきます。

ご提供いただいた課税情報や登記情報をもとに、ご請求者さまがご所有されている可能性のある資産情報を印字のうえ、送付いたします。

ご所有されている資産をお選びいただき(印字がない場合は該当する資産情報をご記入いただき)、お支払いに必要な情報のご記入や必要書類を添付していただいたうえで、弊社までご返送ください。

次回のご請求(ご請求書②)

2

賠償金額の算定方法をお選びいただきます。

ご返送いただいた「ご請求書①」をもとに、ご請求者さまがご所有されている賠償対象資産を確定し、算定方法をご選択いただけるよう情報を整理し、定型評価による賠償金額を提示いたします。

算定方法(「定型評価」「個別評価」「現地評価」)をお選びいただき、弊社までご返送ください(「現地評価」をお選びの方には、具体的な取扱いを別途お知らせいたします)。

請求準備(実施済)

賠償対象資産のご確認

算定方法のご選択

賠償金額算定・合意・お支払い

ご請求者さま

東京電力

固定資産課税情報のご提供

ご請求者さまが所有されている可能性のある資産を確認

1

今回のご請求

賠償対象資産をご確認いただき、所有されている不動産の情報を「ご請求書①」にご記入

「ご請求書①」をご返送



固定資産課税情報をご提供いただいた方に「ご請求書①」を送付

ご返送いただいた「ご請求書①」をもとに、定型評価による賠償金額の算定

2

次回のご請求

賠償金額算定方法をご選択(定型評価/個別評価/現地評価)

「ご請求書②」をご返送



「ご請求書②」・「不動産一覧」の送付

現地評価をご選択の場合

専門家とともに、現地評価等を実施し、賠償金額を算定(別途、ご案内します)

定型評価/個別評価をご選択

ご選択いただいた算定方法にもとづき、賠償金額を確定

賠償金額をご確認のうえ、「合意書」のご署名・ご返送

「合意書」の送付

6

賠償金額のお支払い

2

賠償の概要

① ご請求いただける方	9
② 賠償させていただく資産	9
③ 賠償させていただく損害	11
④ 賠償金額	11
⑤ ご請求および賠償金額算定の単位	12
⑥ 留意事項	12

①ご請求いただける方

- 本件事故発生日時点で、対象区域内に賠償の対象となる資産を所有されていた個人さまおよび個人事業主さまが対象となります。なお、上記の方から本件事故発生日以降に相続により賠償対象資産を取得し、相続登記された方も対象となります。

②賠償させていただく資産

- 本件事故発生日時点で対象区域内に存在していた宅地・建物・借地権を賠償の対象とさせていただきます。

〈対象資産の定義〉

〈宅地〉

- ・ 建築物が存在する土地または宅地造成が完了し法令上建築可能な状態にある土地

〈建物〉

- ・ 建築物: 地面にボルト等で固定化され、屋根および柱もしくは壁を有し、風雨をしのぐことができる外気から遮断された独立した空間を有する構造物
- ・ 建築設備: 建築物・構築物と一体または固定化されている設備
- ・ 構築物: 土地に定着する建築物以外の構造物
- ・ 庭木: 宅地の上に植えられている植栽

〈借地権〉

- ・ 建築物を所有するために、有償で宅地を利用する権利

〈対象資産の具体例〉

対象資産の分類		具体例
宅地		建築物の敷地 など
建物	建築物	居室、共同住宅、店舗、事務所、倉庫、車庫、便所 など
		電気・ガス設備 電灯、スイッチ、コンセント配線、電話配線設備、動力配線設備、照明器具、蛍光灯用器具、インターホン配線設備、ガス設備 など
		給排水・衛生設備 洗面化粧台、浴槽、ユニットバス、ユニットシャワー、流し台、システムキッチン、給湯器、便器、合併浄化槽、井戸 など
		空調設備 冷暖房設備、床暖房設備、換気設備、換気扇、レンジフードファン など
		防災設備 スプリンクラー、消火栓設備、火災報知機、避雷針設備 など
		建具ほか 窓、ガラス戸、雨戸、出入口戸、シャッター、乗用エレベーター、ダムウェーター、庇、階段、造付け家具、造付け仏壇 など
	環境設備 太陽光発電設備 など	
	構築物・庭木	車庫周り カーポート、ガレージ、駐輪場、車庫前シャッター、オーバードア、スライドドア、ハンガーゲート、車止めスペースガード、EV車充電ポール など
		門周り・隣地境界 門扉、引き戸門扉、伸縮門扉、フェンス、緑化フェンス、塀、防犯用エリアガード など
		エントランス周り 表札、照明、手すり、ポスト、インターホン、門柱、門袖、アーチ など
庭周り ウッドデッキ、鳥小屋、畜舎、サイロ、給油タンク、テラス、ガーデンルーム、オーニング、雨水タンク、庭木、池 など		
借地権		建築物所有目的の地上権および賃借権（ご自宅や店舗等の建築物を所有するために有償で宅地を利用する権利）

※ 1 建築物と一体または固定化されている建築設備につきましては、建築物に含め賠償金額を算定いたします。

お取扱いを保留させていただく資産

● 以下の資産につきましては、取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

- ① 相続登記がお済みでない資産
- ② 地震・津波による損害のあった建物※

※ 地震・津波による損害のあった建物とは下表の「倒壊」「全損」「半損」「一部損」の状態をいいます。損害の有無および程度はご請求者さまのお申し出、および衛星写真等により確認させていただきます。

〈地震・津波による損害の程度と状況〉

損害の程度	損害の状況	地震の影響	津波の影響
倒壊	<ul style="list-style-type: none"> ・地震により建物が倒壊した場合 ・津波により建物が流失した場合 <p>なお、衛星写真などによって倒壊・流失していることが確認できた建物は、倒壊相当の損害と推定させていただきます。</p>	建物の倒壊 	建物の流失 
全損	<ul style="list-style-type: none"> ・地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状態 ・津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合 <p>■構造別の地震被害状況例 【木造】:柱や基礎の半分以上が損壊。もしくは、体感できるほどの建物の傾斜 【鉄骨造】:体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、外壁の半分以上の落下 【鉄筋コンクリート造】:体感できるほどの建物の傾斜。もしくは、被害の大きな階で、半分以上の柱や梁などに鉄筋が見えるほどの損壊</p>	柱や基礎の半分以上が損壊  体感できるほどの建物の傾斜 	建物の高さの半分以上が浸水 
半損	<ul style="list-style-type: none"> ・地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態 ・津波で床上1m以上浸水した場合 <p>■構造別の地震被害状況例 【木造】:一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 【鉄骨造】:外壁材の欠けや目地の開きが、外壁の半分以上で発生 【鉄筋コンクリート造】:被害の大きな階で、4割を超える柱や梁などで鉄筋が見えるほどの割れ</p>	一部の部屋が利用できないほどの、柱の損壊や壁の傾斜 	1メートル以上の浸水 
一部損	<ul style="list-style-type: none"> ・地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修工事で原状回復が可能な状態 ・津波で床上浸水した場合 <p>■構造別の地震被害状況例 【木造】:柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 【鉄骨造】:開口部の一部で開閉困難。外壁に目に見えるひび割れや目地にズレ 【鉄筋コンクリート造】:被害の大きな階で、2割を超える柱や梁などで遠目を確認できる程度の割れ</p>	柱、基礎、屋根、外壁などに補修を必要とする損壊 	床上浸水 

別請求書でご請求いただく資産

● 課税地目が宅地以外の土地(田、畑、山林等)

田、畑、山林等については、別途ご案内いたします。

ただし、本件事故発生日時点において、実際に宅地として使用されていた場合には、本冊子36ページをご参照のうえ、本請求書にてご請求ください。

● 販売用の宅地・建物

個人事業主さま用『賠償金ご請求書(償却資産・棚卸資産)』にて別途ご請求ください。

● 家財

所有・賃借の建物内で所有されていた家財の賠償については、『賠償金ご請求書(家財)』にて別途ご請求ください。

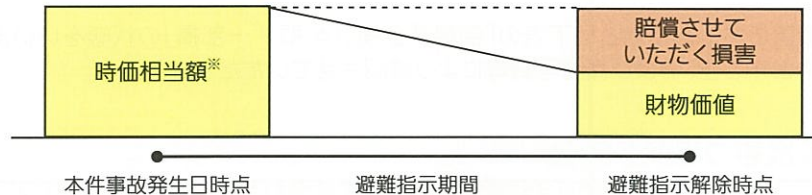
● 四輪・二輪自動車

四輪・二輪自動車については、『賠償金ご請求書(四輪・二輪自動車)』にて別途ご請求ください。

※ 償却資産・棚卸資産および四輪・二輪自動車の賠償についてのお問い合わせは、大変お手数をおかけいたしますが弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください。

③ 賠償させていただく損害

- 宅地および借地権は避難指示期間中に生じた市場価値の減少分を賠償いたします。
- 建物は避難指示期間中に生じた市場価値の減少分、避難指示期間中の経年にもなう財物価値の減少分、管理不能にもなう財物価値減少の原状回復費用を賠償いたします。



※ 時価相当額とは、本件事故発生日時点における財物価値の相当額のことをいいます。

④ 賠償金額

- 賠償金額は以下の算式により算定いたします。

$$\text{賠償金額} = \text{時価相当額} \times \text{避難指示期間割合} \times \text{持分割合} + \text{諸費用}$$

※nヶ月は避難指示期間をいいます。

時価相当額の算定方法については本冊子82ページをご確認ください。

避難指示期間割合について

事故から72ヶ月(6年)で財物価値が全て失われるものとして、避難指示期間(nヶ月)に応じて賠償金額を算定いたします。

〈帰還困難区域の場合〉

避難指示期間割合: 72ヶ月/72ヶ月

— 財物価値が全て失われたものとして賠償金額を算定いたします。

〈居住制限区域・避難指示解除準備区域および見直し未了区域の場合〉

避難指示期間割合: nヶ月/72ヶ月

【①避難指示解除見込み時期が決定するまで】

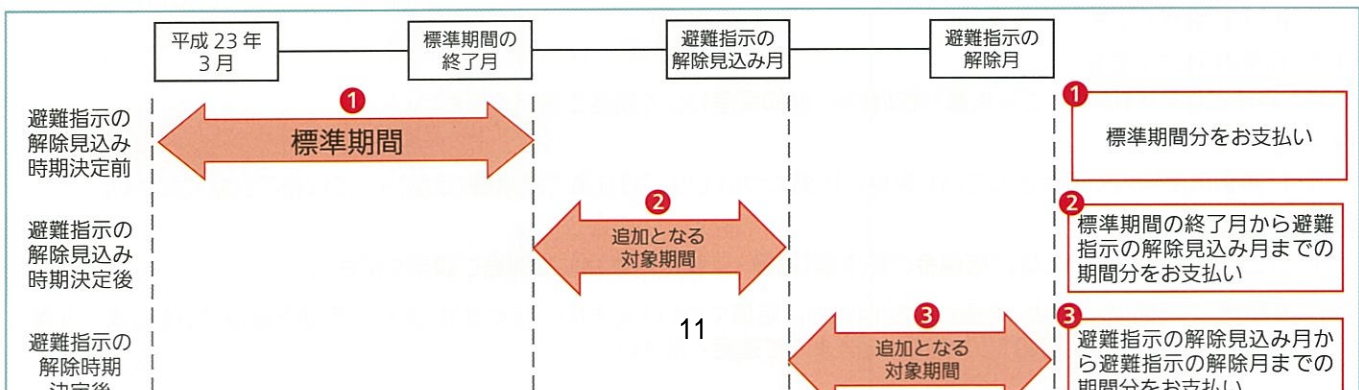
標準期間を居住制限区域は36ヶ月(3年)、避難指示解除準備区域および見直し未了区域は24ヶ月(2年)として賠償金額を算定いたします。

【②避難指示解除見込み時期決定】

決定した避難指示解除見込み時期が標準期間を上回る場合には、その期間に応じて追加で賠償金額を算定いたします。

【③実際の避難指示解除時期決定】

実際の避難指示解除時期が避難指示解除見込み時期を上回る場合には、その期間に応じて追加で賠償金額を算定いたします。



持分割合について

宅地・建物・借地権を共有している場合は、各共有者さまの持分割合に応じて賠償させていただきます。区分所有権につきましては、「専有部分」および「共有部分の持分割合」に応じて賠償金額を算定いたします。なお、持分割合を不動産登記情報にて確認できない場合には、登記上の所有者さまにまとめてお支払いさせていただきます。

また、連名の借地契約で、契約書に借地権の持分割合が記載されていない場合には、借地権の対象となる建物の持分割合に応じて賠償金額を算定いたします。

諸費用について

宅地・建物・借地権の賠償に関するご請求のための諸費用として定額1万円を、1請求者さまあたり1回お支払いいたします。

ただし、1万円を超過した場合には、合理的な範囲で実費をお支払いいたします。この場合、領収書をご提出いただきますので、諸費用の領収書を保管いただきますようお願いいたします。

なお、対象となる諸費用は、各種書類発行費用、コピー費用、および現地評価にお立会いいただく際に必要な交通費・宿泊費となります。

ご請求者さまにて不動産鑑定士等へご依頼された場合の費用や登記費用は、賠償の対象となりません。

売却収入について

宅地・建物・借地権を本件事故発生日以降、今回の賠償の合意前に売却されている場合は、時価相当額に、持分割合を乗じた金額から売却収入を控除した金額を上限に賠償金額を算定いたします。

⑤ ご請求および賠償金額算定の単位

● 宅地

ご請求および賠償金額の算定は、固定資産課税情報の明細単位とさせていただきます。

● 建物

ご請求は原則として固定資産課税情報の明細単位とし、賠償金額の算定は、固定資産課税情報の明細ごとの「建築物」と「構築物・庭木」の単位といたします。

ただし、工事請負契約書によるご請求の場合、「建築物」の賠償金額の算定は契約書単位となり、「構築物・庭木」については敷地単位となります。

また、現地評価によるご請求の場合、「建築物」の賠償金額の算定は建築物単位となり、「構築物・庭木」の賠償金額の算定は敷地単位となります。

● 借地権

ご請求および賠償金額の算定は、原則として固定資産課税情報の明細単位とさせていただきます。

⑥ 留意事項

お支払いについて

ご請求に際して、本件事故との相当因果関係が認められない場合は賠償金をお支払いできないことがございます。ご請求いただいた内容が事実と異なり賠償金の過払いが判明した場合には、過払い相当金額について精算させていただきます。

今回のご請求における精算について

過去に「仮払補償金」または「建物の修復費用等に係る賠償金」をお支払いしている場合、今回の賠償金額にて精算させていただきます。

損害保険金を受領されている場合について

ご請求の対象となっている資産について、本件事故による損害を原因として損害保険金※(共済事業による給付等を含みます)を受領されている場合には、賠償金額から控除させていただきますので弊社までご連絡ください。

※ 地震・津波による損害に対して支払われた損害保険金は除きます。

帰還後の修復費用の取扱いについて

ご帰還後、財物賠償の対象となる建物について発生した修復費用※¹は、今回の賠償金額(諸費用相当額を除く)に含まれております。

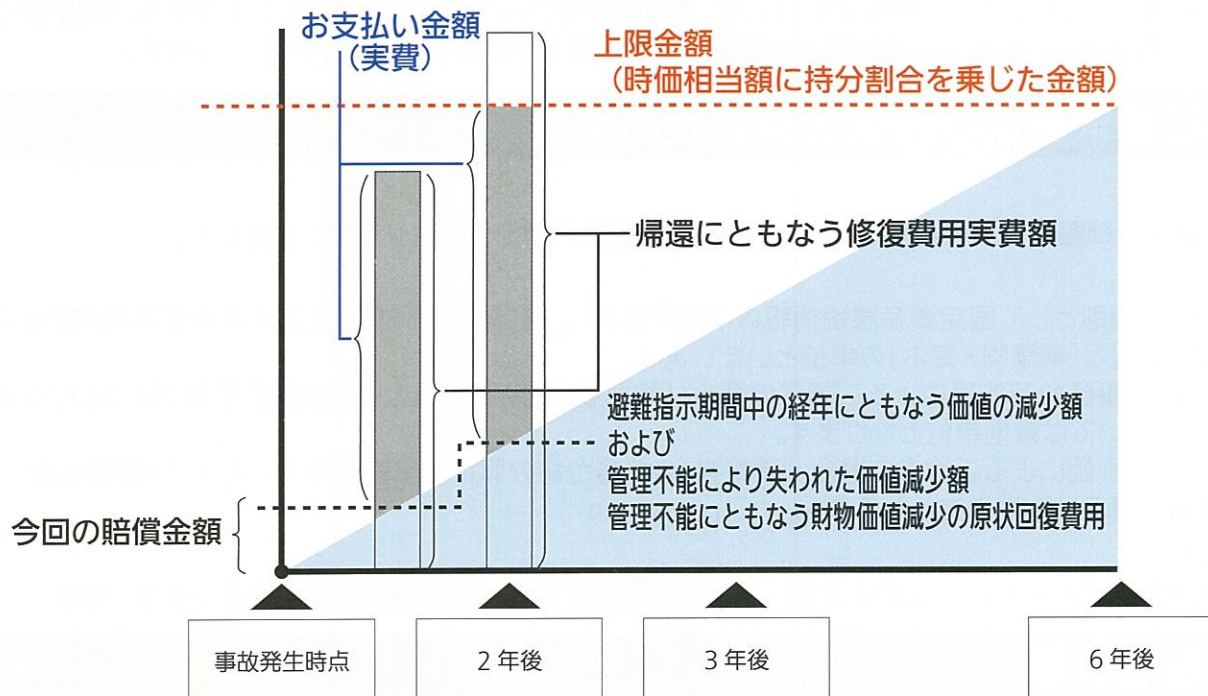
ただし、修復費用の実費額が、今回の賠償金額(諸費用相当額を除く)を超過した場合には、時価相当額に持分割合を乗じた金額を上限として※²、超過分をお支払いいたします。

なお、修復費用の実費額に関する賠償については、後日ご案内させていただきます。

※¹ 本件事故との相当因果関係がある修復費用が対象となります。

※² 賠償金額の算定単位ごとに算出いたします。

〈修復費用実費額のお支払いのイメージ〉



3

所有資産の 確認方法

(今回のご請求手続き)

① 今回の請求の目的	15
② 資産の存在および所有の確認方法(概要)	15
③ 賠償金額算定のための現況の確認方法(概要)	16
④ 今回のご請求手続きの流れ	17
⑤ 記入例	21

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

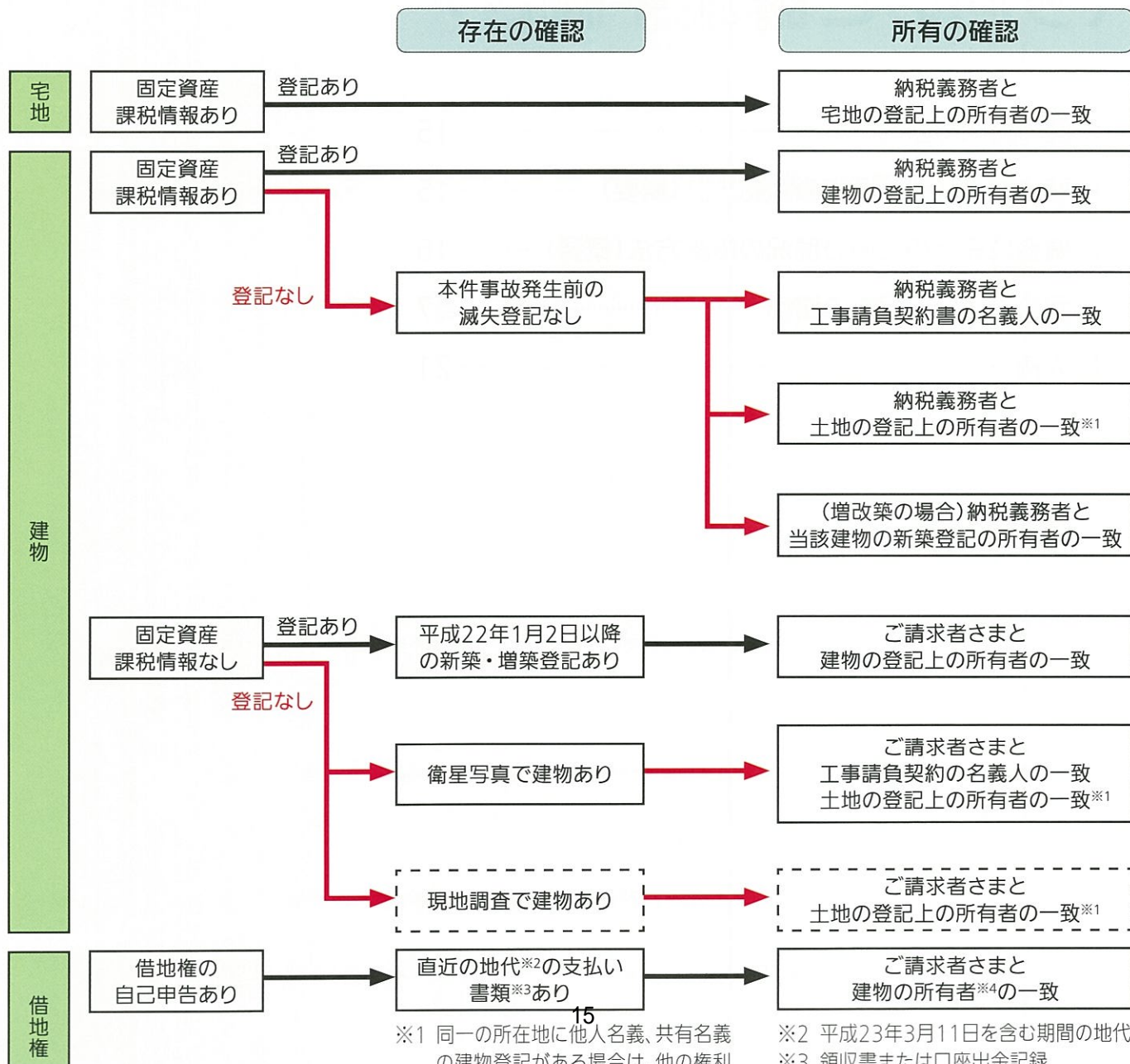
① 今回の請求の目的

本請求書は各市町村から発行される「平成22年度固定資産課税情報」または「固定資産課税台帳記載情報の取得に関する委任状」を弊社にお送りいただいた方を対象に送付しております※。本請求書は、①賠償の対象となる資産の存在、②ご所有の状況、③賠償金額算定に必要な現況の情報について確認させていただき、賠償対象となる資産を確認させていただくことを目的としております。

※ なお、本請求書による賠償は、当該資産の所有者さまが対象になりますので、所有者さまの代理でご請求される場合には、弊社所定の「賠償金ご請求に関する委任状」をご提出いただく必要がございます。ただし賠償金のお支払先は所有者さまご本人の口座とさせていただきます。また、「共有者」となっている方など、固定資産課税情報をご提出いただけない方でご請求を希望される場合には、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡ください。

② 資産の存在および所有の確認方法(概要)

固定資産課税情報をもとに確認させていただきますが、固定資産課税情報がない場合は、代替の証明書類などによって確認させていただきます。



※1 同一の所在地に他人名義、共有名義の建物登記がある場合は、他の権利

※2 平成23年3月11日を含む期間の地代
※3 領収書または口座出金記録

固定資産課税情報と登記情報の一致の考え方

所有の確認のため、各資産の固定資産課税情報の明細単位で、固定資産課税情報に対応する登記情報を特定させていただきます。

● 土地の登記情報の特定

固定資産課税情報と登記情報の「名義」と「所在」の一致を確認させていただきます。

● 建物の登記情報の特定

原則、固定資産課税情報と登記情報の家屋番号の一致を確認させていただきます。家屋番号がない場合は、それぞれの「名義・所在・種類・構造・床面積※1・築年※2」によって登記情報を特定させていただきます。また、増改築などにより固定資産課税情報が複数の明細に分かれている場合、増改築に関する固定資産課税情報の納税義務者さまと当該建物(本体部分)の登記情報の所有者さまの一致、構造の一致および固定資産課税情報の各明細の合計値と登記情報の面積の合計値が一致することにより特定させていただきます。

※1「床面積」については、固定資産課税情報と登記情報の差が固定資産課税情報の面積の10%以内かつ20㎡以内であれば一致しているものとみなします。

※2「築年」については、固定資産課税情報と登記情報における「築年」の差が、固定資産課税情報の前後1年であれば一致しているものとみなします。なお、昭和40年以前に建築された建物は、登記情報が整備されていない可能性が高いことから、「築年」が不明な場合は一致確認の要件とはいたしません。

固定資産課税情報の明細単位で、固定資産課税情報に対応する登記情報を特定することが困難な場合につきましては、弊社社員および専門家にて登記情報の特定のお手伝いをさせていただきますので、個別にご相談ください。

【具体例】

課税情報		登記情報を特定	登記情報	
納税義務者	山田太郎	← 一致 →	所有者	山田太郎
所在	〇〇△△	← 一致 →	所在	〇〇△△
家屋番号	123	← 一致 →	家屋番号	123
種類	木造	← 一致 →	種類	木造
構造	居宅	← 一致 →	構造	居宅
床面積	195㎡	← ±20㎡以内 課税面積±10%以内 →	床面積	195㎡
築年	平成10年	← ±1年以内 →	築年	平成10年

● 建物の登記情報がない場合の取扱い

建物の登記がない場合は工事請負契約書の名義人と固定資産税の納税義務者が一致することにより、建物の所有を確認させていただきます。

固定資産課税情報に対応する登記情報を特定できない場合や、建物の登記がなく工事請負契約書をご提出いただけない場合、建物が存在する土地の登記情報の所有者さまと建物の納税義務者さまが一致すること、およびその土地に他人名義、共有名義の建物登記がないことを弊社にて確認させていただくことにより、建物の所有を確認させていただきます。なお、建物の所有の確認方法につきましては、その他の確認方法も検討中ですので、取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

③ 賠償金額算定のための現況の確認方法(概要)

資産の現況により賠償金額を算定するため、以下の項目についてご請求者さまにお申し出いただき、確認させていただきます。

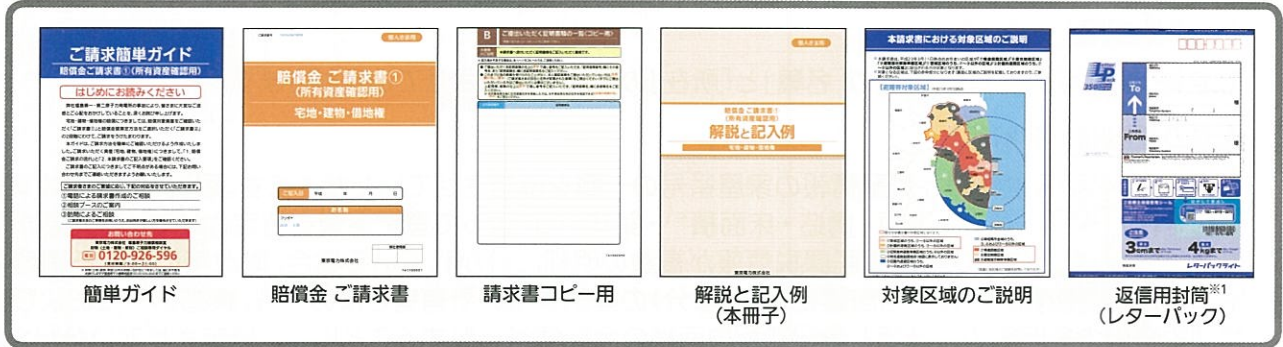
1. 事業として販売する目的の資産か
2. 木造事故発生口以降の売却の有無

3. 地震・津波の損害の有無(建物のみ)
4. 増改築・特定の高額か設備の有無(建物のみ)

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

④ 今回のご請求手続きの流れ

1. 同封書類のご確認



●同封書類をご確認ください。 ※1 赤色の場合もございます

2. 「A ご請求者さまの情報」のご確認

※本冊子21～22ページ参照

●ご請求者さまのお名前、ご住所、ご連絡先等をご記入ください
(印字されている場合は、内容にお間違いがないかご確認ください)。

※ 日中ご連絡のとれる電話番号をご記入ください。

3. 「C1 ご請求者さまの土地の情報 (1/2)」のご確認

※本冊子25～26ページ参照

●弊社にご提供いただいた固定資産課税情報に記載されている土地の情報と、「今回のお取扱い」の内容を印字しておりますので、内容をご確認ください。

●「C1 (1/2)」に記載されている、今回のご請求の対象となる宅地の存在、所有、現況に関する情報を「C2」にご記入いただきます(「C1 (1/2)」はご記入いただく箇所はございません)。

●「C1 (1/2)」に記載されている宅地以外の土地を実際は宅地として利用されている場合には、「C2」にご記入いただきます。

4. 「C1 ご請求者さまの土地の情報 (2/2)」のご確認

※本冊子27～28ページ参照

●「C1 (2/2)」には以下の土地の情報を参考として記載しています。

- ・ご請求者さま以外の方から弊社にご提供いただいた固定資産課税情報において、ご請求者さまが納税義務者として記載されている土地の情報。
- ・ご請求者さまが所有者として登記されている土地の情報のうち、「C1 (1/2)」に記載していないもの。

●今回のご請求の対象に追加となる宅地の情報がある場合に
1. 宅地の存在、所有、現況に関する情報を「C2」にご記入いただきます(「C1 (2/2)」はご記入いただく箇所はございま

5. 「C₂ ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報」のご記入

※本冊子29～34ページ参照

6. 「C₃ 追加でご記入いただく土地の情報」のご記入

※本冊子35～40ページ参照

●今回のご請求対象となる宅地の現況に関する情報をご記入いただきます(必要に応じて、証明書類のご提出をお願いさせていただきます)。

【宅地の存在・ご所有についての主なご確認内容】

- ◇当該宅地と所在が一致する登記情報について、該当する課税情報との対応をご確認いただきます。
- ◇確認書・委任状自署者と当該宅地の納税義務者の一致についてご確認いただきます。
- ◇納税義務者と登記上の所有者の一致についてご確認いただきます。
 - 〈納税義務者と登記上の所有者が一致しない例〉
 - ・当該宅地を平成22年1月2日以降に売買により取得した場合
 - 不動産売買契約書、譲渡人の印鑑証明書をご用意いただきます。
- ◇追加でご請求いただく宅地についてご確認いただきます(C₃のみ)。
 - ・課税地目が宅地以外の土地を宅地として利用していた場合
 - 宅地であることを確認する書類等をご用意いただきます。詳しくは本冊子86ページをご覧ください。

【宅地の現況についての主なご確認内容】

- ◇借地権の設定の有無をご確認いただきます。
 - 設定されている場合には、宅地の賃貸借契約書をご用意いただきます。
- ※ C₂ C₃ はご請求の対象となる宅地ごとにご記入いただきます。

7. 「D₁ ご請求者さまの建物の情報 (1/2)」のご確認

※本冊子41～42ページ参照

- 弊社にご提供いただいた固定資産課税情報に記載されている建物の情報と、今回のお取扱い内容を印字しておりますので、内容をご確認ください。
- 「D₁ (1/2)」に記載されている、今回のご請求の対象となる建物の存在、所有、現況に関する情報を「D₂」にご記入いただきます。「D₁ (1/2)」はご記入いただく箇所はございません。

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

8. 「D1 ご請求者さまの建物の情報 (2/2)」のご確認

※本冊子43～44ページ参照

- 「D1 (2/2)」には以下の建物の情報を参考として記載しています。
 - ・ご請求者さま以外の方から弊社にご提供いただいた固定資産課税情報において、ご請求者さまが納税義務者として記載されている建物の情報
 - ・ご請求者さまが所有者として登記されている建物の情報のうち、「D1 (1/2)」に記載していないもの。
- 今回のご請求の対象に追加となる建物がある場合には、建物の現況に関する情報を「D3」にご記入いただきます(「D1 (2/2)」はご記入いただく箇所はございません)。

9. 「D2 ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」のご記入

※本冊子45～62ページ参照

10. 「D3 追加でご記入いただく建物の情報」のご記入

※本冊子63～74ページ参照

- 今回のご請求対象となる建物の現況に関する情報をご記入いただきます(必要に応じて、証明書類のご提出をお願いさせていただきます)。

【建物の存在・所有についてのおもなご確認内容】

- ◇当該建物と所在が一致する登記情報について、該当する課税情報との対応をご確認いただきます。
- ◇確認書・委任状自署者と当該建物の納税義務者の一致についてご確認いただきます。
- ◇納税義務者と登記上の所有者の一致についてご確認いただきます。

〈納税義務者と登記上の所有者が一致しない場合の例〉

- ・当該建物を平成22年1月2日以降に売買により取得した場合
→不動産売買契約書、譲渡人の印鑑証明書をご用意いただきます。
- ◇追加でご請求いただく建物についてご確認いただきます(D3のみ)。
 - ・ご請求書に記載のない建物について追加でご請求いただく場合
→平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書および不動産登記事項証明書をご用意いただきます。

【建物の現況についてのおもなご確認内容】

- ◇地震・津波の損害の有無についてご確認いただきます。
 - ・損害がある場合
→当該建物のご請求は保留させていただきます(別途ご案内させていただきます)。
- ◇課税情報と登記情報に反映されていない増改築および特定の高額な設備の有無についてご確認いただきます。
 - ・課税情報と登記情報に反映されていない増改築ありの場合もしくは特定の高額な設備がある場合
→工事請負契約書・支払いを証明する書類をご用意いただきます。

※ D2 D3 はご請求の対象となる建物ごとにご記入いただきます。

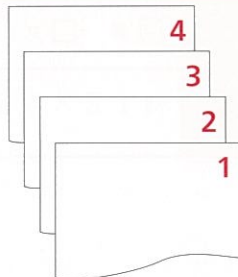
11. 「E 借地権の情報」のご記入

※本冊子75～76ページ参照

- 借地権を保有されている場合、当該借地権に関する情報をご記入いただけます。
- 借地権を保有されている場合、その内容をご確認させていただきます。
→保有されている場合には、直近の地代のお支払いを証明する書類・宅地の賃貸借契約書をご用意いただけます。

12. 「B ご提出いただく証明書類の一覧」のご記入

※本冊子23～24ページ参照



- ご提出いただく証明書類の一覧の作成をお願いいたします。
- 証明書類の右上に赤字で通し番号をご記入ください。

13. 必要書類のご返送

〈必須〉

賠償金ご請求書

〈該当する方のみ〉

証明書類など

賠償金ご請求書〈コピー用〉

上記書類を
返信用封筒
(レターパック)に入れて
※赤色の場合もございます

郵便にてご返送ください。

- ・ご返送いただいた書類はレターパックのお問い合わせ番号により追跡調査が可能です。
- ・ご請求書類到着後、3週間後を目処に、時価相当額の算定方法をご選択いただく『賠償金ご請求書②(算定方法選択用)』を送付いたします。

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

⑤ 記入例

1. 「A ご請求者さまの情報」(1)のご記入

A		ご請求者さまの情報		
『解説と記入例』21～22ページをご参照ください。				
本書類 のご説明	ご請求者さまの基本的な情報をご確認いただく書類です。			
1 ご請求者さまの情報				
1	お名前	フリガナ ヤマダ タロウ 山田 太郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> ¹ 男 <input type="checkbox"/> ² 女
	生年月日	<input type="checkbox"/> ¹ 明治 <input type="checkbox"/> ² 大正 <input checked="" type="checkbox"/> ³ 昭和 <input type="checkbox"/> ⁴ 平成 10年 5月 5日	お申し出番号	A 1 2 3 4 5 6 7 8 9
被 災 された ご住所	〒 000-0000 福島県〇〇郡〇〇町×××-××-××			
	〒 000-0000 福島県〇〇市×××-××-××			
連絡先 住 所	電話番号 XXX-XXX-XXXX			
	2 日中連絡のとれる電話番号(携帯電話番号等) 必ずご記入ください。上記と同様の場合はチェック☑を入れてください。→ <input type="checkbox"/> 000-0000-0000			

留意点

- ご請求者さまの情報がすでに印字されている場合は、内容にお間違いがないかをご確認ください。
- 内容を訂正される場合は、二重線(⊖⊖)で取り消していただき、正しい内容をご記入ください。訂正印をいただく必要はございません。

1 ●確認書・委任状に記載された情報および過去に弊社にご提出いただいた情報を印字しております。
印字がない場合は、正しい情報をご記入ください。

2 ●日中ご連絡のとれる電話番号を必ずご記入ください。
弊社よりご連絡させていただく場合がございます。

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

2. 「B ご提出いただく証明書類の一覧」のご記入

B

ご提出いただく証明書類の一覧

『解説と記入例』23～24ページをご参照ください。

本書類
のご説明

本請求書へ添付いただく証明書類をご記入いただく書類です。

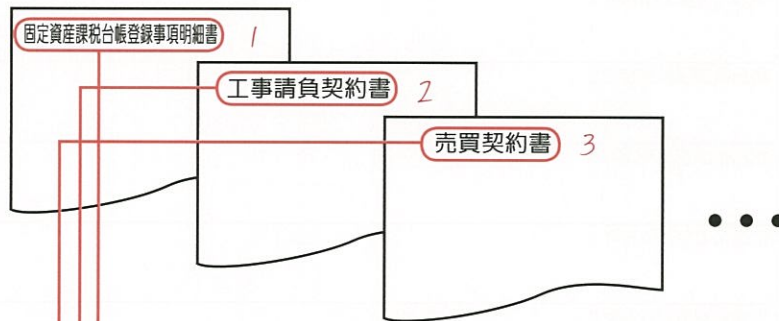
※ 記入欄が不足する場合は、「Bご提出いただく証明書類の一覧<コピー用>」をコピーのうえ、ご活用ください。

- ご提出いただく各証明書類の右上に赤字で通し番号をご記入いただき、「証明書類名」欄に各証明書類名をご記入ください。
- これまでに他の賠償を受けられたことがなく、本人確認書類をご提出いただいていない方は、**住民票の写し(原本)**(ご請求者さまの氏名と住所が記載された書類)をご提出ください(すでにご提出いただいている方はご提出いただく必要はございません)。上記同様、書類の右上に赤字で通し番号をご記入いただき、「証明書類名」欄に各書類名をご記入ください。
※ 本件事故発生後に住民登録住所を異動した方は、本件事故発生時の住所を確認できる**住民票の除票の写し(原本)**をご提出ください。

1

証明書類番号	証明書類名
テ1	固定資産課税台帳登録事項明細書
テ2	工事請負契約書
テ3	売買契約書
テ4	不動産登記事項証明書
テ5	工事請負契約書
テ6	固定資産課税台帳登録事項明細書
テ7	工事請負契約書
テ8	
テ9	
テ10	
テ11	
テ12	
テ13	
テ14	
テ15	
テ16	
テ17	
テ18	

●ご提出いただく各証明書類の右上に赤字で「証明書類番号」をご記入ください。また、ご記入いただいた「証明書類番号」に対応する証明書類名を「証明書類名」欄にご記入ください。



1

証明書類番号	証明書類名
テ1	固定資産課税台帳登録事項明細書
テ2	工事請負契約書
テ3	売買契約書
テ4	不動産登記事項証明書
テ5	工事請負契約書
テ6	固定資産課税台帳登録事項明細書
テ7	工事請負契約書
テ8	
テ9	
...	

3. 「C1 ご請求者さまの土地の情報(1/2)」のご確認

C1

ご請求者さまの土地の情報(1/2)

『解説と記入例』25～26ページをご参照ください。

**本書類
のご説明** 宅地の賠償をご請求される方はご確認ください。
本ページにはご記入いただく箇所はございません。

- 本ページには、弊社にご提供いただいた課税情報に記載されている土地の情報を印字しております。今回の賠償にあたってのお取扱いを、「今回のお取扱い」欄に記載しておりますのでご確認ください。
- 本ページに記載されていない宅地、もしくは地目が宅地以外であるが、宅地として使用されている土地をご所有されていた場合は、「**C2** 追加でご記入いただく土地の情報」にご記入ください。

1 <ご提供いただいた課税情報に記載されている土地の情報>

土地番号	所在	課税地目
ト1-1	福島県双葉郡双葉町1	宅地
ト1-2	福島県双葉郡双葉町2	宅地
ト1-3	福島県双葉郡双葉町3	宅地
ト1-4	福島県双葉郡双葉町4	田
ト1-5	福島県双葉郡双葉町5	宅地
ト1-6	福島県双葉郡双葉町6	宅地

- 一覧にご所有の宅地の情報が印字されているかご確認ください。

「**C1** ご請求者さまの土地の情報(1/2)」には、ご提供いただいた固定資産課税情報に記載されている土地の情報を印字しております。

ご所有の宅地がすべて
一覧に印字されている場合

「**C2** ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報」をご記入ください(本冊子29～34ページをご参照ください)。

1

地目は宅地以外の土地だが実際には
宅地として使用している場合

「**C2** 追加でご記入いただく土地の情報」にご記入ください(本冊子35～40ページをご参照ください)。

ご所有の宅地が一覧にない場合

「**C1** ご請求者さまの土地の情報(2/2)」をご確認ください(本冊子27、28ページをご参照ください)。

「今回のお取扱い」欄について

- ・『○』と印字されている土地については、賠償のご請求にあたり必要な情報を②にご記入ください。
- ・『対象外』と印字されている土地については、所在が対象区域外であるため賠償の対象とはなりません。
- ・『保留』と印字されている土地については、取扱いが未確定のため、ご請求を保留させていただきます。
- ・『別途案内』と印字されている土地については、今回の賠償の対象ではありませんので取扱いが確定次第、別途ご案内いたします。

※1 登記上の所有者が確認できなかった場合は、『-』と印字しております。

確認書・委任状 自署者(a)	納税義務者 (b)	登記上の 所有者(c) ^{※1}	今回のお取扱い	
山田太郎	山田太郎	山田太郎	○	C2をご記入ください。
山田太郎	山田太郎	山田一郎	○	C2をご記入ください。
山田太郎	山田太郎	山田太郎	○	C2をご記入ください。
山田太郎	山田太郎	-	別途案内	地目が宅地ではない土地については、別途ご案内いたします。
山田太郎	山田一郎	山田太郎	○	C2をご記入ください。
山田太郎	山田一郎	山田一郎	○	C2をご記入ください。

●下記書類に記載されたお名前を印字しております。

- ・「確認書・委任状自署者」
ご請求準備として弊社にご提供いただいた確認書・委任状に自署された方のお名前
- ・「納税義務者」
ご提供いただいた平成22年度固定資産課税情報に記載されているお名前
- ・「登記上の所有者」
ご提供いただいた平成22年度固定資産課税情報に記載の所在に一致する登記情報に記載のお名前(確認できなかった場合は「-」を表示)

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

4. 「C1 ご請求者さまの土地の情報(2/2)」のご確認

C1

ご請求者さまの土地の情報(2/2)

『解説と記入例』27～28ページをご参照ください。

**本書類
のご説明** 宅地の賠償をご請求される方はご確認ください。
本ページにはご記入いただく箇所はございません。

- 本ページには、「C1 ご請求者さまの土地の情報(1/2)」に印字された土地以外に、以下の情報を印字しております(ただし、課税情報をご提供いただいている市町村の情報に限ります)。
 - ・ご請求者さまが納税義務者として記載されている土地の情報(ご請求者さま以外の方からご提供いただいた情報)
 - ・ご請求者さまが所有者として登記されている土地の情報

〈参考情報〉

土地番号	所在(+地番)	地目
ト2-1	福島県双葉郡双葉町17	宅地
ト2-2	福島県双葉郡双葉町18	田
ト2-3	福島県双葉郡双葉町19	宅地
ト2-4	福島県双葉郡双葉町20	宅地
ト2-5	福島県双葉郡双葉町21	宅地
ト2-6	福島県双葉郡双葉町22	宅地

- ご請求者さま以外の方から弊社にご提供いただいた固定資産課税情報に、ご請求者さまが納税義務者として記載されている土地の情報、およびご請求者さまが所有者として登記されている土地の情報を参考情報として印字しております。
- 一覧にご所有の宅地の情報が印字されているかご確認ください。

1

ご所有の宅地が一覧にある場合

本ページに印字されている内容をもとに、「C1追加でご記入いただく土地の情報」にご記入ください(本冊子35～40ページをご参照ください)。

ご所有の宅地が一覧にない場合

「C1追加でご記入いただく土地の情報」に新たにご記入ください(本冊子35～40ページをご参照ください)。

※ 本ページにはご記入いただく必要はございません。

2

- ご請求者さまが所有者となられている土地の登記上の地目もしくは、ご請求者さまが納税義務者となられている土地の課税情報(C1 1/2に印字されたもの以外)上の地目を印字しております。

ご請求者さま以外の方からご提供いただいた課税情報につきましては、*を印字しております。

※1 確認書・委任状自署者、納税義務者または登記上の所有者が確認できなかった場合は、『-』と印字しております。

確認書・委任状自署者(a) ^{※1}	納税義務者(b) ^{※1}	登記上の所有者(c) ^{※1}	今回のお取扱い	
-	-	山田太郎	参考	ご請求される場合は、C3をご記入ください
-	-	山田太郎	参考	地目が宅地ではない土地です。
****	****	山田太郎	参考	ご請求される場合は、C3をご記入ください。
****	山田太郎	山田一郎	参考	ご請求される場合は、C3をご記入ください。
****	山田太郎	山田一郎	参考	ご請求される場合は、C3をご記入ください。
****	山田太郎	山田一郎	参考	ご請求される場合は、C3をご記入ください。

●下記書類に記載されたお名前を印字しております。

・「確認書・委任状自署者」

ご請求者さま以外の方からご提供いただいた確認書・委任状に自署された方のお名前を「*」で表示しております(確認できなかった場合は「-」を表示)

・「納税義務者」

ご請求者さまのお名前(ご請求者さま以外の方からご提供いただいた平成22年度固定資産課税情報のうち、ご請求者さまが納税義務者となられている土地の情報)

なお、ご請求者さまが登記上の所有者となられている土地の所在に一致する平成22年度固定資産課税情報に記載されているお名前は「*」で表示しております(確認できなかった場合は「-」を表示)

・「登記上の所有者」

ご請求者さまのお名前(「C1ご請求者さまの土地の情報(1/2)」以外でご請求者さまが所有者として登記されている土地の情報)

または、ご請求者さまが納税義務者となられている土地の所在に一致する登記情報に記載のお名前(確認できなかった場合は「-」を表示)

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

5. 「C2 ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報」のご記入

C2

ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報

『解説と記入例』29～32ページをご参照ください。

本書類
のご説明

課税情報をご提供いただいた宅地の賠償をご請求される方はご記入ください。

- ご提供いただいた課税情報に記載されている宅地の情報を印字しております。
- 宅地の賠償のご請求にあたり必要な情報をご記入ください(印字されている箇所のご記入は不要です)。

土地番号 ト1-2

「C1 ご請求者さまの土地の情報」の土地番号を転記しております。

1 宅地の基本情報

1

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

- 1 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる宅地であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

2

1 本ページの宅地は事業として販売する目的の宅地ではない

2 本ページの宅地は事業として販売する目的の宅地である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

3

確認書・委任状自署者(a) 山田太郎

4

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎
	所在	福島県双葉郡双葉町2
	課税地目	宅地
	地積/面積	100.00 m ²
	固定資産税評価額	5,896,900円

5

③登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ土地の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。

- 1 課税情報と同じ土地の登記情報が 2 に印字されている → 2 をご確認いただき、課税情報と同じ土地の登記番号をご記入ください。
(右ページよりご選択ください)

登記番号

2 課税情報と同じ土地の登記情報が 2 に印字されていない

→ 下記「登記情報」欄に、上記の課税情報と同じ土地の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

6	所有者(c)	不動産番号	7
8	所在+地番		
9	地目	地積	10
11	持分割合	分の	
	証明書類	証明書類番号(8に記載の番号)	12
	不動産登記事項証明書		

※ 登記の内容について、ご確認させていただくことがございます。

※ 所有が確認できない場合は、本請求書にてご請求いただいたうえで、取扱いが確定次第ご案内させていただきます。

留意点

●ご提供いただいた課税情報に記載されている(「**1**」ご請求者さまの土地の情報(1/2))に記載されている)宅地の情報を印字しております。

1 ●本書類の情報に間違いがないことを必ずご確認のうえ、チェック☑を入れてください。

●「課税情報」欄に印字された宅地が、事業として販売する目的の宅地かについて、いずれかにチェック☑を入れてください。

事業として販売する目的の宅地の場合は、個人事業主さまの棚卸資産として、『賠償金 ご請求書(償却資産・棚卸資産)』にてご請求ください。

※ 事業として販売する目的の宅地の場合は、当該宅地について次項目以降のご記入は不要です。

※ 償却資産・棚卸資産についてのお問い合わせは、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)にご連絡ください。

3 ●ご請求準備として弊社にご提供いただいた確認書・委任状に自署された方のお名前を印字しております。

4 ●ご提供いただいた平成22年度の課税情報に記載の内容をあらかじめ印字しております。

●「課税情報」欄に印字された宅地の情報に対応する登記情報を、「**2**」課税情報に対応する登記情報の候補一覧」よりご確認いただき、「登記番号」欄に対応する番号をご記入ください。

※ 複数該当する場合は、複数の登記番号をご記入ください。

5

登記番号

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

登記簿	登記情報	
所有者(○)	山田太郎	不動産番号 1234567891234
所在+地番	福島県双葉郡双葉町2	
地目	宅地	地積 100.00㎡
持分割合	1分の1	

登記番号を転記

●課税情報と同じ宅地の登記情報が「**2**」課税情報に対応する登記情報の候補一覧」に印字されていない場合は、不動産登記事項証明書より、以下の登記情報をご記入いただき、不動産登記事項証明書をご提出ください。

6所有者、**7**不動産番号、**8**所在+地番、**9**地目、**10**地積、**11**持分割合

表題部 (土地の表示)		調製	平成22年2月22日	不動産番号	1234567891234 7
地図番号	筆界特定	余白			
所在	双葉郡双葉町 8			余白	
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²		原因及びその日付 (登記の日付)	
2 8	宅地 9	100 10			
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事 6 11		
1	所有権保存	平成11年11月11日 第2222号	所有者 双葉郡双葉町2 山田太郎		

持分の記載がない場合は1分の1とご記入ください。

12 ●ご提供いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

土地番号	ト1-2	「 <input checked="" type="checkbox"/> ご請求者さまの土地の情報」の土地番号を転記しております。
------	------	--

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

課税情報と所在(+地番)が同一の土地の登記情報を記載しております。上記土地番号の課税情報と同一土地の登記情報をご選択いただき、該当する登記番号を①③「登記番号」欄へご記入ください。

登記番号	登記情報			
1	所有者(c)	山田太郎	不動産番号	1 2 3 4 5 9 7 8 9 1 2 3 4
	所在+地番	福島県双葉郡双葉町2		
	地目	宅地	地積	100.00 m ²
	持分割合	1分の1		
	所有者(c)		不動産番号	
	所在+地番			
	地目		地積	m ²
	持分割合	分の		
	所有者(c)		不動産番号	
	所在+地番			
	地目		地積	m ²
	持分割合	分の		
	所有者(c)		不動産番号	
	所在+地番			
	地目		地積	m ²
	持分割合	分の		
	所有者(c)		不動産番号	
	所在+地番			
	地目		地積	m ²
	持分割合	分の		

※平成22年1月2日以降の合弁等により、地番が変更となっている場合は、印字されません。この不明な点等がございましたら、弊社お問い合わせ先までご連絡ください。

◀ 1

●「**1**宅地の基本情報」の課税情報の所在と同一の土地の登記情報(弊社が登記情報提供サービス等を利用して取得)を印字しております。

※ 差押登記、仮登記など、登記名義人の方が処分権を有していることの確認が必要な登記情報は印字しておりません。

◀ 2

●「**1**宅地の基本情報」の課税情報に一致する登記情報の登記番号を、**1**③の「登記番号」欄に転記してください。

※ 複数一致する場合は、複数の「登記番号」をご記入ください。

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

C2

ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報

『解説と記入例』33～34ページをご参照ください。

土地番号	ト1-2	「C2 ご請求者さまの土地の情報」の土地番号を転記しております。
------	------	----------------------------------

3 宅地の賠償金額の算定に必要な情報について確認させていただく事項

1 ①本件事故発生日以降に当該宅地を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 本件事故発生日以降に売却していない				
<input type="checkbox"/> 2 本件事故発生日以降に売却した	売却収入がある場合は、必ずご記入ください。 売却収入 (円)	5 証明書類 不動産売買契約書	5 証明書類番号 (図に記載の番号)	

②本件事故発生時点において、当該宅地を第三者が建物を所有する目的で有償で貸していたか、いずれかにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 有償で貸していない(借地権が設定されていない)				
<input type="checkbox"/> 2 有償で貸していた(借地権が設定されていた)	必ずご記入ください。 貸していた部分の面積 (m ²)	5 証明書類 宅地の賃貸借契約書	5 証明書類番号 (図に記載の番号)	

4 ご請求者さまが宅地を所有されていたことについて確認させていただく事項

3 ①確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 一致している				
<input type="checkbox"/> 2 一致していない		5 証明書類	5 証明書類番号 (図に記載の番号)	
理由	<input type="checkbox"/> 3 納税義務者の代理人として 確認書・委任状に署名した	委任状 (弊社までご連絡ください)		
	<input type="checkbox"/> 4 納税義務者の相続人の方※1			
	<input type="checkbox"/> 5 平成22年1月2日以降に 売買により取得した	不動産売買契約書および 譲渡人の印鑑証明書		
	<input type="checkbox"/> 6 その他 確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()			

4 ②納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 一致している				
<input type="checkbox"/> 2 一致していない		5 証明書類	5 証明書類番号 (図に記載の番号)	
理由	<input type="checkbox"/> 3 宅地を共同で所有していたが、 代表して納税していない	平成22年度固定資産 課税台帳登録事項明細書		
	<input type="checkbox"/> 4 平成22年1月2日以降に 売買により変更登記をおこなった	不動産売買契約書および 譲渡人の印鑑証明書		
	<input type="checkbox"/> 5 相続により納税義務者が変更となったが、 相続登記をおこなっていない※1			
	<input type="checkbox"/> 6 平成22年1月2日以降に 相続登記をおこなった※2			
	<input type="checkbox"/> 7 その他 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()			

※1 当該宅地につきましては今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。
※2 弊社にて情報サービス等を利用して登記情報を取得し、相続登記を確認いたします。

1

●本件事故発生日以降に当該宅地を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
 「本件事故発生日以降に売却した」にチェック☑を入れた方は、「売却収入」を必ずご記入いただき、不動産売買契約書をご提出ください。
 本件事故発生日以降に宅地を売却された場合は、時価相当額から売却収入を控除した金額を上限として賠償金額を算定いたします。

2

●本件事故発生時点において、当該宅地を第三者が建物を所有する目的で有償で貸していたか、いずれかにチェック☑を入れてください。
 「有償で貸していた(借地権が設定されていた)」にチェック☑を入れた方は、「貸していた部分の面積」を必ずご記入ください。
 また、宅地の賃貸借契約書をお持ちの場合はご提出ください。
 ※ 借地権が設定された宅地(底地権)の時価相当額の算定方法は本冊子98ページをご確認ください。

3

●確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

ご選択内容	おこなっていただくこと
納税義務者の代理人として 確認書・委任状に署名された方	弊社所定の「賠償金ご請求に関する委任状」をご提出いただきます。 弊社お問い合わせ先までご連絡ください。
納税義務者の相続人の方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。 取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に売買により取得された方	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書

4

●納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義の一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

ご選択内容	おこなっていただくこと
宅地を共同で所有しているが代表して納税していない方	代表して納税されている方の平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書をご提出ください。
平成22年1月2日以降に売買により変更登記をおこなった方	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書
相続により納税義務者が変更となったが、相続登記をおこなっていない方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。 取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に相続登記をおこなった方	(登記情報提供サービス等を利用して弊社にて登記情報を取得し、相続の事実を確認させていただきます。 ※ 確認できない場合は、今回の賠償は保留とさせていただきます。)

5

●ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2...)をア記入ください。

6. 「C3 追加でご記入いただく土地の情報」のご記入

C3

追加でご記入いただく土地の情報

『解説と記入例』35～40ページをご参照ください。

本書類 「C3 追加でご記入いただく土地の情報」に印字されていない宅地の情報にご記入ください。

※ 記入ページが不足する場合は、「C3 追加でご記入いただく土地の情報(コピー用)」をコピーのうえ、ご活用ください。

- 「C3 追加でご記入いただく土地の情報」に印字されていない宅地の情報にご記入ください。
- 課税地目が「宅地」以外であるが、宅地として使用されている土地をご所有されていた場合も同様にご記入ください。

土地番号 ト3-1 「C3 追加でご記入いただく土地の情報」に印字されていない宅地を追加でご記入いただく場合は、新たに通し番号をご記入ください。(ト3-1、ト3-2……)
すでにC3に印字されている土地について請求する場合は、C3に記載の土地番号をご記入ください。

1 宅地の基本情報

① 以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

① 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。
→ 課税地目が「宅地」以外の土地を宅地^{※1}としてご請求される方は下記の証明書類をご提出ください。
また宅地部分の面積をご記入ください。詳細は「解説と記入例」85ページをご参照ください。

証明書類	証明書類番号(目に記載の番号)	宅地面積
確認済証および建築確認申請書	8	㎡

② 今回の賠償の対象となる宅地であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

②¹ 本ページの宅地は事業として販売する目的の宅地ではない

②² 本ページの宅地は事業として販売する目的の宅地である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

③ ご請求される土地の課税情報をご記入ください。なお、「C3 追加でご記入いただく土地の情報」の「納税義務者(b)」欄にご請求者さまの名義がある場合は、証明書類のご提出は不要です。

3	納税義務者(b)	山田太郎
4	所在	双葉郡双葉町3
5	課税地目	宅地
6	地積/面積	150.50 ㎡
7	固定資産税評価額	1,000,000円
8	証明書類(お手元がない場合※2)	証明書類番号(目に記載の番号)
	平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書	テ2

④ ご請求される土地の登記情報をご記入ください。なお、「C3 追加でご記入いただく土地の情報」の「登記上の所有者(c)」欄にご請求者さまの名義がある場合は証明書類のご提出は不要です。

登記情報	所有者(c)	山田太郎	不動産番号	1234567891234
	所在+地番	双葉郡双葉町3		
	地目	宅地	地積	150.50 ㎡
	持分割合	1分の1		
証明書類		証明書類番号(目に記載の番号)		
不動産登記事項証明書		テ4		

※1 次の要件を全て満たしている場合に宅地として認定しますので必ずご確認ください。「建築物が存在していること、または宅地造成が完了している」「道路に2m以上接している」「現況が農地ではない、または農地の場合は転用許可を得ている」「保安林に指定されていない、または保安林の場合は立木の伐採許可を得ている」
※2 ご不要な場合がございますので、まずは弊社(0120-926-596)までご連絡ください。

- ご記入いただく宅地の情報をご確認のうえ、必ずチェック☑を入れてください。
- ㊦**(1/2)または**㊧**(2/2)において、課税地目が「宅地」以外の土地を宅地として利用されていた方で、当該土地を宅地として賠償請求される場合は、宅地の要件を満たすことをご確認いただき、以下の書類をご提出ください。
詳細は85ページ【賠償金額算定までの流れ】をご参照ください。

■宅地の要件

- ・建築物が存在している、または宅地造成が完了^{*}している
- ・道路に2m以上接している
- ・農地転用許可を得ている
- ・保安林に指定されていない、または保安林に指定されていても立木の伐採または土地の形質の変更の許可を得ている

※ 次のすべてに該当する場合をいいます。

- ・平坦な状態に整地化されており樹木が生い茂っていないこと
- ・周囲の土地と高低差がある場合は切土・盛土工事が実施されていること
- ・雨水及び汚水処理するための排水設備(下水管、側溝、ます等)が設置されていること

■必要書類

◇宅地であることを確認する書類 ※課税地目が田、畑、保安林の場合にはご提出ください。

- ・農地転用許可を証明する書類(受理通知書、許可証等)
- ・保安林内の伐採の許可または土地の形質の変更の許可を証明する書類(許可証等)

◇宅地の面積を確認するための書類 ※以下のいずれかをお持ちの場合はご提出ください。

【宅地の面積を確認する書類】

- ・建築確認申請書(副本)および確認済証
- ・宅地造成工事請負契約書および支払を証明する書類(領収書等)

【建築物の延床面積を確認する書類】

- ・建物工事請負契約書および支払を証明する書類(領収書等)
- ・建築物検査済証

(ご提出がない場合は課税情報等により建築物の延床面積を確認いたします)

- 「宅地の面積」欄に宅地として利用されている面積をご記入ください。

上記【宅地の面積を確認する書類】をご提出いただく場合は書類に記載されている面積をご記入ください。それ以外の場合は把握されている面積をご記入ください。建築物の床面積をもとに弊社で確認させていただきます。建築物の床面積を確認できない場合等には現地評価をご案内いたします。

- 「課税情報」欄にご記入いただく宅地が、事業として販売する目的の宅地かについて、いずれかにチェック☑を入れてください。

事業として販売する目的の宅地の場合は、個人事業主さまの棚卸資産として、『賠償金 ご請求書(償却資産・棚卸資産)』にてご請求ください。

※ 事業として販売する目的の宅地の場合は、当該宅地について次項目以降のご記入は不要です。

※ 償却資産・棚卸資産についてのお問い合わせは、福島原子力補償相談室(0120-926-404)にご連絡ください。

- 平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書より、以下の課税情報をご記入いただき、当該書類をご提出ください。

- ③ 納税義務者、④ 所在、⑤ 課税地目、⑥ 地積/面積、⑦ 固定資産税評価額

課税上の住所		住所 双葉郡双葉町3		平成22年度		固定資産課税台帳登録事項明細書	
所有者	③ 氏名	④ 所在地	市農区分	登記地目	登記面積(m ²)	評価額	固定資産税課税標準額
				現況地目	現況面積(m ²)		都市計画税課税標準額
土地	山田太郎	双葉郡双葉町3		⑤ 宅地	⑥ 150.50	⑦ 1,000,000	

- ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2...)をご記入ください。

C3

追加でご記入いただく土地の情報

『解説と記入例』35～40ページをご参照ください。

本書類 「C」ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報」に印字されていなかった
のご説明 宅地の賠償をご請求される方はご記入ください。

※ 記入ページが不足する場合は、「C」追加でご記入いただく土地の情報(コピー用)をコピーのうえ、ご活用ください。

- 「C」ご提供いただいた課税情報に記載のある宅地の情報」に印字されていない宅地の賠償をご請求される場合は、その宅地の情報をご記入ください。
- 課税地目が「宅地」以外であるが、宅地として使用されている土地をご所有されていた場合も同様に記入ください。

土地番号	ト3-1	「C」ご請求者さまの土地の情報」に印字されていない宅地を追加でご記入いただく場合は、新たに通し番号をご記入ください。(ト3-1、ト3-2……) すでに「C」に印字されている土地について請求する場合は「C」に記載の土地番号をご記入ください。
------	------	--

1 宅地の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

- 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。
 → 課税地目が「宅地」以外の土地を宅地^{※1}としてご請求される方は下記の証明書類をご提出ください。
 また宅地部分の面積をご記入ください。詳細は「解説と記入例」85ページをご参照ください。

証明書類	証明書類番号(回)に記載の番号	宅地面積
確認済証および建築確認申請書等		m

②今回の賠償の対象となる宅地であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- ¹本ページの宅地は事業として販売する目的の宅地ではない
 ²本ページの宅地は事業として販売する目的の宅地である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

③ご請求される土地の課税情報をご記入ください。なお、「C」ご請求者さまの土地の情報」の「納税義務者(b)」欄にご請求者さまの名義がある場合は、証明書類のご提出は不要です。

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎		
	所在	双葉郡双葉町3		
	課税地目	宅地		
	地積/面積		150.50	m
	固定資産税評価額	1,000,000円		
証明書類(お手元がない場合※2)		証明書類番号(回)に記載の番号		
平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書		テ2		

④ご請求される土地の登記情報をご記入ください。なお、「C」ご請求者さまの土地の情報」の「登記上の所有者(c)」欄にご請求者さまの名義がある場合は証明書類のご提出は不要です。

9	所有者(c)	山田太郎	不動産番号	1234567899999	10
11	所在+地番	双葉郡双葉町3			
12	地目	宅地	地積	150.50	13
14	持分割合	1分の1			
証明書類		証明書類番号(回)に記載の番号			
不動産登記事項証明書		テ4			

※1 次の要件を全て満たしている場合に宅地として認定しますので必ずご確認ください。「建築物が存在していること、または宅地造成が完了している」「道路に2m以上接している」「現況が農地ではない、または農地の場合は転用許可を得ている」「保安林に指定されていない、または保安林の場合は立木の伐採許可を得ている」
 ※2 ご不要な場合がございますので、まずは弊社(0120-926-596)までご連絡ください。

●不動産登記事項証明書より、以下の登記情報をご記入いただき、当該書類をご提出ください。

⑨所有者、⑩不動産番号、⑪所在+地番、⑫地目、⑬地積、⑭持分割合

表題部 (土地の表示)		調製	平成22年2月22日	不動産番号	1234567899999
地図番号	⑪			筆界特定	余白
所在	⑪ 双葉郡双葉町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)	
3	宅地	150.50			
権利部(甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項		
1	所有権保存	平成11年11月11日 第2222号	⑨ 所有者 双葉郡双葉町3 山田太郎 ⑭		

持分の記載がない場合は1分の1をご記入ください。

⑮ ●ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

土地番号	前ページの土地番号を転記してください。
------	---------------------

2 宅地の賠償金額の算定に必要な情報について確認させていただく事項

1 ①本件事故発生日以降に当該宅地を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 本件事故発生日以降に売却していない		証明書類	5 証明書類番号 (Bに記載の番号)
<input type="checkbox"/> 2 本件事故発生日以降に売却した	売却収入がある場合は、必ずご記入ください。 売却収入 () 円	不動産売買契約書	

2 ②本件事故発生時点において、当該宅地を第三者が建物を所有する目的で有償で貸していたか、いずれかにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 有償で貸していない(借地権が設定されていない)		証明書類	5 証明書類番号 (Bに記載の番号)
<input type="checkbox"/> 2 有償で貸していた(借地権が設定されていた)	必ずご記入ください。 貸していた部分の面積 () m ²	宅地の賃貸借契約書	

3 ご請求者さまが宅地を所有されていたことについて確認させていただく事項

3 ①ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 一致している		証明書類	証明書類番号 (Bに記載の番号)
<input type="checkbox"/> 2 一致していない			
理由	<input type="checkbox"/> 3 納税義務者の相続人の方※3		
	<input type="checkbox"/> 4 平成22年1月2日以降に売買により取得した	不動産売買契約書および譲渡人の印鑑証明書	5
	<input type="checkbox"/> 5 その他 ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()		

4 ②納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 一致している		証明書類	5 証明書類番号 (Bに記載の番号)
<input type="checkbox"/> 2 一致していない			
理由	<input type="checkbox"/> 3 宅地を共同で所有していたが、代表して納税していない	平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書	
	<input type="checkbox"/> 4 平成22年1月2日以降に売買により変更登記をおこなった	不動産売買契約書および譲渡人の印鑑証明書	5
	<input type="checkbox"/> 5 相続により納税義務者が変更となったが、相続登記をおこなっていない※3		
	<input type="checkbox"/> 6 平成22年1月2日以降に相続登記をおこなった※4		
	<input type="checkbox"/> 7 その他 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()		

※3 当該宅地につきましては今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。
※4 弊社にて情報サービス等を利用して登記情報を取得し、相続登記を確認いたします。

1

●本件事故発生日以降に当該宅地を売却していたかについて、いずれかにチェック☑を入れてください。
「本件事故発生日以降に売却した」にチェック☑を入れた方は、「売却収入」を必ずご記入いただき、不動産売買契約書をご提出ください。
本件事故発生日以降に宅地を売却された場合は、時価相当額から売却収入を控除した金額を上限として賠償金額を算定いたします。

2

●本件事故発生時点において、当該宅地を第三者が建物を所有する目的で有償で貸していたかについて、いずれかにチェック☑を入れてください。
「有償で貸していた(借地権が設定されていた)」にチェック☑を入れた方は、「貸していた部分の面積」を必ずご記入ください。
また、宅地の賃貸借契約書をお持ちの場合はご提出ください。
※借地権が設定された宅地(底地権)の時価相当額の算定方法は本冊子98ページをご確認ください。

3

●ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

ご選択内容	おこなっていただくこと
納税義務者の相続人の方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。 取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に売買により取得された方	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書

4

●納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

ご選択内容	おこなっていただくこと
宅地を共同で所有しているが代表して納税していない方	代表して納税されている方の平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書をご提出ください。
平成22年1月2日以降に売買により変更登記をおこなった方	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書
相続により納税義務者が変更となったが、相続登記をおこなっていない方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。 取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に相続登記をおこなった方	(登記情報提供サービス等を利用して弊社にて登記情報を取得し、相続の事実を確認させていただきます。 ※確認できない場合は、今回の賠償は保留とさせていただきます。)

5

●ご提出いただく、証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

7. D1「ご請求者さまの建物の情報(1/2)」のご確認

D1

ご請求者さまの建物の情報(1/2)

『解説と記入例』41～42ページをご参照ください。

本書類
のご説明建物の賠償をご請求される方は、ご確認ください。
本ページにはご記入いただく箇所はございません。

- 本ページには、弊社にご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。今回の賠償にあたってのお取扱いを「今回のお取扱い」欄に記載しておりますのでご確認ください。
- 本ページに記載されていない建物の賠償をご請求される場合は、「D2追加でご記入いただく建物の情報」にご記入ください。

〈ご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報〉

建物番号	所在	家屋番号	種類
1-1	福島県双葉郡双葉町1	1111番1	居宅
タ1-2	福島県双葉郡双葉町2	1111番2	車庫
タ1-3	福島県双葉郡双葉町3	1111番3	車庫
タ1-4	福島県双葉郡双葉町4	1111番4	事務所
タ1-5	福島県双葉郡双葉町5	1111番5	居宅
タ1-6	福島県双葉郡双葉町6	1111番6	居宅

- 一覧にご所有の建物の情報が印字されているかご確認ください。

「D1ご請求者さまの建物の情報(1/2)」には、ご提供いただいた固定資産課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。

ご所有の建物がすべて
一覧に印字されている場合

「D2ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」をご記入ください(本冊子45～62ページをご参照ください)。

ご所有の建物が一覧にない場合

「D1ご請求者さまの建物の情報(2/2)」をご確認ください(本冊子43、44ページをご参照ください)。

※ 本ページにはご記入いただく必要はございません。

「今回のお取扱い」欄について

- ・『○』と印字されている建物については、賠償のご請求にあたり必要な情報をD2にご記入ください。
- ・『対象外』と印字されている建物については、所在が対象区域外であるため賠償の対象とはなりません。
- ・『保留』と印字されている建物については、取扱いが未確定のため、ご請求を保留させていただきます。
- ・『別途案内』と印字されている建物については、今回の賠償の対象ではありませんので取扱いが確定次第、別途ご案内いたします。

※1 登記上の所有者が確認できなかった場合は、『-』と印字しております。

2	確認書・委任状 自署者(a)	納税義務者 (b)	登記上の 所有者(c) ^{※1}	今回のお取扱い
	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	○ D2をご記入ください。
	山田 太郎	山田 太郎	山田 一郎	○ D2をご記入ください。
	山田 太郎	山田 太郎	山田 太郎	○ D2をご記入ください。
	山田 太郎	山田 太郎	-	○ D2をご記入ください。
	山田 太郎	山田 一郎	山田 太郎	○ D2をご記入ください。
	山田 太郎	山田 一郎	山田 一郎	○ D2をご記入ください。

●下記書類に記載されたお名前を印字しております。

- ・「確認書・委任状自署者」
ご請求準備として弊社にご提供いただいた確認書・委任状に自署された方のお名前
- 2 ・「納税義務者」
ご提供いただいた平成22年度固定資産課税情報に記載されているお名前
- ・「登記上の所有者」
ご提供いただいた平成22年度固定資産課税情報に記載の所在に一致する、登記情報に記載のお名前(確認できなかった場合は「-」と表示)

8. D1「ご請求者さまの建物の情報(2/2)」のご確認

D1

ご請求者さまの建物の情報(2/2)

『解説と記入例』43～44ページをご参照ください。

本書類
のご説明建物の賠償をご請求される方は、ご確認ください。
本ページにはご記入いただく箇所はございません。

- 本ページには、「D1ご請求者さまの建物の情報(1/2)」に印字された建物の情報以外に、以下の情報を印字しております(ただし、課税情報をご提供いただいている市町村の情報に限ります)。
 - ・ご請求者さまが納税義務者として記載されている建物の情報(ご請求者さま以外の方からご提供いただいた情報)
 - ・ご請求者さまが所有者として登記されている建物の情報

〈参考情報〉

建物番号	所在	家屋番号/符号	種類
1 2-1	福島県双葉郡双葉町13	1111 番11/主	居宅
タ2-2	福島県双葉郡双葉町13	1111 番11/1	車庫
タ2-3	福島県双葉郡双葉町13	1111 番11/2	車庫
タ2-4	福島県双葉郡双葉町16	1111 番12	事務所
タ2-5	福島県双葉郡双葉町10	1111 番13	居宅
タ2-6	福島県双葉郡双葉町11	1111 番14	居宅

- ご請求者さま以外の方から弊社にご提供いただいた固定資産課税情報に、ご請求者さまが納税義務者として記載されている建物の情報、およびご請求者さまが所有者として登記されている建物の情報を参考情報として印字しております。
- 一覧にご所有の建物の情報が印字されているかご確認ください。

1

ご所有の建物が一覧にある場合

本ページに印字されている内容をもとに「D1追加でご記入いただく建物の情報」にご記入ください(本冊子63～74ページをご参照ください)。

ご所有の建物が一覧にない場合

「D1追加でご記入いただく建物の情報」に新たにご記入ください(本冊子63～74ページをご参照ください)。

※ 本ページにはご記入いただく必要はございません。

ご請求者さま以外の方からご提供いただいた課税情報につきましては、*を印字しております。

※1 確認書・委任状自署者、納税義務者または登記上の所有者が確認できなかった場合は、『-』と印字しております。

確認書・委任状自署者(a) ^{※1}	納税義務者(b) ^{※1}	登記上の所有者(c) ^{※1}	今回のお取扱い	
2 *****	山田 太郎	山田 太郎	参考	ご請求される場合は、D3をご記入ください。
*****	山田 太郎	山田 一郎	参考	ご請求される場合は、D3をご記入ください。
*****	山田 太郎	山田 太郎	参考	ご請求される場合は、D3をご記入ください。
*****	山田 太郎	山田 太郎	参考	ご請求される場合は、D3をご記入ください。
*****	*****	山田 太郎	参考	ご請求される場合は、D3をご記入ください。
-	-	山田 太郎	参考	ご請求される場合は、D3をご記入ください。

●下記書類に記載されたお名前を印字しております。

・「確認書・委任状自署者」

ご請求者さま以外の方からご提出いただいた確認書・委任状に自署された方のお名前を「*」で表示しております(確認ができなかった場合は「-」を表示)

・「納税義務者」

ご請求者さまのお名前(ご請求者さま以外の方からご提供いただいた平成22年度固定資産課税情報のうちご請求者さまが納税義務者となられている建物の情報)

なお、ご請求者さまが登記上の所有者となられている建物の所在に一致する平成22年度固定資産課税情報に記載されているお名前は「*」で表示しております(確認ができなかった場合は「-」を表示)

・「登記上の所有者」

ご請求者さまのお名前(「D1ご請求者さまの建物の情報(1/2)」以外で、ご請求者さまが所有者として登記されている建物の情報)

または、ご請求者さまが納税義務者となられている建物の所在に一致する登記情報に記載のお名前(確認ができなかった場合は「-」を表示)

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

9. D2「ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」のご記入

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』45～56ページをご参照ください。

本書類のご説明 課税情報をご提供いただいた建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

- ご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。
- 建物の賠償のご請求にあたり必要な情報をご記入ください(印字されている箇所は記入不要です)。

建物番号 「D2 ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

1 建物の基本情報

1 ①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

① 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

2 ① 本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない

② 本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

3 確認書・委任状自署者(a)

課税情報	納税義務者(b)	<input type="text" value="山田太郎"/>			
	所在	<input type="text" value="福島県双葉郡双葉町 1"/>			
	家屋番号	<input type="text" value="1 1 1 1 番 1"/>	種類	<input type="text" value="居宅"/>	
	床面積	<input type="text" value="200.00"/>	m ²	構造	<input type="text" value="木造"/>
	築年	<input type="text" value="平成 1 0"/>	年	評価額	<input type="text" value="1, 000, 000 円"/>

5 ③上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合チェック☑は不要です)。

① 増改築部分は課税も登記もされていない ② 増改築部分は課税されていないが登記されている

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。*

① 課税情報と同じ建物の登記情報が②に印字されている → ②をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。

(右ページより
ご選択ください)

登記番号

② 課税情報と同じ建物の登記情報が②に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

③ 建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

登記情報	所有者(c)	<input type="text"/>			不動産番号	<input type="text"/>	
	所在	<input type="text"/>					
	家屋番号	<input type="text"/>	符号	<input type="text"/>	種類	<input type="text"/>	
	床面積	<input type="text"/>	m ²	構造	<input type="text"/>		
	築年	<input type="text"/>	年	持分割合	<input type="text"/> 分の		

証明書類

証明書類番号(④に記載の番号)

- ・不動産登記事項証明書
(登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)

④ 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。

証明書類

証明書類番号(④に記載の番号)

- ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)
- ・支払いを証明する書類(領収書等)

※ 当該課税情報が増改築の情報であり、登記されていない場合は、「建物登記がない」にチェックを入れ、建物本体の登記番号を「証明書類番号」欄にご記入ください。当該課税情報に登記されていない増改築が含まれる場合は、建物本体登記の選択に加え、「建物登記がない」にチェックを入れ、登記されていない増改築部分の証明書類をご提出ください。詳細は「解説と記入例」47～50ページをご参照ください。

留意点

■ご提供いただいた固定資産課税情報に記載されている(「D1ご請求者さまの建物の情報(1/2)」に記載されている)建物の情報を印字しております。

1

●本書類の情報に間違いがないことを必ずご確認のうえ、チェック☑を入れてください。

●「課税情報」欄に印字された建物が、事業として販売する目的の建物かについて、いずれかにチェック☑を入れてください。

事業として販売する目的の建物の場合は、個人事業主さまの棚卸資産として、『賠償金 ご請求書(償却資産・棚卸資産)』にてご請求ください。

※ 事業として販売する目的の建物の場合は、当該建物について次項目以降のご記入は不要です。

※ 償却資産・棚卸資産についてのお問い合わせは弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)にご連絡ください。

2

3

●ご請求準備として弊社にご提供いただいた確認書・委任状に自署された方のお名前を印字しております。

4

●ご提供いただいた平成22年度の課税情報に記載の内容をあらかじめ印字しております。

●建物の増改築工事をおこなっていた方で、建物本体の課税情報に反映されていない増改築部分がある場合はいずれかにチェック☑を入れてください。

▶増改築部分は課税も登記もされていない場合

増改築部分の固定資産課税情報および建物本体の変更登記※をおこなっていない場合はチェック☑を入れてください。

※D3③にて増改築部分について、ご記入ください。

▶増改築部分は課税されていないが登記されている場合

増改築部分の固定資産課税情報はないが、建物本体の変更登記※をおこなっている場合はチェック☑を入れてください。

※増改築により変更登記をおこなっている場合は、以下の例のように建物の不動産登記情報に変更履歴が記載されています。

(増築によって床面積を変更した例)

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成22年2月22日	不動産番号	111111111111
所在図番号	余白				
所 在	〇〇市〇〇町××番地			余白	
家屋番号	××番地の1			余白	
① 種類	② 構造	③ 床 地 積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	木造2階建	1階 75	00	平成11年10月10日新築	
		2階 75	00		
余白	余白	1階 100	00	平成12年10月15日増築	
		2階 75	00		

5

●D2ご記入いただいた増改築に関する情報は「D3追加でご記入いただく建物の情報」へご記入いただく必要はございません。

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』45～56ページをご参照ください。

本書類のご説明 課税情報をご提供いただいた建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

- ご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。
- 建物の賠償のご請求にあたり必要な情報をご記入ください(印字されている箇所は記入不要です)。

建物番号 **タ 1-1** 「D1 ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

1 建物の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

①以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- ①本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない
- ②本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

確認書・委任状自署者(a) **山田太郎**

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎			
	所在	福島県双葉郡双葉町1			
	家屋番号	1111番1	種類	居宅	
	床面積	200.00	m ²	構造	木造
	築年	平成10	年	評価額	1,000,000円

③上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合チェック☑は不要です)。

- ①増改築部分は課税も登記もされていない
- ②増改築部分は課税されていないが登記されている

6

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。*

①課税情報と同じ建物の登記情報が②に印字されている → ②をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。

(右ページより
ご選択ください)

登記番号

/

②課税情報と同じ建物の登記情報が②に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

③建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

登記情報	所有者(c)			不動産番号		
	所在					
	家屋番号	符号		種類		
	床面積		m ²	構造		
	築年		年	持分割合	分の	

証明書類

証明書類番号(④に記載の番号)

- ・不動産登記事項証明書
(登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)

④建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。

証明書類

証明書類番号(④に記載の番号)

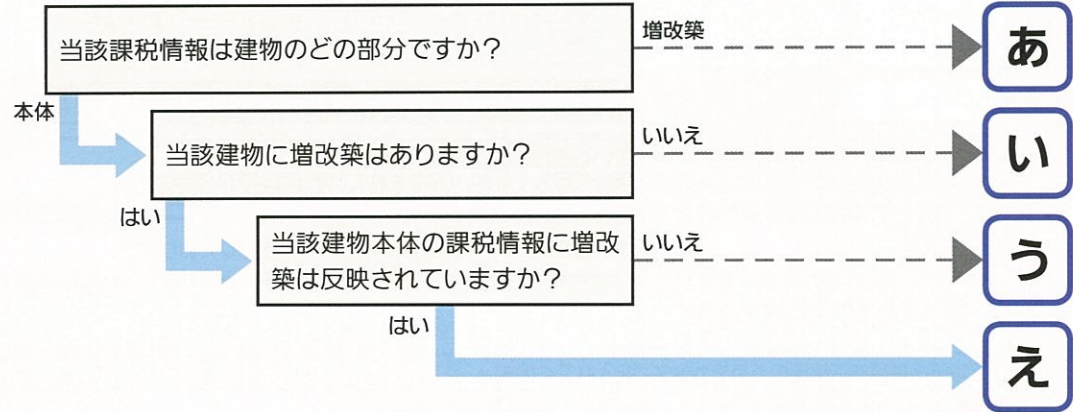
- ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)
- ・支払いを証明する書類(領収書等)

*当該課税情報が増改築の情報であり、登記されていない場合は、「建物登記がない」にチェックを入れ、建物本体の登記番号を「証明書類番号」欄にご記入ください。当該課税情報に記載されていない増改築が含まれる場合は、建物本体登記の選択に加え、「建物登記がない」にチェックを入れ、登記されていない増改築部分の証明書類をご提出ください。詳細は「解説と記入例」47～50ページをご参照ください。

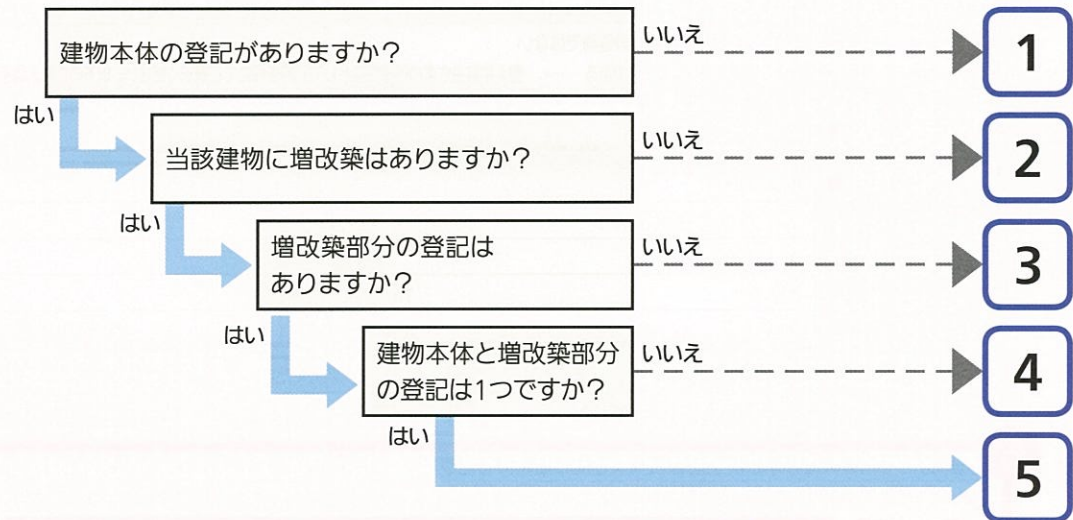
●1④は課税情報に対応する登記情報をご確認いただく項目となります。課税情報と登記情報の状況によりご記入方法が異なりますので以下をご確認のうえご記入ください。

1. 当該建物の課税情報と登記情報の状況から、下図によりご記入のパターンをご確認ください。

①課税情報の状況についてご選択ください。



②登記情報の状況についてご選択ください。



③上記の結果の組み合わせごとにご記入方法をご案内します(例: ①い ②う)

6

2. 1の組み合わせに該当するご記入例をご参照いただき、1④をご記入ください。

a. 建物本体に対応する登記がない → あ1 い1 う1 え1

課税情報の建物に対応する登記情報が無い旨をご記入いただけます。

- i. 「課税情報と同じ建物の登記情報が [2] に印字されていない」にチェック☑を入れてください。
- ii. 「建物登記がない」にチェック☑を入れてください。
- iii. 建物のご所有を確認するための証明書類をご用意ください。また「証明書類番号」欄に証明書類番号をご記入ください。

※ ①に該当する場合には、B③の「課税も登記もされていない増改築あり」にチェック☑を入れてください。

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。

課税情報と同じ建物の登記情報が [2] に印字されている → [2]をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。

課税情報と同じ建物の登記情報が [2] に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

課税情報と同じ建物の登記情報欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

所有者(○)	不動産番号		
所在	符号	種類	
家屋番号		構造	
床面積	m ²	持分割合	分の
築年	年		
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)	
・不動産登記事項証明書(※)が印について、ご確認させていただくことがあります)			
<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記がない		→ 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。	
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)	
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)			
・支払いを証明する書類(領収書等)			

iii

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』45～56ページをご参照ください。

本書類のご説明

課税情報をご提供いただいた建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

- ご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。
- 建物の賠償のご請求にあたり必要な情報をご記入ください(印字されている箇所は記入不要です)。

建物番号 **タ 1-1** ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

1 建物の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェックを入れてください。

以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェックを入れてください。

1本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない

2本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

確認書・委任状自署者(a) **山田太郎**

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎			
	所在	福島県双葉郡双葉町 1			
	家屋番号	1 1 1 1 番 1	種類	居宅	
	床面積	200.00	m ²	構造	木造
	築年	平成 1 0	年	評価額	1, 000, 000 円

③上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェックを入れてください(該当しない場合チェックは不要です)。

1増改築部分は課税も登記もされていない

2増改築部分は課税されていないが登記されている

6

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェックを入れてください。*

1課税情報と同じ建物の登記情報が 2 に印字されている → 2 をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。

(右ページより
ご選択ください)

登記番号 /

2 課税情報と同じ建物の登記情報が 2 に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェックを入れてください。

3 建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

登記情報	所有者(c)			不動産番号		
	所在					
	家屋番号	符号		種類		
	床面積		m ²	構造		
	築年		年	持分割合	分の	

証明書類 証明書類番号(国に記載の番号)

- ・不動産登記事項証明書
(登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)

4 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。

証明書類 証明書類番号(国に記載の番号)

- ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)
- ・支払いを証明する書類(領収書等)

* 当該課税情報が増改築の情報であり、登記されていない場合は、「建物登記がない」にチェックを入れ、建物本体の登記番号を「証明書類番号」欄にご記入ください。当該課税情報に登記されていない増改築が含まれる場合は、建物本体登記の選択に加え、「建物登記がない」にチェックを入れ、登記されていない増改築部分の証明書類をご提出ください。詳細は「解説と記入例」47～50ページをご参照ください。

b. 課税情報に対応する登記がすべてある

➡ **あ4 あ5 い2 え4 え5**

増改築部分の課税情報はないが、建物本体の登記のみある
または建物本体および増改築部分の登記がある

➡ **う3 う4 う5**

課税情報に対応する登記情報を**2**にて確認のうえ、転記していただきます。

- i. 「課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されている」にチェック☑を入れてください。
- ii. 「登記番号」欄に課税情報と同じ建物の登記番号を**2**から転記してください(課税情報と登記情報の対応方法については、本冊子52ページをご参照ください)。

※1 **2**に課税情報に対応する登記情報が印字されていない場合は、本冊子54ページをご参照ください。

※ **34**に該当する場合には、「登記番号」欄に増改築部分の登記情報の登記番号についてもご記入ください。

※ **33**に該当する場合には、**3**③の「課税も登記もされていない増改築あり」にチェック☑を入れてください。

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。

課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されている → をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。
(印字がない場合は、**2**から転記してください) **登記番号**

課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の「証明書類」をご提出ください。

所有者(○)	不動産番号	
所在	符号	種類
家屋番号	m	構造
床面積	年	持分割合
築年	年	分の
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)
・不動産登記事項証明書 (登記簿の内容について、ご確認させていただくことがあります)		
<input type="checkbox"/> 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。		
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)		
・支払いを証明する書類(領収書等)		

c. 建物本体と増改築部分の課税情報は分かれており、建物本体の登記はあるが増改築部分の登記はない

➡ **あ3**

増改築部分に対応する登記情報が建物本体のみである旨をご記入いただきます。

- i. 「課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されていない」にチェック☑を入れてください。
- ii. 「建物登記がない」にチェック☑を入れてください。
- iii. 「証明書類番号」欄に建物本体に対応する登記情報の登記番号をご記入ください(課税情報と登記情報の対応方法については、本冊子52ページをご参照ください)。

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。

課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されている → をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。
(印字がない場合は、**2**から転記してください) **登記番号**

課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の「証明書類」をご提出ください。

所有者(○)	不動産番号	
所在	符号	種類
家屋番号	m	構造
床面積	年	持分割合
築年	年	分の
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)
・不動産登記事項証明書 (登記簿の内容について、ご確認させていただくことがあります)		
<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。		
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)		
・支払いを証明する書類(領収書等)		

6

d. 建物本体と増改築部分の課税情報が一体、建物本体部分の登記はあるが増改築部分の登記はない

➡ **え3**

建物本体に対応する登記情報のご確認と、増改築部分に対する登記情報がない旨をご記入いただきます。

- i. 「課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されている」にチェック☑を入れてください。
- ii. 「登記番号」欄に課税情報と同じ建物の登記番号を**2**から転記してください(課税情報と登記情報の対応方法については、本冊子52ページをご参照ください)。
- iii. 「課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されていない」にチェック☑を入れてください。
- iv. 「建物登記がない」にチェック☑を入れてください。
- v. 建物のご所有を確認するための証明書類をご用意ください。また「証明書類番号」欄に証明書類番号をご記入ください。

※1 **2**に課税情報に対応する登記情報が印字されていない場合は、本冊子54ページをご参照ください。

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。

課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されている → をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。
(印字がない場合は、**2**から転記してください) **登記番号**

課税情報と同じ建物の登記情報が**2**に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の「証明書類」をご提出ください。

所有者(○)	不動産番号	
所在	符号	種類
家屋番号	m	構造
床面積	年	持分割合
築年	年	分の
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)
・不動産登記事項証明書 (登記簿の内容について、ご確認させていただくことがあります)		
<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。		
証明書類		証明書類番号(口に記載の番号)
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)		
・支払いを証明する書類(領収書等)		

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』45～56ページをご参照ください。

本書類のご説明 課税情報をご提供いただいた建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

- ご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。
- 建物の賠償のご請求にあたり必要な情報をご記入ください(印字されている箇所は記入不要です)。

建物番号 タ 1-1 「D」ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

1 建物の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

- 1 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- 1 本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない
- 2 本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

確認書・委任状自署者(a) 山田太郎

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎			
	所在	福島県双葉郡双葉町1			
	家屋番号	1111番1	種類	居宅	
	床面積	200.00	m ²	構造	木造
	築年	平成10	年	評価額	1,000,000円

③上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合チェック☑は不要です)。

- 1 増改築部分は課税も登記もされていない
- 2 増改築部分は課税されていないが登記されている

7

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。*

- 1 課税情報と同じ建物の登記情報が 2 に印字されている → 2 をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。

(右ページより
ご選択ください)

登記番号

/

- 2 課税情報と同じ建物の登記情報が 2 に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

- 3 建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

登記情報	所有者(c)	不動産番号		
	所在			
	家屋番号	符号	種類	
	床面積	m ²	構造	
	築年	年	持分割合	分の

証明書類 証明書類番号(□に記載の番号)

- ・不動産登記事項証明書
(登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)

- 4 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。

証明書類 証明書類番号(□に記載の番号)

- ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)
- ・支払いを証明する書類(領収書等)

※当該課税情報が増改築の情報であり、登記されていない場合は、「建物登記がない」にチェックを入れ、建物本体の登記番号を「証明書類番号」欄にご記入ください。当該課税情報に記載されていない増改築が含まれる場合は、建物本体登記の選択に加え、「建物登記がない」にチェックを入れ、登記されていない増改築部分の証明書類をご提出ください。詳細は「解説と記入例」47～50ページをご参照ください。

●「2課税情報に対応する登記情報の候補一覧」より、当該課税情報に対応する登記情報の登記番号を「登記番号」欄にご記入ください。

「課税情報」欄に印字された情報が、増改築部分の内容である場合は、増改築の登記をおこなっている方のみ、建物本体の登記番号をご記入ください。

1. 一つの課税情報が一つの登記情報に対応する例

課税情報				
建物番号	構造	用途	築年	面積
課税1(タ1-4)	木造	居宅	H10年	200m ²

一致

登記情報				
登記番号	構造	用途	築年	面積
登記1	木造	居宅	H10年	195m ²

±1年以内
±20m²以内 課税面積±10%以内

課税情報に対応する登記情報の登記番号をご記入ください。

建物番号 タ1-4

登記番号 1

登記番号を転記

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

登記番号	登記情報			
所有者(○)	山田太郎	不動産番号	11111111111119	
所在	福島県双葉郡双葉町1			
家屋番号	1111番1	符号	主	種類 居宅
床面積	200.00	m ²	構造	木造
築年	平成10	年	持分割合	1 分の 1

2. 増改築などにより複数の課税情報が一つの登記情報に対応する例

課税情報				
建物番号	構造	用途	築年	面積
課税1(タ1-4)	木造	居宅	H10年	170m ²
課税2(タ1-5)	木造	居宅	H20年	30m ²
合計 200m ²				

一致

登記情報				
登記番号	構造	用途	築年	面積
登記1	木造	居宅	H20年	195m ²

±20m²以内 課税面積±10%以内

課税情報に対応する登記情報の登記番号(同じ番号)を、それぞれの請求明細にご記入ください。

建物番号 タ1-4

登記番号 1

登記番号を転記

建物番号 タ1-5

登記番号 1

登記番号を転記

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

登記番号	登記情報			
所有者(○)	山田太郎	不動産番号	11111111111119	
所在	福島県双葉郡双葉町1			
家屋番号	1111番1	符号	主	種類 居宅
床面積	200.00	m ²	構造	木造
築年	平成10	年	持分割合	1 分の 1

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

登記番号	登記情報			
所有者(○)	山田太郎	不動産番号	11111111111120	
所在	福島県双葉郡双葉町1			
家屋番号	1111番1	符号	主	種類 居宅
床面積	25.00	m ²	構造	木造
築年	平成20	年	持分割合	2 分の 1

3. 一つの課税情報が複数の登記情報に対応する例

課税情報				
建物番号	構造	用途	築年	面積
課税1(タ1-4)	木造	居宅	H20年	200m ²

一致

登記情報				
登記番号	構造	用途	築年	面積
登記1	木造	居宅	H10年	170m ²
登記2	木造	居宅	H20年	25m ²

±20m²以内 課税面積±10%以内

課税情報に対応する複数の登記情報の登記番号(同じ番号)をご記入ください。

建物番号 タ1-4

登記番号 1 2

登記番号を転記

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

登記番号	登記情報			
所有者(○)	山田太郎	不動産番号	11111111111119	
所在	福島県双葉郡双葉町1			
家屋番号	1111番1	符号	主	種類 居宅
床面積	200.00	m ²	構造	木造
築年	平成10	年	持分割合	1 分の 1
所有者(○)	山田太郎	不動産番号	11111111111120	
所在	福島県双葉郡双葉町1			
家屋番号	1111番1	符号	主	種類 居宅
床面積	25.00	m ²	構造	木造
築年	平成20	年	持分割合	2 分の 1

※対応する登記番号がご不明な場合、弊社にて、土地の不動産情報にもとづき所有権の確認をおこないます。
 ※なお、この場合は個々の登記情報との特定ができず、登記情報の面積を課税情報に反映させることができないことから、個々の課税情報の面積を適用させていただきます。

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』45～56ページをご参照ください。

本書類のご説明 課税情報をご提供いただいた建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

- ご提供いただいた課税情報に記載されている建物の情報を印字しております。
- 建物の賠償のご請求にあたり必要な情報をご記入ください(印字されている箇所は記入不要です)。

建物番号 タ1-1 「D」ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

1 建物の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

- 1 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- 1 本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない
 2 本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

確認書・委任状自署者(a) 山田太郎

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎			
	所在	福島県双葉郡双葉町1			
	家屋番号	1111番1	種類	居宅	
	床面積	200.00	m ²	構造	木造
	築年	平成10	年	評価額	1,000,000円

③上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合チェック☑は不要です)。

- 1 増改築部分は課税も登記もされていない 2 増改築部分は課税されていないが登記されている

④登記による所有の確認のため、上記課税情報と同じ建物の登記情報について該当するものにチェック☑を入れてください。*

- 1 課税情報と同じ建物の登記情報が 2 に印字されている → 2 をご確認いただき、課税情報と同じ建物の登記番号をご記入ください。

(右ページより
ご選択ください)

登記番号

- 2 課税情報と同じ建物の登記情報が 2 に印字されていない → 建物登記の有無について該当するものにチェック☑を入れてください。

- 3 建物の登記情報がある → 下記の「登記情報」欄に上記課税情報と同じ建物の登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

登記情報	所有者(c)	8 山田太郎	不動産番号	9 1122334455667	
	所在	10 双葉郡双葉町1			
	家屋番号	11 1111番1	符号	12 主	
	床面積	14 200.00	m ²	種類	13 居宅
	築年	16 平成10	年	構造	15 木造
			持分割合	17 3分の2	

証明書類

証明書類番号(□に記載の番号)

- ・不動産登記事項証明書
(登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)

18

- 4 建物登記がない → 下記の証明書類をご提出ください(提出が困難な場合でも、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます)。

証明書類

証明書類番号(□に記載の番号)

- ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)
- ・支払いを証明する書類(領収書等)

18

※ 当該課税情報が増改築の情報であり、登記されていない場合は、「建物登記がない」にチェックを入れ、建物本体の登記番号を「証明書類番号」欄にご記入ください。当該課税情報に登記されていない増改築が含まれる場合は、建物本体登記の選択に加え、「建物登記がない」にチェックを入れ、登記されていない増改築部分の証明書類をご提出ください。詳細は「解説と記入例」47～50ページをご参照ください。

- 当該課税情報に対応する建物の登記情報が2に印字されていない場合は、不動産登記事項証明書より、以下の登記情報をご記入いただいたうえ、不動産登記事項証明書をご提出ください。

【課税情報に対応する建物が主たる建物である場合】

- 8所有者、9不動産番号、10所在、11家屋番号、12符号(番号がない場合、「主」と記載してください)、13種類、14床面積、15構造、16築年、17持分割合

【課税情報に対応する建物が附属建物である場合】※青色の番号の項目が上記と異なります。

- 8所有者、9不動産番号、10所在、11家屋番号、12符号、13種類、14床面積、15構造、16築年、17持分割合

※ 課税情報に印字の内容に、主たる建物と附属建物の情報を両方含んでいる場合は、基本は「主たる建物」の情報を転記いただき、「床面積」のみ、主たる建物分と附属建物分を合計して(14+14)ご記入してください。

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	1122334455667	9
所在図番号	余白					
10 所在	双葉郡双葉町1					[余白]
11 家屋番号	1111番1					[余白]
① 種類	② 構造	③ 床面積	㎡	原因及びその日付(登記の日付)		
13 住宅	木造瓦葺平家建	200	00	平成10年6月1日		
15	14	16				
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記			
表題部 (附属建物の表示)						
12 符号	13 種類	② 構造	③ 床面積	㎡	14	16 原因及びその日付(登記の日付)
1	物置	木造	15	10	昭和40年6月1日	
権利部(甲区) (所有権に関する事項)						
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事			
1	所有権保存	昭和35年6月5日	8 17 共有者 持分 3分の2 山田太郎 葛尾 2 3分の1 山田花子 葛尾 6			

持分の記載がない場合は1分の1とご記入ください。

- 18 ●ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

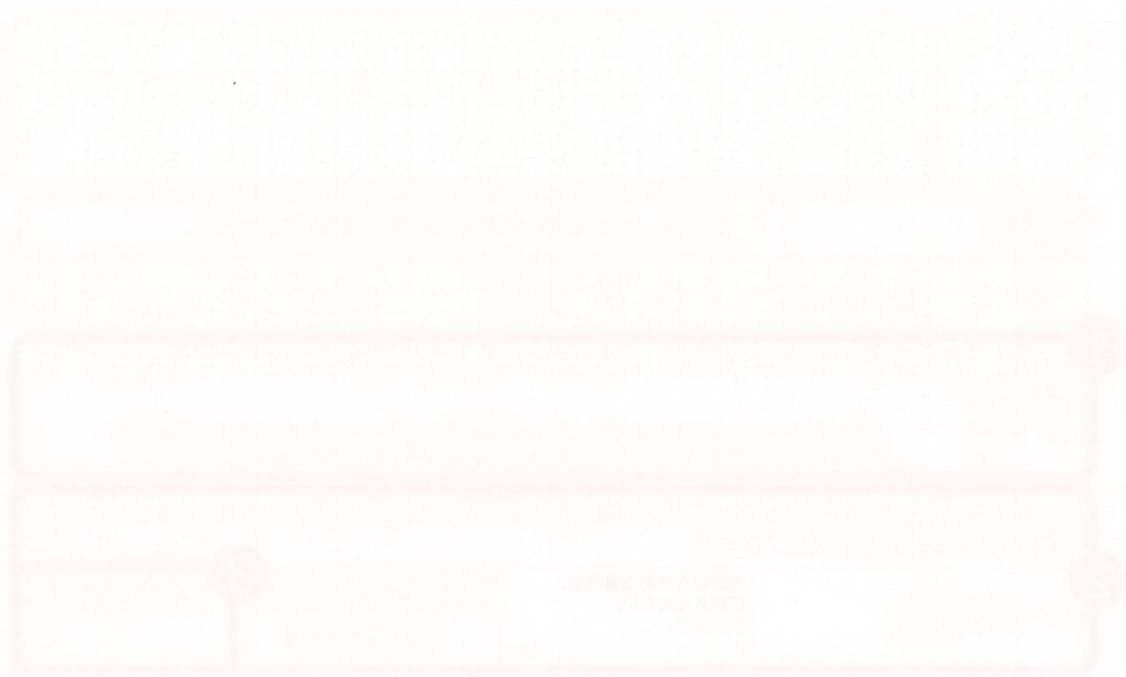
建物番号	タ 1-1	「 <input checked="" type="checkbox"/> ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。
------	-------	--

2 課税情報に対応する登記情報の候補一覧

課税情報と所在が同一の建物の登記情報を記載しております。上記建物番号の課税情報と同じ建物の登記情報をご選択いただき、該当する登記番号を④「登記番号」欄へご記入ください。

1	2	登記情報					
1	所有者(c)	山田太郎			不動産番号	1111111111119	
	所在	福島県双葉郡双葉町 1					
	家屋番号	1111番1	符号	主	種類	居宅	
	床面積	200.00		m ²	構造	木造	
	築年	平成10		年	持分割合	1 分の 1	
2	所有者(c)	山田太郎			不動産番号	1111111111120	
	所在	福島県双葉郡双葉町 1					
	家屋番号	1111番1	符号	1	種類	居宅	
	床面積	25.00		m ²	構造	木造	
	築年	平成20		年	持分割合	2 分の 1	
3	所有者(c)	山田花子			不動産番号	1111111111121	
	所在	福島県双葉郡双葉町 1					
	家屋番号	1111番1	符号	1	種類	居宅	
	床面積	25.00		m ²	構造	木造	
	築年	平成20		年	持分割合	2 分の 1	
	所有者(c)				不動産番号		
	所在						
	家屋番号		符号		種類		
	床面積			m ²	構造		
	築年			年	持分割合	分の	
	所有者(c)				不動産番号		
	所在						
	家屋番号		符号		種類		
	床面積			m ²	構造		
	築年			年	持分割合	分の	

※ 登記情報と課税情報の所在が一致しない場合は印字されません。
 ※ ご不明な点等がございましたら、弊社お問い合わせ先までご連絡ください。



◀ 1

- 「**1**建物の基本情報」の「課税情報」欄の所在と同一の登記情報(弊社が登記情報提供サービス等を利用して取得)を印字しております。
※差押登記、仮登録など、登記名義人の方が処分権を有していることの確認が必要な登記情報は印字していません。

◀ 2

- 「**1**建物の基本情報」の課税情報に一致する登記情報の登記番号を**1**④の「登記番号」欄に転記してください。転記方法については本冊子52ページをご参照ください。

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』57～62ページをご参照ください。

建物番号 **タ 1-1**

「D」ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

3 建物の賠償金額の算定に必要な情報について確認させていただく事項

1

①地震・津波の損害状況について、いずれかにチェック☑を入れてください。

1 損害なし

2 損害あり → 地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

②本件事故発生日以降に当該建物を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。

1 本件事故発生日以降に売却していない

2 本件事故発生日以降に売却した

売却収入がある場合は、
ご記入ください。
売却収入
() 円

証明書類

不動産売買契約書

3

証明書類番号
(目に記載の番号)

③当該課税明細が建物本体の場合、当該建物の増改築、特定の高額な設備および個人事業主さまで、取得価額100万円以上の設備がある場合は、該当するものにチェック☑を入れてください。
項目のご選択およびご提出いただく書類については『解説と記入例』60ページをご参照ください。

1 課税も登記もされていない増改築あり
※ただし、本件事故発生日以降の増改築分を除く

証明書類にもつぎ、おわかりになる場合はご記入ください。※1
工事(請負)金額
() 円
増築面積
() m²

証明書類

・工事請負契約書
(内訳書、建築図面が添付されているもの)
・支払いを証明する書類
(領収書等)

証明書類番号
(目に記載の番号)

2 特定の高額な設備あり → 以下の3つから該当する構築物をご選択ください。

3 太陽光発電設備
(瓦一体型を除く)

工事(請負)金額または
取得価額
() 円

4 合併浄化槽

工事(請負)金額または
取得価額
(500,000) 円

5 井戸

工事(請負)金額または
取得価額
() 円

・工事請負契約書※2
(内訳書、建築図面が添付されているもの)
・支払いを証明する書類※2
(領収書等)

テ7

6 個人事業主さまで、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額100万円以上の構築物あり

取得価額
() 円

本件事故発生日以前の直近年度の確定申告に添付された固定資産台帳等

※1 金額等が不明な場合は、空欄のままご提出ください。

※2 書類がない場合は、本件事故発生日時点の所有が確認できる書類をご提出ください(詳細は『解説と記入例』92ページをご参照ください)。

◀ 1

●地震・津波による損害状況について、該当するものにチェック☑を入れてください。

損害状況のご判断については本冊子10ページをご参照ください。

なお、地震・津波により損害のある建物の取扱いについては、今回の賠償は保留させていただきます。

取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

本項目以降も続けてご記入いただきますようお願いいたします。

◀ 2

●本件事故発生日以降に当該建物を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。

「本件事故発生日以降に売却した」にチェック☑を入れた方は、「売却収入」を必ずご記入いただき、不動産売買契約書をご提出ください。

本件事故発生日以降に建物を売却された場合は、時価相当額から売却収入を控除した金額を上限として賠償金額を算定いたします。

◀ 3

●ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

次ページに続きます

D2

ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報

『解説と記入例』57～62ページをご参照ください。

建物番号 タ 1-1

「D ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

3 建物の賠償金額の算定に必要な情報について確認させていただく事項

①地震・津波の損害状況について、いずれかにチェック☑を入れてください。

 1 損害なし 2 損害あり → 地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

②本件事故発生日以降に当該建物を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。

 1 本件事故発生日以降に売却していない 2 本件事故発生日以降に売却した売却収入がある場合は、
ご記入ください。
売却収入
() 円

証明書類

不動産売買契約書

証明書類番号
(図に記載の番号)③当該課税明細が建物本体の場合、当該建物の増改築、特定の高額な設備および個人事業主さまで、取得価額100万円以上の設備がある場合は、該当するものにチェック☑を入れてください。
項目のご選択およびご提出いただく書類については『解説と記入例』60ページをご参照ください。 1 課税も登記もされていない
増改築あり
※ただし、本件事故発生日以降の増改築分を除く証明書類にもとづき、わかりになる場合はご記入ください。※1
工事(請負)金額
() 円
増築面積
() m²

証明書類

・工事請負契約書
(内訳書、建築図面が添付されているもの)
・支払いを証明する書類
(領収書等)証明書類番号
(図に記載の番号) 2 特定の高額な設備あり → 以下の3つから該当する構築物をご選択ください。

4

 3 太陽光発電設備
(瓦一体型を除く)工事(請負)金額または
取得価額
() 円 4 合併浄化槽工事(請負)金額または
取得価額
(500,000) 円 5 井戸工事(請負)金額または
取得価額
() 円・工事請負契約書※2
(内訳書、建築図面が添付されているもの)
・支払いを証明する書類※2
(領収書等)

テ7

 6 個人事業主さまで、構築物
(勘定科目)に計上されている
取得価額100万円以上の構築物あり取得価額
() 円本件事故発生日以前の
直近年度の確定申告に
添付された固定資産台帳等

※1 金額等が不明な場合は、空欄のままご提出ください。

※2 書類がない場合は、本件事故発生日時点の所有が確認できる書類をご提出ください(詳細は『解説と記入例』92ページをご参照ください)。

●本件事故発生日時点の建物の増改築、または特定の高額な設備等がある場合は、該当するものにチェック☑を入れてください(「構築物・庭木」の改修も含まれます)。

※ 該当するものが複数ある場合は、該当するものすべてにチェック☑を入れてください。

ご選択内容	おこなっていただくこと
課税も登記もされていない増改築がある方 (または構築物・庭木の改修をおこなわれた方) ※ ただし、本件事故発生日以降の増改築分を除く	増築部分の面積をご記入ください(増築箇所が複数ある場合は合算してください)。 また、以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)
以下の特定の高額な設備がある方	以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等) ※工事請負契約書および支払いを証明する書類(領収書等)をお持ちでない方は、以下の書類にて所有の確認をさせていただき、定額で賠償いたします。
太陽光発電設備 (瓦一体型を除く)	・購入電力量のお知らせ、または太陽光発電余剰電力受給契約確認書
合併浄化槽	・法定検査結果書、または補助金額確定通知書、保守点検記録票・清掃記録票、または所有が確認できる写真等(※写真については下記をご覧ください)
井戸	・水質検査報告書、または所有が確認できる写真等(※写真については下記をご覧ください)
個人事業主さまで、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額が100万円以上の構築物がある方	以下の書類をご提出ください。 ・青色申告決算書(1ページ目)に含まれる損益計算書または収支内訳書(1,2ページ目)(税務署の収授印は不要です) ・青色申告決算書(4ページ目)に含まれる、もしくは別途作成されている貸借対照表 ・固定資産台帳(ご提出できない場合は、青色申告決算書(3ページ目)または収支内訳書(2ページ目)に含まれる「減価償却費の計算」明細) または、以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)

4

【証明書類としてご提出いただく写真について】

- ご請求対象となる合併浄化槽または井戸の写真をご提出ください。
 - 合併浄化槽については、浄化槽に接続されているフロア^{※1}の写真をご提出ください。
- ※1 フロアは合併浄化槽に繋いで空気を送りこむ電動のポンプ装置です。

- 写真裏面に以下をご記入ください。
- ・ご請求者さまのお名前
- ・撮影した対象物の名前(「合併浄化槽のフロア」または「井戸」と記載)
- ・証明書類の通し番号(右上に赤字でご記入ください)

写真裏面の記入例



5

●ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

建物番号 タ 1-1

「D ご請求者さまの建物の情報」の建物番号を転記しております。

4 ご請求者さまが建物を所有されていたことについて確認させていただく事項

1

① 確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

 1 一致している 2 一致していない

理由	証明書類	3 証明書類番号 (目に記載の番号)
	<input type="checkbox"/> 3 納税義務者の代理人として 確認書・委任状に署名した	委任状 (弊社までご連絡ください)
<input type="checkbox"/> 4 納税義務者の相続人の方※2		
<input type="checkbox"/> 5 平成22年1月2日以降に 売買により取得した	不動産売買契約書および 譲渡人の印鑑証明書	
<input type="checkbox"/> 6 その他 確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()		

※2 当該建物につきましては、今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

2

② 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

 1 一致している 2 一致していない

理由	証明書類	3 証明書類番号 (目に記載の番号)
	<input type="checkbox"/> 3 建物を共同で所有していたが 代表して納税していない	平成22年度固定資産課税 台帳登録事項明細書
<input type="checkbox"/> 4 平成22年1月2日以降に 売買により取得した	不動産売買契約書および 譲渡人の印鑑証明書	
<input type="checkbox"/> 5 相続により納税義務者が変更となったが、 相続登記をおこなっていない※3		
<input type="checkbox"/> 6 平成22年1月2日以降に 相続登記をおこなった※4		
<input type="checkbox"/> 7 その他 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()		

※3 当該建物につきましては、今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

※4 弊社にて情報サービス等を利用して登記情報を取得し、相続登記を確認いたします。

- 確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。確認書・委任状自署者(a)と納税義務者(b)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

1

ご選択内容	おこなっていただくこと
納税義務者の代理人として 確認書・委任状に署名された方	弊社所定の「賠償金ご請求に関する委任状」をご提出いただきます。弊社お問い合わせ先までご連絡ください。
納税義務者の相続人の方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に 売買により取得された方	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書

- 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

2

ご選択内容	おこなっていただくこと
建物を共同で所有しているが、代表して納税されていない方	代表して納税されている方の名義の平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書をご提出ください。
登記上の所有者が平成22年1月2日以降に 売買により取得した	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書
相続により納税義務者が変更となったが、 相続登記をおこなわれていない方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に相続登記をおこな われた方	(登記情報提供サービス等を利用して弊社にて登記情報取得し、相続の事実を確認させていただきます。 ※確認できない場合は、今回の賠償は保留とさせていただきます。)

3

- ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

10. D₃「追加でご記入いただく建物の情報」のご記入D₃

追加でご記入いただく建物の情報

『解説と記入例』63～72ページをご参照ください。

本書類のご説明 「D₃」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報に印字されていなかった建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

※ 記入ページが不足する場合は、「D₃追加でご記入いただく建物の情報(コピー用)」をコピーのうえ、ご活用ください。

- 「D₂」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報で印字されていない建物の賠償をご請求される場合は、その建物の情報をご記入ください。
- 課税情報がある場合は課税情報単位で、課税情報がない場合は登記情報の1つの建物単位でご記入ください。
- D₃で建物本体とあわせてご請求いただいた増改築部分の情報についてはご記入いただく必要はありません。

建物番号

タ3-1

「D₃」ご請求者さまの建物の情報に印字されていない建物を追加でご記入いただく場合は、新たに通し番号をご記入ください(タ3-1、タ3-2…)

1 建物の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

- 1 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- 1 本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない
 2 本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

③ご請求される建物の固定資産課税台帳登録事項明細書について、いずれかにチェック☑を入れてください。※1

- 1 平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がある → 下記の「課税情報」に転記してください。

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎		
	所在	双葉郡双葉町5		
	(現況)構造 (いずれか1つにチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 2木造	<input type="checkbox"/> 3(鉄骨)鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 4軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 5その他()	
	(現況)種類または (現況)用途 (いずれか1つにチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 6居宅・共同住宅 <input type="checkbox"/> 7車庫・物置・便所・温室・共同浴場 <input type="checkbox"/> 8その他()		
	築年 (年号にチェック☑、 年数を記入)	<input type="checkbox"/> 9明治 <input type="checkbox"/> 10大正 <input type="checkbox"/> 11昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 12平成	11	11
	床面積	, 1 5 0 . 0 0 m ²		
	固定資産税評価額	15,000,000 円		
証明書類(お手元がない場合※2)		証明書番号(目に記載の番号)		
平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書		テ1		

- 13 平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がない

④上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合はチェック☑は不要です)。

- 1 増改築部分は課税も登記もされていない
 2 増改築部分は課税されていないが登記されている

※1 「D₃」ご請求者さまの建物の情報の「納税義務者(b)」欄にご請求者さまの名義がある場合は、証明書類のご提出は不要です。

※2 ご不要な場合がございますので、まずは弊社(0120-926-596)までご連絡ください。

留意点

- 「**D**」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」で、すでにご記入いただいた増改築の情報は、本ページに追加でご記入いただく必要はございません。

●本書類では、以下の単位でご所有の建物の情報をご記入いただきます。

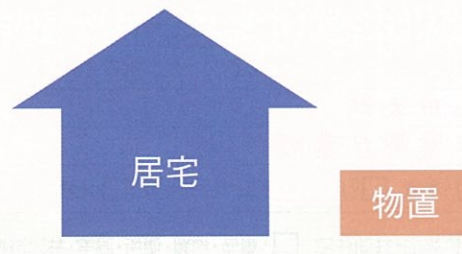
- ・課税情報がある場合は、「課税情報」欄、「登記情報」欄ともに、課税情報の明細単位でご記入ください。
- ・課税情報がない場合は登記情報の1つの建物単位でご記入ください(例:主たる建物である居宅と附属建物はそれぞれご記入いただきます)。

<登記情報の記載の単位について>

建物登記は原則として一個の建物毎に登録する事になってはいますが、同じ所有者の複数の建物が利用上一体となっている場合には、それらをまとめて一個の建物として取扱われます。複数ある実際の建物を区別するために、主たる建物と、附属建物といった形で分類し、附属建物は登記上「符号」として記載されています。ただし、同一の所有者の建物であっても、それぞれの建物が独立して利用されているような場合や、それぞれの建物の所有者が異なる場合などには、附属建物としてではなく、それぞれが主たる建物として登記されます。

一方、固定資産課税情報は課税の単位となりますので、登記上の主たる建物と附属建物をまとめて課税している場合や、それぞれごとに課税している場合があり、記載の単位は必ずしも登記情報と一致するものではありません。

(主たる建物(居宅)と附属建物(物置)がまとめて登記されている例)



【不動産登記事項証明書】

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成 22 年 2 月 22 日	不動産番号	1111111111111	
所在図番号	余白					
所 在	双葉郡双葉町 5			余白		
家屋番号	2			余白		
① 種類	② 構造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)		
居 宅	木造 2 階建	1 階 75	00	平成 11 年 10 月 10 日新築	居宅の 情報	
表 題 部 (附属建物の表示)						
符 号	① 種類	② 構造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)	
1	物置	木造平屋	50	00	平成 11 年 11 月 11 日新築	物置の 情報

利用上一体となっている附属建物の情報は「符号」として記載されている

D3

追加でご記入いただく建物の情報

『解説と記入例』63～72ページをご参照ください。

本書類のご説明 「D2」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」に印字されていなかった建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

※ 記入ページが不足する場合は、「D2」追加でご記入いただく建物の情報(コピー用)をコピーのうえ、ご活用ください。

- 「D2」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」で印字されていない建物の賠償をご請求される場合は、その建物の情報をご記入ください。
- 課税情報がある場合は課税情報単位で、課税情報がない場合は登記情報の1つの建物単位でご記入ください。
- D2で建物本体とあわせてご請求いただいた増改築部分の情報についてはご記入いただく必要はございません。

建物番号 タ3-1 「D2」ご請求者さまの建物の情報」に印字されていない建物を追加でご記入いただく場合は、新たに通し番号をご記入ください(タ3-1、タ3-2…)

1 建物の基本情報

1 ①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

1 以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- 1 本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない
- 2 本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

③ご請求される建物の固定資産課税台帳登録事項明細書について、いずれかにチェック☑を入れてください。※1

1 平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がある → 下記の「課税情報」に転記してください。

課税情報	納税義務者(b)	山田太郎		
	所在	双葉郡双葉町5		
	(現況)構造 (いずれか1つにチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 2木造	<input type="checkbox"/> 3(鉄骨)鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 4軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 5その他 ()
	(現況)種類または (現況)用途 (いずれか1つにチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 6 居宅・共同住宅 <input type="checkbox"/> 7 車庫・物置・便所・温室・共同浴場 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()		
	築年 (年号にチェック☑、 年数を記入)	<input type="checkbox"/> 9 明治	<input type="checkbox"/> 10 大正	<input type="checkbox"/> 11 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 12 平成
	床面積	, 1 5 0 . 0 0 m ²		
	固定資産税評価額	15,000,000 円		
証明書類(お手元がない場合※2)		証明書類番号(D2に記載の番号)		
平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書		テ1		

13 平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がない

④上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合はチェック☑は不要です)。

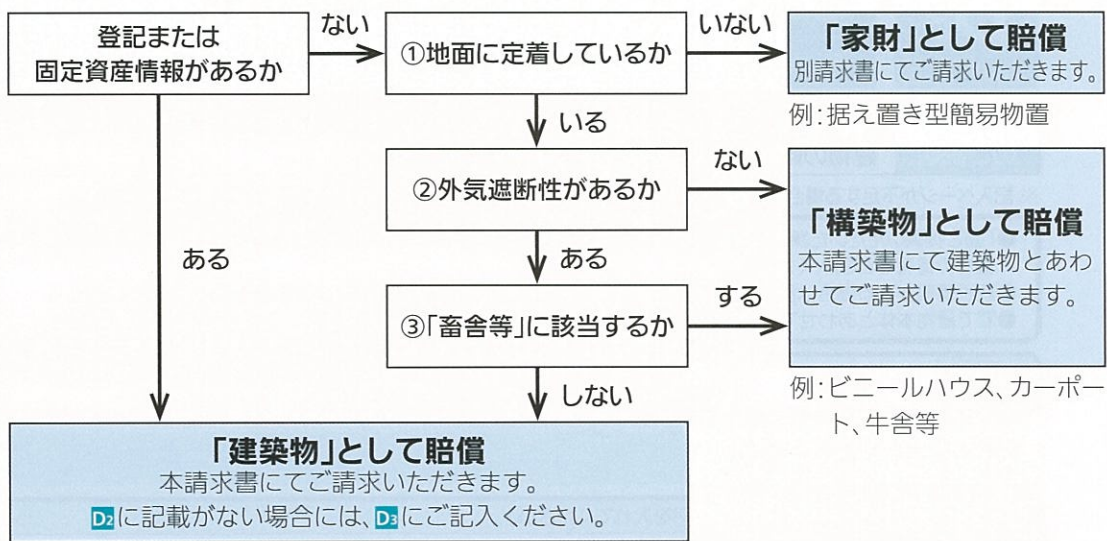
- 1 増改築部分は課税も登記もされていない
- 2 増改築部分は課税されていないが登記されている

※1 「D2」ご請求者さまの建物の情報」の「納税義務者(b)」欄にご請求者さまの名義がある場合は、証明書類のご提出は不要です。

※2 ご不要な場合がございましたら、まずは弊社(0120-926-596)までご連絡ください。

◆本ページでは、D2に印字されていない「建築物」について、追加でご記入いただきます。
当該資産が建築物に該当するか、下記のフローにてご確認ください。

【建築物か構築物かのご判断フロー図】



【判断①～③のご説明】

①地面に定着しているか

○以下のいずれかの状態を満たすものをいいます。
・基礎を設け、その基礎とボルト等により固定されている状態
・容易に運搬または移動し得ない状態にあり、永続的にその場所に設置されることが客観的に明らかな状態

②外気遮断性があるか

○屋根および柱もしくは壁を有し、独立して風雨をしのぐ事ができる、外界から遮断された空間を有している状態をいいます。
※一般には屋根があり、周囲四方のうち、三方以上が壁または扉等により外気から遮断されている場合に「外気から遮断された空間」を有するものとしています。

③「畜舎等」に該当するか

○①、②の条件を満たしている場合であっても、鶏舎、豚舎、馬・牛小屋等の畜舎、堆肥舎、ガスタンク、石油タンク、給水タンク、サイロおよびこれに類するものは構築物に分類します。
※当該構築物について、不動産登記情報または固定資産課税情報がある場合は建築物として扱います。

1

●本書類で印字・記入された内容に間違いがないことをご確認のうえ、必ずチェック☑を入れてください。

次ページに続きます

D3

追加でご記入いただく建物の情報

『解説と記入例』63～72ページをご参照ください。

本書類のご説明 「D」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」に印字されていなかった建物の賠償をご請求される方はご記入ください。

※ 記入ページが不足する場合は、「D」追加でご記入いただく建物の情報(コピー用)」をコピーのうえ、ご活用ください。

- 「D」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」で印字されていない建物の賠償をご請求される場合は、その建物の情報をご記入ください。
- 課税情報がある場合は課税情報単位で、課税情報がない場合は登記情報の1つの建物単位でご記入ください。
- 「D」で建物本体とあわせてご請求いただいた増改築部分の情報についてはご記入いただく必要はございません。

建物番号 73-1 「D」ご請求者さまの建物の情報」に印字されていない建物を追加でご記入いただく場合は、新たに通し番号をご記入ください(73-1、73-2…)

1 建物の基本情報

①以下の項目をご確認のうえチェック☑を入れてください。

以下の情報に間違いがないことを確認し、賠償を請求します。

2

②今回賠償の対象となる建物であることの確認のため、いずれかにチェック☑を入れてください。

- 1本ページの建物は事業として販売する目的の建物ではない
- 2本ページの建物は事業として販売する目的の建物である → 個人事業主さまの棚卸資産として別請求書にてご請求ください。以下のご記入は不要です。

③ご請求される建物の固定資産課税台帳登録事項明細書について、いずれかにチェック☑を入れてください。※1

1平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がある → 下記の「課税情報」に転記してください。

3	納税義務者(b)	山田太郎	
	所在	双葉郡双葉町6	4
5	(現況)構造 (いづれか1つにチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 2木造 <input type="checkbox"/> 3(鉄骨)鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 4軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 5その他()	
	(現況)種類または (現況)用途 (いづれか1つにチェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 6居宅・共同住宅 <input type="checkbox"/> 7車庫・物置・便所・温室・共同浴場 <input type="checkbox"/> 8その他()	6
7	築年 (年号にチェック☑、 年数を記入)	<input type="checkbox"/> 9明治 <input type="checkbox"/> 10大正 <input type="checkbox"/> 11昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 12平成	11年
	床面積		8
9	固定資産税評価額	15,000,000 円	
	証明書類(お手元がない場合※2)	証明書類番号(図に記載の番号)	10
	平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書	テ1	
	<input type="checkbox"/> 13 平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がない		

11

④上記課税情報に付随する増改築をおこなっており、以下に該当する場合は、チェック☑を入れてください(該当しない場合はチェック☑は不要です)。

- 1 増改築部分は課税も登記もされていない
- 2 増改築部分は課税されていないが登記されている

※1 「D」ご請求者さまの建物の情報」の「納税義務者(b)」欄にご請求者さまの名義がある場合は、証明書類のご提出は不要です。
 ※2 ご不要な場合がございますので、まずは弊社(0120-926-596)までご連絡ください。

- 「課税情報」欄にご記入いただく建物が、事業として販売する目的かについて、いずれかにチェック☑を入れてください。

◀ 2

事業として販売する目的の建物の場合、個人事業主さまの棚卸資産として、『賠償金 ご請求書(償却資産・棚卸資産)』にてご請求ください。

※ 販売する目的の建物の場合、当該建物について次項目以降のご記入は不要です。

※ 償却資産・棚卸資産についてのお問い合わせは弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)にご連絡ください。

- 平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書より、以下の項目を転記していただいたうえ、当該書類をご提出ください。

- ③ 納税義務者、④ 所在、⑤ 構造、⑥ 種類または用途、
- ⑦ 築年、⑧ 床面積(建物全体の合計面積)、⑨ 固定資産税評価額

固定資産課税台帳登録事項明細書						
課税上の住所		双葉郡双葉町 4				
の氏名		山田 太郎 ③				
平成23年度 固定資産						
所在地 地番	現況地目 又は 家屋種類	構造	家屋番号 建築年月日	現況地積 (㎡)	床面積 (㎡)	評価額 (円)
双葉郡双葉町 10	宅地			100.00		10,000,000
④ 双葉郡双葉町 6	⑥ 居宅	⑤ 木造 2 階建	⑦ 平成 11 年	⑧ 1 階 75.00 2 階 75.00		⑨ 15,000,000

◀ 10

- ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

- 建物に付随する増改築工事をおこなっていた方で、建物本体の課税情報に反映されていない増改築部分がある場合はいずれかにチェック☑を入れてください。

▶ 増改築部分が課税も登記もされていない場合

増改築部分の固定資産課税情報および建物本体の変更登記*をおこなっていない場合はチェック☑を入れてください。

▶ 増改築部分は課税されていないが登記されている場合

増改築部分の固定資産課税情報はないが、建物本体の変更登記*をおこなっている場合はチェック☑を入れてください。

◀ 11

※増改築により変更登記をおこなっている場合は、以下の例のように建物の不動産登記情報に変更履歴が記載されています。

(増築によって床面積を変更した例)

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成 22 年 2 月 22 日	不動産番号	111111111111
所在図番号	余白				
所 在	双葉郡双葉町 6			余白	
家屋番号	3			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 地 積 ㎡		原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	木造 2 階建	1 階 75	00	平成 11 年 10 月 10 日新築	
		2 階 75	00		
余白	余白	1 階 100	00	平成 12 年 10 月 15 日増築	
		2 階 75	00		

建物番号	73-1	左ページの建物番号を転記してください。
------	------	---------------------

⑤登記情報について、以下をご記入ください。D1(2/2)に登記上の所有者の印字がある場合は、証明書類のご提出は不要です。

1 建物の登記がある → 下記「登記情報」欄に左ページの課税情報に対応する登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

1 所有者(C)	山田太郎	不動産番号	//////////119	2	
3 所在	双葉郡双葉町6				
4 家屋番号	3	5 符号	主	6 種類	居宅
7 床面積	150.00	m		8 構造	木造瓦葺2階建
9 築年	平成11	年		10 持分割合	1分の1

証明書類	証明書類番号(目に記載の番号)
・不動産登記事項証明書 (登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)	テ4

2 建物登記がない → 下記のご提出に加え、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます。^{※3} 課税情報がない場合、下記「証明書類番号」欄に建物の所在をご記入ください。

証明書類	証明書類番号(目に記載の番号)
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)	

※3 建物の所有を確認できない場合は、本請求書にてご請求いただいたうえで、取扱いが確定次第ご案内させていただきます。

2 建物の賠償金額の算定に必要な情報について確認させていただく事項

12 ①地震・津波の損害状況について、いずれかにチェックを入れてください。

1 損害なし

2 損害あり → 地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

②本件事故発生日以降に当該建物を売却しているか、いずれかにチェックを入れてください。

1 本件事故発生日以降に売却していない

<input type="checkbox"/> 2 本件事故発生日以降に売却した	売却収入がある場合は、ご記入ください。 売却収入 (円)	証明書類 不動産売買契約書	証明書類番号 (目に記載の番号)
---	---------------------------------	------------------	---------------------

③当該建物の増改築および特定の高額な設備等の有無について該当するものにチェックを入れてください。項目のご選択およびご提出いただく書類については『解説と記入例』72ページをご参照ください。

<input type="checkbox"/> 1 建物本体の情報に反映されていない増改築あり ※ただし、本件事故発生日以降の増改築分を除く	証明書類にもつき、おわかりになる場合は、ご記入ください。 ^{※4} 工事(請負)金額 (円) 増築面積 (m)	証明書類 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)	証明書類番号 (目に記載の番号)
<input checked="" type="checkbox"/> 2 特定の高額な設備あり → 以下の3つから該当する構築物をご選択ください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 3 太陽光発電設備(瓦一体型を除く)	工事(請負)金額または取得価額 (円) 1,000,000	証明書類 ・工事請負契約書 ^{※5} (内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類 ^{※5} (領収書等)	テ5
<input type="checkbox"/> 4 合併浄化槽	(円)		
<input type="checkbox"/> 5 飲用井戸	(円)		
<input type="checkbox"/> 6 個人事業主さまで、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額100万円以上の構築物あり	取得価額 (円)	本件事故発生日以前の直近年度の確定申告に添付された固定資産台帳等	

※4 金額等が不明な場合は、空欄のままご提出ください。 ※5 詳細は『解説と記入例』92ページをご参照ください。

- 建物の登記がない場合は、不動産登記事項証明書より、以下の登記情報をご記入いただき、不動産登記事項証明書をご提出ください。

【課税情報に対応する建物が主たる建物である場合】

- ①所有者、②不動産番号、③所在、④家屋番号、⑤符合(番号がない場合、「主」と記載ください)、⑥種類、⑦床面積、⑧構造、⑨築年、⑩持分割合

【課税情報に対応する建物が附属建物である場合】※青色の番号の項目が上記と異なります。

- ①所有者、②不動産番号、③所在、④家屋番号、⑤符合、⑥種類、⑦床面積、⑧構造、⑨築年、⑩持分割合

※ 課税情報に印字の内容に、主たる建物と附属建物の情報を両方含んでいる場合は、基本は「主たる建物」の情報を転記いただき、「床面積」のみ、主たる建物分と附属建物分を合計して(⑦+⑦)ご記入ください。

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成〇年〇月〇日	不動産番号	111111111119	②
所在図番号	余白					
③ 所在	双葉郡双葉町6				余白	
④ 家屋番号	3				余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m	原因及びその日付(登記の日付)			
⑥ 居宅	木造瓦葺2階建	75 75	00 00	平成11年3月1日新築		⑨
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成〇年〇月〇日			
表題部 (附属建物の表示)						
⑤ 符合	⑥ 種類	⑧ 構造	③ 床面積 m	⑦ ⑨	原因及びその日付(登記の日付)	
1	物置	木造平家建	15 10	7 9	昭和50年6月5日新築	
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)						
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の			
1	所有権保存	昭和35年3月5日 第12345号	山田太郎 双葉郡双葉町6			

持分の記載がない場合は1分の1とご記入ください。

- 建物の登記がない場合は、工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)、および支払いを証明する書類(領収書等)をご提出いただき、「証明書類番号」をご記入ください。また、①③で「平成22年度の固定資産課税台帳登録事項明細書がない」にチェック☑を入れた方は、当該建物の住所を「証明書類番号」欄へご記入ください。

※ 工事請負契約書のご提出が困難な場合も、「建物登記がない」にチェック☑を入れていただいたうえ、ご請求書①をお送りください。建物と同一所在の宅地をご所有の場合は、当該建物の所有者であるものとみなします(ただし、同一宅地に他人名義の建物が存在する場合を除く)。建物と同一所在の宅地の所有が確認できなかった場合の取扱いは別途ご案内いたします。

11

<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記がない	→ 下記のご提出に加え、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます。 ^{※3} 課税情報がない場合、下記「証明書類番号」欄に建物の所在をご記入ください。
証明書類	証明書類番号(図に記載の番号)
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)	双葉郡双葉町5/テ1

- 地震・津波による損害状況について、該当するものにチェック☑を入れてください。損害状況のご判断については本冊子10ページをご参照ください。なお、地震・津波により損害のある建物の取扱いについては、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。本項目以降も続けてご記入いただきますようお願いいたします。

12

- ご記入いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

13

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

建物番号	73-1	左ページの建物番号を転記してください。
------	------	---------------------

⑤登記情報について、以下をご記入ください。D1(2/2)に登記上の所有者の印字がある場合は、証明書類のご提出は不要です。

1 建物の登記がある → 下記の「登記情報」欄に左ページの課税情報に対応する登記情報をご記入ください。また、下記の証明書類をご提出ください。

登記情報	所有者(c)	山田太郎		不動産番号	111111111119	
	所在	双葉郡双葉町6				
	家屋番号	3	符号	主	種類	居宅
	床面積	150.00	m		構造	木造瓦葺2階建
	築年	平成11	年		持分割合	1分の1
証明書類				証明書類番号(図に記載の番号)		
・不動産登記事項証明書 (登記の内容について、ご確認させていただくことがあります)				テ4		

2 建物登記がない → 下記のご提出に加え、弊社にて土地の登記情報等により建物の所有が確認できた場合は、今回の賠償の対象とさせていただきます。^{※3} 課税情報がない場合、下記「証明書類番号」欄に建物の所在をご記入ください。

証明書類				証明書類番号(図に記載の番号)		
・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)						
・支払いを証明する書類(領収書等)						

※3 建物の所有を確認できない場合は、本請求書にてご請求いただいたうえで、取扱いが確定次第ご案内させていただきます。

2 建物の賠償金額の算定に必要な情報について確認させていただく事項

①地震・津波の損害状況について、いずれかにチェックを入れてください。

1 損害なし
 2 損害あり → 地震・津波による損害を受けた場合の取扱いが決まっていないため、今回の賠償は保留させていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

14 本件事故発生日以降に当該建物を売却しているか、いずれかにチェックを入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 本件事故発生日以降に売却していない			
<input type="checkbox"/> 2 本件事故発生日以降に売却した	売却収入がある場合は、 ご記入ください。 売却収入 (円)	証明書類 不動産売買契約書	証明書類番号 (図に記載の番号) 16

③当該建物の増改築および特定の高額な設備等の有無について該当するものにチェックを入れてください。項目のご選択およびご提出いただく書類については『解説と記入例』72ページをご参照ください。

<input type="checkbox"/> 1 建物本体の情報に反映されていない増改築あり ※ただし、本件事故発生日以降の増改築分を除く	証明書類にもとづき、わかりになる場合は、ご記入ください。 ^{※4} 工事(請負)金額 (円) 増築面積(m)	証明書類 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)	証明書類番号 (図に記載の番号) 16
<input checked="" type="checkbox"/> 2 特定の高額な設備あり → 以下の3つから該当する構築物をご選択ください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 3 太陽光発電設備(瓦一体型を除く)	工事(請負)金額または取得価額 (1,000,000 円)	・工事請負契約書 ^{※5} (内訳書、建築図面が添付されているもの)	テ5
<input type="checkbox"/> 4 合併浄化槽	(円)	・支払いを証明する書類 ^{※5} (領収書等)	
<input type="checkbox"/> 5 飲用井戸	(円)		
<input type="checkbox"/> 6 個人事業主さまで、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額100万円以上の構築物あり	取得価額 (円)	本件事故発生日以前の直前年度の確定申告に添付された固定資産台帳等	

※4 金額等が不明な場合は、空欄のままご提出ください。 ※5 詳細は『解説と記入例』92ページをご参照ください。

14

- 本件事故発生日以降に当該建物を売却しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
「本件事故発生日以降に売却した」にチェック☑を入れた方は、「売却収入」を必ずご記入いただき、不動産売買契約書(写し)をご提出ください。
本件事故発生日以降に建物を売却された場合は、時価相当額から売却収入を控除した金額を上限として賠償金額を算定いたします。

15

- 本件事故発生日時点の建物の増改築または特定の高額な設備がある場合は、該当するものにチェック☑を入れてください。(「構築物・庭木」の改修も含まれます)

※ 該当するものが複数ある場合は、該当するものすべてにチェック☑を入れてください。

ご選択内容	おこなっていただくこと
建物本体の情報に反映されていない増改築をおこなわれていた方 (または構築物・庭木の改修を行われた方) ※ただし、本件事故発生日以降の増改築分を除く	増築部分の面積をご記入ください。(増築箇所が複数ある場合は合算してください) また、以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)
以下の特定の高額な設備がある方	以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等) ※工事請負契約書および支払いを証明する書類(領収書等)をお持ちでない方は、以下の書類にて所有の確認をさせていただき、定額で賠償いたします。
太陽光発電設備 (瓦一体型を除く)	・購入電力量のお知らせまたは太陽光発電余剰電力受給契約確認書
合併浄化槽	・法定検査結果書、または補助金額確定通知書、保守点検記録票・清掃記録票、または所有が確認できる写真等※1
井戸	・水質検査報告書または所有が確認できる写真等※1
個人事業主さまで、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額が100万円以上の構築物がある方	以下の書類をご提出ください。 ・青色申告決算書(1ページ目)に含まれる損益計算書または収支内訳書(1,2ページ目)(税務署の収授印は不要です) ・青色申告決算書(4ページ目)に含まれる、もしくは別途作成されている貸借対照表 ・固定資産台帳(ご提出できない場合は、青色申告決算書(3ページ目)または収支内訳書(2ページ目)に含まれる「減価償却費の計算」明細) または、以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) ・支払いを証明する書類(領収書等)

※1 写真をご提出いただく方は、本冊子60ページ【証明書類としてご提出いただく写真について】をご参照ください。

16

- ご記入いただく証明書類の「証明書番号」(テ1、テ2…)をご記入ください。

D3

追加でご記入いただく建物の情報

『解説と記入例』73～74ページをご参照ください。

建物番号	前ページの建物番号を転記してください。
------	---------------------

3 ご請求者さまが建物を所有されていたことについて確認させていただく事項

1 ①ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 一致している			
<input type="checkbox"/> 2 一致していない		証明書類	証明書類番号 (目に記載の番号)
理由	<input type="checkbox"/> 3 納税義務者の相続人の方※5		
	<input type="checkbox"/> 4 平成22年1月2日以降に 売買により取得した	不動産売買契約書および 譲渡人の印鑑証明書	
	<input type="checkbox"/> 5 その他 ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致していない理由をご記入ください。 ()		

※5 当該建物につきましては今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

2 ②納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 1 一致している			
<input type="checkbox"/> 2 一致していない		証明書類	証明書類番号 (目に記載の番号)
理由	<input type="checkbox"/> 3 建物を共同で所有していたが 代表して納税していない	平成22年度固定資産 課税台帳登録事項明細書	
	<input type="checkbox"/> 4 平成22年1月2日以降に新築した	・施工業者の印鑑証明書 ・工事請負契約書(内訳書、建築 図面が添付されているもの) ・引渡し証明書	
	<input type="checkbox"/> 5 平成22年1月2日以降に 売買により取得した	不動産売買契約書および 譲渡人の印鑑証明書	
	<input type="checkbox"/> 6 相続により納税義務者が変更となったが 相続登記をおこなっていない※6		
	<input type="checkbox"/> 7 平成22年1月2日以降に 相続登記をおこなった※7		
<input type="checkbox"/> 8 その他 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない理由をご記入 ください。 ()			

※6 当該建物につきましては今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

※7 弊社にて情報サービス等を利用して登記情報を取得し、相続登記を確認いたします。

- ご請求者さまと納税義務者(b)の名義の一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
ご請求者さまと納税義務者(b)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

1

ご選択内容	おこなっていただくこと
納税義務者の相続人の方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に 売買により取得された方	以下の書類をご提出いただき、「証明書番号」をご記入ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書

- 納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義の一致しているか、いずれかにチェック☑を入れてください。
納税義務者(b)と登記上の所有者(c)の名義が一致していない場合は、その理由について、該当するものにチェック☑を入れてください。

2

ご選択内容	おこなっていただくこと
建物を共同で所有しているが、 代表して納税されていない方	代表して納税されている方の名義の平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書をご提出ください。
平成22年1月2日以降に 新築された方	以下の書類をご提出ください。 ・工事請負契約書（内訳書、建築図面が添付されているもの） ・引渡し証明書 ・施工業者の印鑑証明書
登記上の所有者が平成22年1 月2日以降に売買により取得 された方	以下の書類をご提出ください。 ・不動産売買契約書 ・譲渡人の印鑑証明書
相続により納税義務者が変更 となったが、相続登記をおこ なわれていない方	(今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。)
平成22年1月2日以降に 相続登記をおこなわれた方	(登記情報提供サービス等を利用して弊社にて登記情報を取得し、相続の事実を確認させていただきます。 ※確認できない場合は、今回の賠償は保留とさせていただきます。)

3

- ご提出いただく証明書類の「証明書番号」(テ1、テ2・・・)をご記入ください。

3 所有資産の確認方法(今回のご請求手続き)

11. 「E 借地権のご確認」

E 借地権の情報

『解説と記入例』75～76ページをご参照ください。

本書類
のご説明

本件事故発生時点でご保有の借地権の情報をご記入ください。

※ 記入ページが不足する場合は、「E 借地権の情報<コピー用>」をコピーのうえ、ご活用ください。

● 本件事故発生時点で、対象区域内に建物を所有しており、その建物の宅地を第三者から有償で借りている場合は、借地権の情報を以下にご記入ください。

1

借地権番号	/	借地権番号について通し番号をご記入ください(シ1-1、シ1-2…)
-------	---	-----------------------------------

2

① 借りていた宅地上の建物の建物番号を「D」ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報または「D」追加でご記入いただく建物の情報より転記してください。

建物番号	71-1	
------	------	--

② 借りていた宅地の情報をご記入ください。なお、地番が複数にまたがる場合には地番ごとにご請求ください。

所在	3 福島県 双葉郡双葉町			
地番	4 1 番地	証明書類	証明書類番号 (Bに記載の番号)	11
借りていた部分の面積	5 , , , 100.000 m ²	地代の支払いを証明する書類※1 および宅地の賃貸借契約書※2	テ 5	11

※1 平成23年3月11日を含む期間の領収書または口座出金記録
 ※2 お持ちの場合はご提出ください。

③ 借りていた宅地の固定資産課税台帳登録事項明細書をお持ちの場合は、以下の項目の情報を転記してください。

6	納税義務者	佐藤一郎		
7	所在	双葉郡双葉町1		
8	課税地目	宅地		
9	地積/面積	, , , 100.000 m ²		
10	固定資産税評価額	10,000,000 円		
	証明書類	証明書類番号 (Dに記載の番号)		11
	平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書	テ 6		

留意点

■ 借地権(借りている宅地)の時価相当額算定方法は本冊子98ページをご確認ください。

1 ●ご請求者さまが保有される借地権に通し番号をつけてご記入ください。

●「D2ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報」、または「D3追加でご記入いただく建物の情報」に印字されている建物番号を転記ください。
借地権に対する賠償は、建物を所有されていることを前提としているため、建物番号をご記入いただくことが必要となります。

2

建物番号 71-1

D2 ご提供いただいた課税情報に記載のある建物の情報
 建物番号 71-1

D3 追加でご記入いただく建物の情報
 建物番号

●借りていた宅地の情報をご記入ください。
借りていた宅地が複数の地番にまたがる場合には、ページを分けてご記入ください。
また、直近^{※1}の地代の支払い書類^{※2}をご提出いただき、「証明書類番号」をご記入ください。宅地の賃貸借契約書はお持ちの場合にご提出ください。

※1 平成23年3月11日を含む期間 ※2 領収書または口座出金記録

3 所在、4 地番、5 借りていた部分の面積

●平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書より、以下の課税情報をご記入いただいたうえ、当該書類をご提出ください。

6 納税義務者、7 所在、8 課税地目、9 地積/面積、10 固定資産税評価額

固定資産課税台帳登録事項明細書

課税上の住所 1-2-3
の氏名 山田 太郎 6

平成23年度 固定資産								
所在地	地番	現況地目 又は 家屋種類	構造	家屋番号 建築年月日	現況地積 (㎡)	床面積 (㎡)	評価額 (円)	備考
7	双葉都双葉町1	8	宅地		9	100.00	10,000,000	10
	〇〇町××番地	居宅	木造2階建	平成11年	1階 2階	75.00 75.00	5,000,000	

●平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書をお持ちでない方は、市役所等へ取得を申請いただくか、土地の所有者さまへご取得いただくようご依頼ください。

上記方法により取得できない場合は、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡ください。

11 ●ご提出いただく証明書類の「証明書類番号」(テ1、テ2・・・)をご記入ください。

〈参考〉必要書類の解説と取得方法

必要書類の入手に関しても、しっかりとご説明させていただきますので、ご不明な点等がございましたら、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までご連絡いただきますようお願いいたします。

	必要な書類	解説	時期	原本またはコピー	取得方法
1	住民票の写し	請求日から3ヶ月以内に取得したご本人さま確認書類です。	ご請求日を含む3ヶ月以内のもの	原本	住民登録されている市役所等で、本人または代理人により取得することができます(すでに他の賠償でご提出いただいている場合はご提出いただく必要はございません)。
2	不動産登記事項証明書	登記記録に記録された事項の全部または一部を証明した書面です。	本件事故発生日に以降に発行	原本	請求対象の土地または建物を管轄する登記所に、必要な事項を記載した書類を提出し取得することができます。
3	平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書	市町村が土地および建物に課税している固定資産税の内容を印字した証明書です。	平成22年度のもの	原本	土地や建物の自己名義の登記がある方は市役所等で取得することができます。自己名義の登記が無い方は、各市町村から求められるその土地や建物の所有を証明する書類を添えて市役所等へ取得を申請してください。借地権を保有されている方で、平成22年度固定資産課税台帳登録事項明細書をお持ちでない方は、各市町村に申請し取得いただくか、土地の所有者さまへお問い合わせください。
4	印鑑証明書	住民登録されている市役所等で印鑑登録を行っている場合に発行される証明書です。	ご提出日を含む3ヶ月以内のもの ※譲渡人の印鑑証明書をご提出の場合は、不動産売買契約書に押印のもの	原本 ※譲渡人の印鑑証明書をご提出の場合はコピー可	(個人の場合)個人の印鑑登録がおこなわれている市役所等で本人または代理人により取得することができます。 (法人の場合)法務局で会社の代表者や社員またはその代理人により取得することができます。
5	不動産売買契約書	土地や建物の不動産を売買する場合に、売買価格等の取り決め内容を記載した契約書です。不動産を譲渡した方と譲渡を受けた方が各々一部を保有していることが一般的です。	(取得の場合) 本件事故発生日以前の契約等を確認できるもの (売却の場合) 本件事故発生日以降の契約等を確認できるもの	コピー	契約時に受領したものをご提出ください。
6	工事請負契約書	工務店やハウスメーカー等の施工業者に依頼して建物を建てる場合に、工事の内容、金額、完成予定時期等の取り決め内容を記載した契約書です。施工業者に依頼して建てた建物であれば、建物の建築主と施工業者が各々一部を保有していることが一般的です。	本件事故発生日以前の契約等を確認できるもの	コピー	施工業者から受領されたものをご提出ください。紛失されている場合は、施工業者へお問い合わせください。

	必要な書類	解説	時期	原本またはコピー	取得方法
7	引渡し証明書	工務店やハウスメーカー等の施工業者が、工事請負契約書にもとづき、建物を建て主に引き渡す際に発行する証明書です。建物の引渡しが行われる際に、建築主が施工業者から受領することが一般的です。	発行時のもの	コピー	施工業者から受領されたものをご提出ください。紛失されている場合は、施工業者へお問い合わせください。
8	(宅地の) 賃貸借契約書	他人の土地を借りてその上に建物を所有する場合、その宅地の賃貸借に関する取り決め内容を記載した契約書です。 土地の所有者(借地権設定者)と、建物の所有者(借地権者)が各々一部を保有されていることが一般的です。	本件事故発生時点で契約の存在を確認できるもの	コピー	保有されているものをご提出ください。紛失されている場合は、土地の所有者さまへお問い合わせいただき、写しを取得ください。
9	農地転用許可を証明する書類 (受理通知書、許可証等)	農地を農地以外のものとする場合には、原則として農地法により都道府県知事の許可(場合によっては農林水産大臣の許可)が必要となります。	本件事故発生日以前に許可されたことを確認できるもの	コピー	受領されているものをご提出ください。
10	保安林内の伐採の許可または土地の形質の変更の許可を証明する書類 (許可証等)	保安林に指定されている土地は、森林方により立木の伐採や土地の形質変更をするには都道府県知事の許可が必要となります。	本件事故発生日以前に許可されたことを確認できるもの	コピー	受領されているものをご提出ください。
11	建築物検査済証	建築工事の完了検査の後、法令に建築物が適合している場合に福島県等が交付する証明書です。施工業者に依頼して建てた建物であれば建物の引渡し時に施工業者から受領されていることが一般的です。	発行時のもの	コピー	施工業者から受領されたものをご提出ください。紛失されている場合は、施工業者へお問い合わせください。
12	確認済証および建築確認申請書 (副本)	建築物を建築する前に提出された建築確認申請に対し福島県等が交付する証明書です。確認申請書(副本)の返却と共に交付されます。施工業者に依頼して建てた建物であれば建物の引渡し時に施工業者から受領されていることが一般的です。	発行時のもの	コピー	施工業者から受領されたものをご提出ください。紛失されている場合は、施工業者へお問い合わせください。
13	造成工事請負契約書	施工業者に依頼して宅地造成をする場合に、工事の内容、金額、完了時期等の取り決め内容を記載した契約書です。施工業者に依頼して造成工事を行った土地であれば、宅地造成の発注者と宅地造成業者が各々一部を保有していることが一般的です。	本件事故発生日以前の契約等を確認できるもの	コピー	施工業者から受領されたものをご提出ください。紛失されている場合は、施工業者へお問い合わせください。

	必要な書類	解説	時期	原本またはコピー	取得方法
14	購入電力量のお知らせ	「太陽光発電の余剰電力買取制度」の制度概要および余剰電力の購入の契約を交わされている場合に、東北電力から毎月交付される書類です。	平成23年1月から3月のいずれかの1か月分	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、東北電力(株)へお問い合わせください。
15	太陽光発電余剰電力受給契約確認書	「太陽光発電の余剰電力買取制度」により太陽光発電設備の余剰電力買取の契約として、東北電力との需給契約の成立が承諾された場合に発行される書類です。	発行時のもの	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、東北電力(株)へお問い合わせください。
16	浄化槽法定検査結果書	浄化槽法にもとづき、定期的に行われる法定検査の結果をまとめた書類です。浄化槽管理者が保有されていることが一般的です。	本件事故発生日からさかのぼって1年以内のもの	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、所有を確認できる写真等をご提出ください。
17	補助金額確定通知書	浄化槽の設置工事完了後、市町村の補助金交付を申請された場合に、検査確認を経て補助金交付が決定した際に市町村より発行される書類です。	発行時のもの	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、所有を確認できる写真等をご提出ください。
18	浄化槽の保守点検記録票	浄化槽法の規定により毎年1回以上実施される保守点検の際に浄化槽保守点検業者により発行される書類です。	本件事故発生日からさかのぼって1年以内のもの	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、所有を確認できる写真等をご提出ください。
19	浄化槽の清掃記録票	浄化槽法の規定により毎年1回以上実施される清掃の際に清掃業者により発行される書類です。	本件事故発生日からさかのぼって1年以内のもの	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、所有を確認できる写真等をご提出ください。
20	水質検査報告書	水道法の検査項目に沿って保健所が行う水質検査の結果をまとめた書類です。福島県では飲用井戸について年一回の水質検査を推奨されており、検査後に受領されていることが一般的です。	本件事故発生日以前の契約等を確認できるもの	コピー	受領されているものをご提出ください。紛失されている場合は、所有を確認できる写真等をご提出ください。
21	青色申告決算書	個人事業主が青色申告承認申請の届出をしている場合に、確定申告の際、確定申告書と一緒に提出する必要がある決算書です。同時に控えが作成されます。	本件事故発生日以前の直近年度	コピー	保管されている控えの写しをご提出ください。紛失されている場合は税務署へお問い合わせください。
22	固定資産台帳	事業者が土地・建物・機械などの固定資産や繰延資産を管理するために作成する帳簿です。	本件事故発生日以前の直近年度	コピー	管理されているものをご提出ください。ご提出できない場合は、青色申告決算書(3ページ目)または収支内訳書(2ページ目)に含まれる「減価償却費の計算」明細をご提出ください。

4

算定方法の ご選択 (次回のご請求手続き)

4 算定方法のご選択(次回のご請求手続き)

本請求書にて、ご確認事項のご記入および必要書類のご提出をいただいたご請求者さまには、弊社より『賠償金 ご請求書②(算定方法選択用)』を送付いたします。

請求書②は、賠償金額の算定の基礎となる、本件事故発生日時点の時価相当額の算定方法をご選択いただくものです。

請求書②には、弊社にて算定した定型評価による賠償金額を記載いたしますので、賠償金額をご確認いただき、賠償金額の算定方法(定型評価、個別評価、現地評価)をご選択のうえ、ご返送いただきます。

算定方法	分類	概要
定型評価	宅地 借地権	固定資産税評価額をもとに時価相当額を算定します。
	建物	以下のいずれか高い方の金額を時価相当額とします。 ・固定資産税評価額をもとに時価相当額を算定 ・本件事故発生日時点の平均新築単価をもとに時価相当額を算定
個別評価	建物	契約書等の書類から建物の実際の取得金額を確認し、時価相当額を算定します。
現地評価	建物 (宅地) (借地権)	専門家の現地調査等により、時価相当額を算定します。 ※ 宅地・借地権の現地評価は、課税地目が宅地以外の土地を実際には宅地としてご利用されている場合で、定型評価では算定できない場合に実施いたします。

※ 個別評価をご選択いただいた場合でも、定型評価による賠償金額が高い場合には、定型評価による賠償金額をお支払いいたします。

※ 現地評価をご選択された場合には、実際の調査結果をもとに算定した時価相当額により賠償させていただきます(現地評価選択後は、定型評価、個別評価への変更はできません)。

参考 その後のご請求手続きについて

ご請求書②ご返送後のお手続きは、ご選択された賠償金額の算定方法により、以下のとおりとなります。

算定方法	お手続き
定型評価	弊社より合意書を送付いたします。合意書にご署名・ご返送いただいた後、賠償金をお支払いいたします。
個別評価	個別評価による賠償金額を算定し、合意書を送付いたします。合意書にご署名・ご返送いただいた後、賠償金をお支払いいたします。
現地評価	現地評価の実施時期等を後日ご案内させていただきます。

5

時価相当額の算定方法

① 時価相当額の考え方	83
② 時価相当額の算定方法	83
I. 全体像	83
II. 宅地	84
III. 建物	87
特定の高額な設備をお持ちの場合	91
増改築工事を行っている場合	93
IV. 借地権	98

①時価相当額の考え方

時価相当額とは、本件事故発生日時点における財物価値をいいます。賠償させていただく財物価値の減少額は、時価相当額に、避難指示期間に応じた割合を乗じることによって算定いたします（賠償金額の算定方法については、本冊子11ページをご確認ください）。

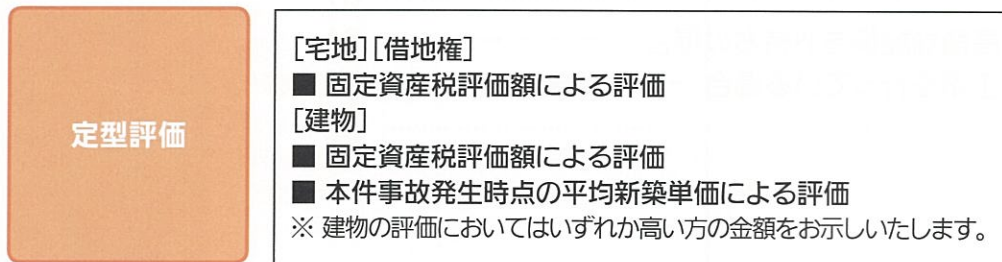
②時価相当額の算定方法

I. 全体像

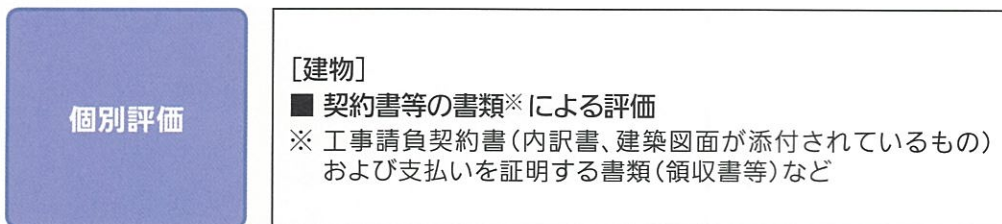
本件事故発生日時点の時価相当額の算定方法は、次の **定型評価** **現地評価** **個別評価** の3つからご選択いただけます。

- **定型評価**、**個別評価** は、賠償金額の合意に至るまでの間にご選択いただけます。
（**個別評価** をご選択いただいた場合でも、**定型評価** による賠償金額が高い場合には、**定型評価** による賠償金額をお支払いいたします）
- **現地評価** をご選択された場合には、実際の調査結果をもとに算定した時価相当額により賠償させていただきます。
（**現地評価** 選択後は、**定型評価**、**個別評価** への変更はできません）

〈資産の価値を推定する方法〉

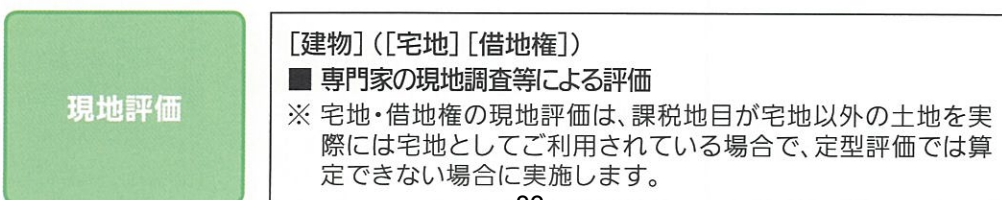


または



〈資産の価値を直接確認する方法〉

現地評価 選択後の変更はできません



Ⅱ. 宅地

課税地目が宅地である土地、および宅地としてご利用されている課税地目が宅地以外の土地の本件事故発生日時点の時価相当額は、次の定型評価により算定いたします。

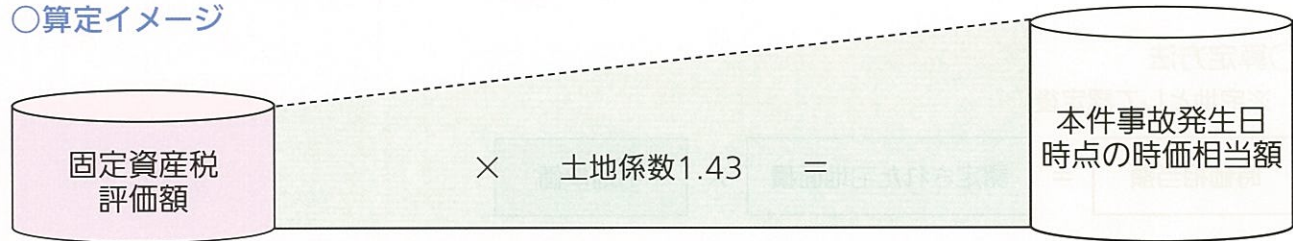
定型評価

(1) 平成22年度の固定資産税評価額をもとにした算定方法

○算定方法

$$\text{時価相当額} = \text{固定資産税評価額} \times \text{土地係数 1.43}$$

○算定イメージ



【土地係数について】

土地係数は固定資産税評価額を、時価相当額まで引き上げるための係数です。

社団法人福島県不動産鑑定士協会により対象地域全域の調査を行い、固定資産税評価額に道路改良や地域の繁華性などが十分に反映されていない一部地域の宅地を対象に土地係数を補正することで、適切に時価相当額を算定しています。

(分筆等がおこなわれていた場合の取扱い)

平成22年1月2日～平成23年3月11日までに分筆^{※1}がおこなわれていた場合(不動産登記情報より、弊社にて確認させていただきます)は、以下の算定方法により、本件事故発生日時点の時価相当額を算定いたします。

※1 土地登記上の一筆の土地を分割すること。

○算定方法

$$\text{時価相当額} = \text{分筆前の課税面積あたりの評価額} \times \text{分筆後の登記面積}^{\text{※2}}$$

※2 分筆前の課税面積と登記面積が一致していることが前提となります。

なお、分筆以外の場合は、以下の算定方法により時価相当額を算定いたします。

- ・合筆^{※3}されていた場合：合筆前のそれぞれの宅地の評価額を合算して算定いたします。
- ・地積更正^{※4}がなされていた場合：更正前の課税面積で割戻し、更正後の登記面積を乗じて算定いたします。

※3 隣接する数筆の土地を一筆の土地に法的に合体すること。

※4 一筆の面積が国によって見直しされること。

(2) 課税地目が宅地以外の土地を宅地としてご利用されている場合の算定方法

課税地目が宅地以外の土地を宅地として利用しているとお申し出いただいた場合、以下のa～dのすべてに該当する場合には、宅地として賠償させていただきます。

- a. 建築物が存在している、または宅地造成が完了^{※1}している。
- b. 道路に2m以上接している。
- c. 農地転用許可を得ている。
- d. 保安林に指定されていない、または保安林に指定されていても立木の伐採または土地の形質の変更の許可を得ている。

※1 次のすべてに該当する場合をいいます。

- ・平坦な状態に整地化されており樹木が生い茂っていないこと
- ・周囲の土地と高低差がある場合は切土・盛土工事が実施されていること
- ・雨水および汚水を処理するための排水設備（下水管、側溝、ます等）が設置されていること

○算定方法

※宅地として認定後

時価相当額	＝	認定された宅地面積	×	宅地単価
-------	---	-----------	---	------

【賠償金額算定までの流れ】

- ①請求書により以下をご申告ください(86ページに記載の証明書類をご提出ください)。
 - ・上記a～dに該当する土地であること
 - ・宅地として利用している面積
- ②証明書類や建築物の情報をもとに宅地であることを確認させていただきます。
上記a～dの全てに該当する場合のみ宅地として認定いたします。宅地として認定できない場合は、現在の課税地目にもとづき賠償させていただきます。
- ③証明書類により宅地面積を確認させていただきます。
【宅地の面積を直接確認する書類】をご提出いただく場合は書類に記載されている面積をご記入ください。それ以外の場合は把握されている面積をご申告ください。
建築物の延床面積の3倍以内を目安に合理的な範囲で宅地として認定いたします(【建築物の延床面積を確認する書類】のご提出がない場合は課税情報等により確認させていただきます)。建築物の延床面積がわからないなど、ご申告いただいた宅地面積を証明書類により確認できない場合は、現地評価をご案内いたします。
- ④固定資産税評価額から宅地としての価値を適切に算定できないため、不動産鑑定士による比準法^{※2}にて、本件事故発生当時における当該宅地の単価を算出いたします。

※2 固定資産税評価を行うために設定されている標準的な宅地と当該宅地を原則机上により比較することで価格を算定いたします。

○ご用意いただく証明書類

- ◇宅地であることを確認する書類 ※課税地目が田、畑、保安林の場合にご提出ください。
- ・ 農地転用許可を証明する書類(受理通知書、許可証等)
 - ・ 保安林内の伐採の許可または土地の形質の変更の許可を証明する書類(許可証等)
- ◇宅地の面積を確認するための書類 ※以下のいずれかをお持ちの場合にご提出ください。
- 【宅地の面積を直接確認する書類】
- ・ 建築確認申請書(副本)および確認済証
 - ・ 宅地造成工事請負契約書および支払いを証明する書類(領収書等)
- 【建築物の延床面積を確認する書類】
- ・ 建物工事請負契約書および支払いを証明する書類(領収書等)
 - ・ 建築物検査済証
- (ご提出がない場合は課税情報等により建築物の延床面積を確認いたします)

現地評価

課税地目が宅地以外の土地を実際には宅地としてご利用されている場合で、定型評価では確認できない場合は、専門家の現地調査により、宅地であること、宅地と認定できる面積、宅地の単価を確認いたします。

○算定方法

※ 現地調査により宅地として認定後

$$\boxed{\text{時価相当額}} = \boxed{\text{現地調査による宅地面積}} \times \boxed{\text{現地調査による宅地単価}}$$

Ⅲ. 建物

建物の本件事故発生時点の時価相当額の算定方法は、次の「定型評価」、「個別評価」、「現地評価」の3つからご選択いただけます。

定型評価

「定型評価」では、(1)固定資産税評価額をもとにした算定方法、または(2)平均新築単価をもとにした算定方法により算定し、いずれか高い方の金額で賠償させていただきます。

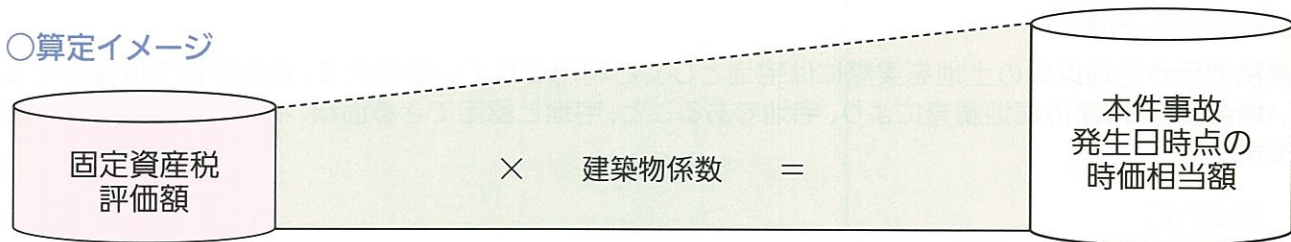
(1) 固定資産税評価額をもとにした算定方法

平成22年度の固定資産税評価額をもとに建築物の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

○算定方法

$$\text{時価相当額} = \text{固定資産税評価額} \times \text{建築物係数}$$

○算定イメージ



【建築物係数について】(建築物係数一覧表は本冊子107ページに掲載しております)

建築物係数には、以下の内容を反映させております。なお建築物は構造・種類によって償却年数が異なるため、建築物の種類に応じて係数を設定しています。

- ①建築時点と本件事故発生日時点との間の物価変動の補正
- ②現在の評価額から建築時点の評価額への補正
- ③積雪や寒冷の影響による損耗の補正
- ④評価額が建物の実際の建築費用よりも低く設定されていることに対する補正*
- ⑤建築時点から現在までの経年ともなう価値減少の反映

※ 固定資産税評価には含まれていないが一般的な建物建築にかかる費用(給排水引込費用・電話・LAN配線費用等)も賠償できるよう係数を設定しております。

参考

● 定型評価、個別評価、現地評価の選択にあたっては想定新築価格を使用し、時価相当額の最適な算定方法をご選択いただけます。

固定資産税評価額をもとにした想定新築価格は以下の算式により算定いたします。

【建築物】

$$\text{想定新築価格(現在物価)} = \text{固定資産税評価額} \times ① \times ② \times ③ \times ④$$

$$\text{想定新築価格(建築当時物価)} = \text{固定資産税評価額} \times ② \times ③ \times ④$$

【構築物・庭木】

$$\text{想定新築価格(現在物価)} = \text{固定資産税評価額} \times ① \times ② \times ③ \times ④ \times 15\%$$

$$\text{想定新築価格(建築当時物価)} = \text{固定資産税評価額} \times ② \times ③ \times ④ \times 15\%$$

【構築物・庭木の評価について】

建築物に付随する構築物・庭木の時価相当額は下記の算式にもとづいて算定します。

$$\text{構築物・庭木の時価相当額} = \text{構築物の時価相当額 (建築物の時価相当額}^{\ast}\times 10\%) + \text{庭木の時価相当額 (建築物の想定新築価格}^{\ast}\times 5\%)$$

- ・構築物は、建物と同様に経年にもなう価値減少が生じると考えられるため、時価相当額は経年が加味された建築物の時価相当額に、構築物の割合を乗じて算定いたします。
- ・庭木は、経年にもなう価値が減少するとは考えがたいため、庭木の時価相当額は、建築物を現時点で再調達した場合に必要な金額に、庭木の割合を乗じて算定いたします。

※建築物の時価相当額・想定新築価格(現在物価)は定型評価・個別評価・現地評価により算定いたします。

また、増改築工事や特定の高額な設備で算定する時価相当額・想定新築価格(現在物価)も、この算式に含まれます。

(2) 平均新築単価をもとにした算定方法

○算定方法

固定資産税評価上の床面積(m²)をもとに居住用建物[※]と非居住用建物にわけて時価相当額を算定いたします。

※ 居住用建物とは固定資産課税情報の「種類」または「用途」に住宅を表す記載がある建物をいいます。

<居住用建物>

国土交通省が公表している平成23年の住宅着工統計調査報告にもとづく福島県の平均新築単価を基礎として、居住されていた建物の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

(例)：居宅、木造一戸建住宅等

$$\text{時価相当額} = \text{住宅着工統計にもとづく平均新築単価を基礎とした単価} \times \text{床面積 (m}^2\text{)}$$

(経年による価値の減少を考慮した住宅着工統計調査報告にもとづく平均新築単価の一覧表を本冊子108ページに記載しております)

<非居住用建物>

国土交通省が公表している平成23年の建築着工統計調査報告にもとづく福島県の平均新築単価を基礎として、居住用でない建物の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

(例)：倉庫、車庫等

$$\text{時価相当額} = \text{建築着工統計にもとづく平均新築単価を基礎とした単価} \times \text{床面積 (m}^2\text{)}$$

(経年による価値の減少を考慮した建築着工統計調査報告にもとづく平均新築単価の一覧表を本冊子109ページに記載しております)

○床面積の考え方

算定式の床面積は、原則、固定資産課税情報の床面積とさせていただきますが、以下の場合につきましては、登記情報の床面積を適用いたします。

- ・平成22年1月2日以降に新築した場合で、固定資産税評価がなく、登記情報のみある場合。
- ・一つの固定資産課税明細に対応する登記情報が特定でき、かつ固定資産課税情報の床面積より登記情報の床面積が大きい場合。
- ・複数の固定資産課税情報が一つの登記情報に対応する場合で、複数の固定資産課税情報の合計床面積よりも登記情報の床面積が大きい場合
(床面積の差分は母屋[※]の固定資産課税明細の床面積に追加し、算定いたします)

※築年が最も古い明細を母屋の明細とさせていただきます。築年が不明な明細は、昭和40年以前に建築された可能性が高いことから、最も古い明細とさせていただきます。

参考

● 定型評価、個別評価、現地評価の選択にあたっては、想定新築価格（建築当時物価）を使用し、時価相当額の最適な算定方法をご選択いただきます。

固定資産税評価額によらず平均新築単価をもとにした想定新築価格（建築当時物価）は以下の算式により算定いたします。床面積については前ページの「床面積の考え方」と同じです。

【居住用建物】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{想定新築価格} \\ \text{(現在物価)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(平成 23 年の)} \\ \text{住宅着工統計にもとづく} \\ \text{平均新築単価を} \\ \text{基礎とした単価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{床面積} \\ \text{(m}^2\text{)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{想定新築価格} \\ \text{(建築当時物価)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(建築年の)} \\ \text{住宅着工統計にもとづく} \\ \text{平均新築単価を} \\ \text{基礎とした単価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{床面積} \\ \text{(m}^2\text{)} \\ \hline \end{array}$$

【非居住用建物】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{想定新築価格} \\ \text{(現在物価)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(平成 23 年の)} \\ \text{建築着工統計にもとづく} \\ \text{平均新築単価を} \\ \text{基礎とした単価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{床面積} \\ \text{(m}^2\text{)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{想定新築価格} \\ \text{(建築当時物価)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(建築年の)} \\ \text{建築着工統計にもとづく} \\ \text{平均新築単価を} \\ \text{基礎とした単価} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{床面積} \\ \text{(m}^2\text{)} \\ \hline \end{array}$$

個別評価

契約書等の書類※1から建物の実際の取得金額を確認し、建物の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時価相当額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{書類に記載の} \\ \text{取得金額}^{\ast 2} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{建築物価} \\ \text{調整係数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{取得時からの経年による} \\ \text{価値の減少 (\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{構築物・庭木の} \\ \text{時価相当額}^{\ast 3} \\ \hline \end{array}$$

※1 工事請負契約書（内訳書、建築図面が添付されているもの）+ 支払いを証明する書類（領収書等）

※2 書類記載の金額において、その契約書や内訳書に建築物以外の費用（式典費用、税金等、ならびに宅地の賠償にてお支払いする費用（造成費等）、家財の賠償にてお支払いする費用（カーテン等））が計上されている場合には、その費用を取得金額から控除させていただきます。

※3 定型評価における構築物・庭木の算定方法と同じです。なお、工事請負契約書に構築物・庭木の工事分が含まれている場合は加算しません。

現地評価

様々なご事情により、「定型評価」、「個別評価」の算定方法によることができない場合には、専門家の現地調査をもとに本件事故発生日時点の時価相当額を算定いたします（すでに解体済の建物については個別にご相談ください）。

(1) 部位別積上げによる評価

補償コンサルタントが現地調査し、実際の建物を確認したうえで、建物の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

○算定方法

$$\text{時価相当額} = \text{専門家による部位別積上価格※} \times \text{取得時からの経年による価値の減少（\%）}$$

※ 部位別積上価格とは建物を屋根、柱、外壁などの部位に分解してそれぞれ部位ごとの価格を積上げて算定した建物の価格です。屋根、柱、外壁などの部位ごとの単価は建設物価等の公表データにもとづいて本件事故発生日時点での価格を設定しております。また、部位ごとの種類や、面積などについて、建物の専門知識を有する補償コンサルタントが現地にお伺いし、実際に建物を確認して算定いたします。

なお、時価相当額の算定におきましては、新築時から本件事故発生日時点までの改築・修繕・メンテナンス状況を時価相当額に反映させていただきます。

建物の本件事故発生日時点の時価相当額の適切な算定と、客観性を向上させるため、複数の専門家による評価をおこないます。補償コンサルタントの部位別積上価格に加え、福島県不動産鑑定士協会に依頼し、その部位別積上価格について、不動産鑑定士による価格の確認を実施します。

(2) 床面積測量による評価

未登記未課税の建物については、補償コンサルタントが現地の面積を測量したうえで、建物の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

ただし、証明書類などから床面積が算定できる場合には、現地調査によらず、時価相当額を算定いたします。

○算定方法

$$\text{時価相当額} = \text{住宅着工統計にもとづく平均新築単価を基礎とした単価} \times \text{床面積（㎡）}$$

なお、上記によらず、ご請求者さまご自身で「不動産鑑定評価書」をお取りいただいた場合は、当該鑑定評価額を本件事故発生日時点の時価相当額として賠償金額を算定いたします。

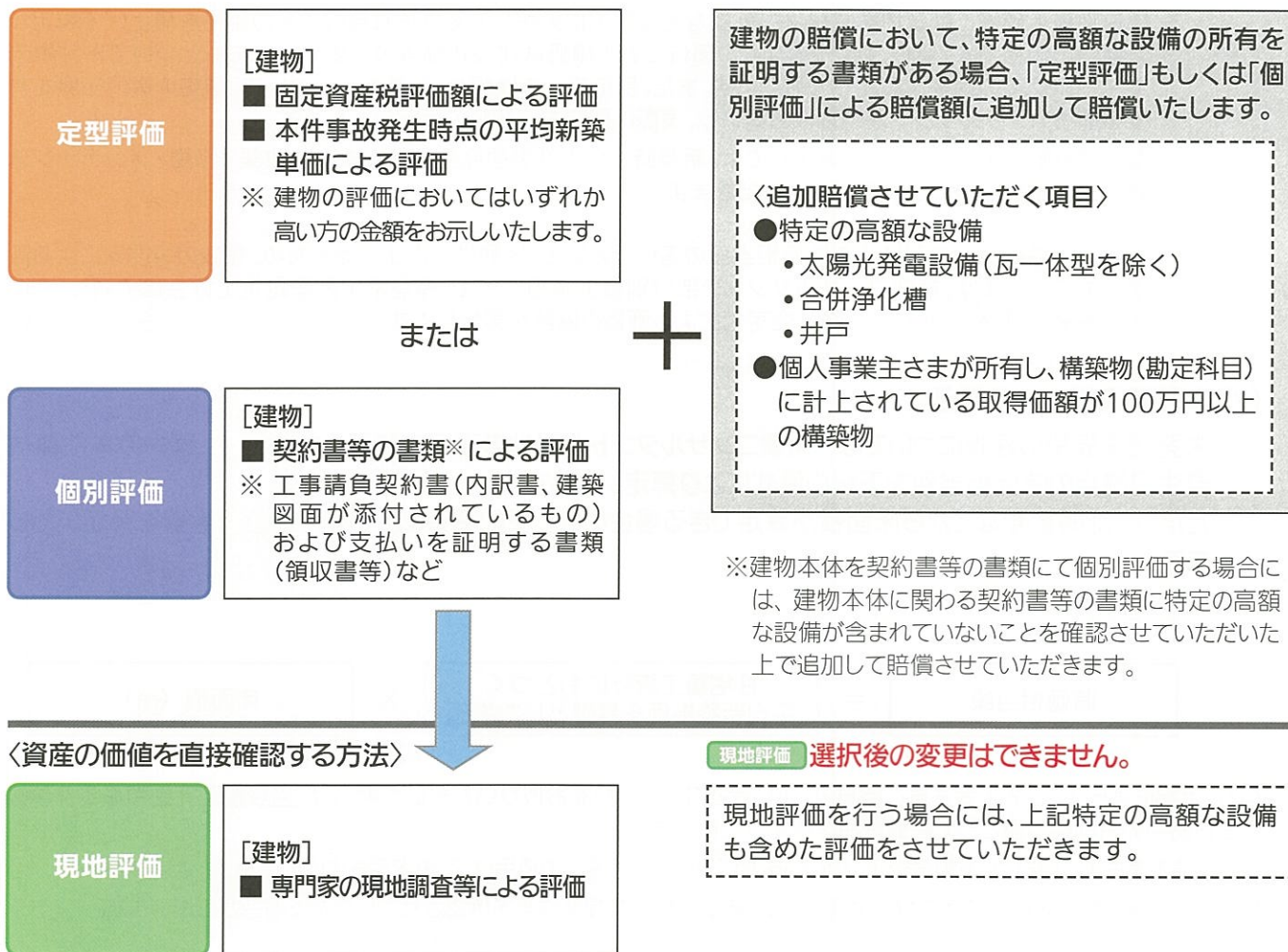
※1 ご請求者さまご自身で「不動産鑑定評価書」をお取りいただく場合の費用は、ご請求者さまにご負担いただきます。

※2 鑑定評価額が一定額を超える場合は、弊社にて鑑定評価の前提条件等を確認させていただく場合がございます。

特定の高額な設備をお持ちの場合

- 特定の高額な設備の所有を証明する書類がある場合、建物本体の「定型評価」もしくは「個別評価」による賠償金額に追加して賠償させていただきます。
- 「特定の高額な設備」は、固定資産税評価では評価されていない建築設備のうち、建築物係数での一律の賠償額算定では対応できない「高額な設備」のことをいい、太陽光発電設備、合併浄化槽、井戸の3種類が対象となります。なお、瓦一体型の太陽光発電設備は固定資産税評価に含まれるため、対象外とさせていただきます。
- また、償却資産の賠償で受け付けていない、個人事業主さまが所有し、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額が100万円以上の構築物が対象となります。

〈資産の価値を推定する方法〉



※建物本体を契約書等の書類にて個別評価する場合には、建物本体に関わる契約書等の書類に特定の高額な設備が含まれていないことを確認させていただいた上で追加して賠償させていただきます。

○算定方法

契約書等の書類※1から特定の高額な設備の取得金額を確認し、特定の高額な設備の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

$$\boxed{\text{特定の高額な設備の時価相当額}} = \boxed{\text{書類記載の取得金額※2}} \times \boxed{\text{建築物価調整係数}} \times \boxed{\text{取得時からの経年による価値の減少(\%)}}$$

※1 工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)+支払いを証明する書類(領収書等)

なお、個人事業主さまが所有し、構築物(勘定科目)に計上されている取得価額が100万円以上の構築物を所有の場合は、上記の書類、または以下の書類をご提出ください。

- ・青色申告決算書(1ページ目)に含まれる損益計算書または収支内訳書(1, 2ページ目)(税務署の収授印は不要です)
- ・青色申告決算書(4ページ目)に含まれる、もしくは別途作成されている貸借対照表
- ・固定資産台帳(ご提出できない場合は、青色申告決算書(3ページ目)または収支内訳書(2ページ目)に含まれる「減価償却費の計算」明細)

※2 書類記載の金額において、その契約書や内訳書に高額な設備以外の費用(式典費用、税金等、ならびに宅地の賠償にてお支払いする費用(造成費等)、家財の賠償にてお支払いする費用(カーテン等))が計上されている場合には、その費用を取得金額から控除させていただきます。

なお、太陽光発電設備、合併浄化槽、井戸については、取得金額が確認できない場合でも、所有が確認できる書類をもとに設備別の定額にて算定いたします。

特定の高額な設備の種類	書類の種類	算定方法		
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・購入電力量のお知らせ または ・太陽光発電余剰電力受給契約確認書 	時価相当額	=	$\boxed{\text{単価※1 (47万円/kW)}} \times \boxed{\text{証憑に記載の設備容量(kW)}}$
合併浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・法定検査結果書 	時価相当額	=	$\boxed{\text{単価}} \times \boxed{\text{取得時からの経年による※2 価値の減少(\%)}}$ 【規模(人槽)の記載がある場合】 5人槽：50万円 7人槽：70万円 10人槽：100万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額確定通知書 または ・浄化槽の保守点検記録票 ・浄化槽の清掃記録票 ・所有が確認できる写真等 			$\boxed{\text{単価}} \times \boxed{\text{取得時からの経年による※2 価値の減少(\%)}}$ 【規模(人槽)の記載がない場合】 5人槽であると想定：50万円
井戸	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査報告書 または ・所有が確認できる写真等 	時価相当額※3	=	18万円※3

※1 太陽光発電設備の価格推移および経年減価率を加味し、1kWあたり単価を47万円として算定

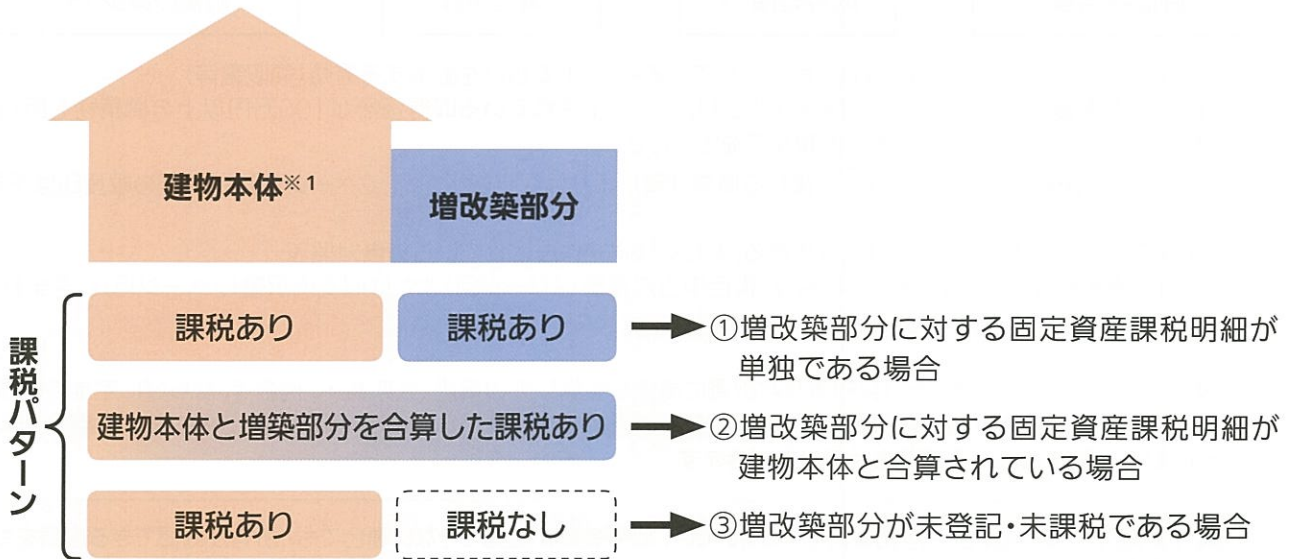
※2 合併浄化槽の耐用年数を20年とし、取得年に応じて経年減価

※3 井戸の設置年を書類から確認することができないため、単価を90万円、取得時からの経年による価値の減少は最低補償率である20%を一律に用いて算定

増改築工事を行っている場合

● 増改築工事を行っている場合には、増改築部分の課税状況により、算定方法が変わります。

【イメージ図】



なお、建物本体の「定型評価」および「個別評価」においては、通常の維持・管理を目的とした修繕・メンテナンス工事※²をおこなっている前提で時価相当額を算定しておりますので、下図に示す、修繕・メンテナンス工事※²につきましては、増改築工事の対象外とさせていただきます。

※1 増改築実施前の既存建築物部分

※2 修繕費として処理される20万円未満の工事、周期が概ね3年以内の工事、それ以外で壁の塗り替え等の明らかに通常の維持・管理が目的の以下の工事

部位	修繕・メンテナンス工事	備考
屋根	塗り替え、塗装、防水シート補修、雨どい交換	葺き替えは改築に該当
基礎	ひび・すきまの補修、モルタル補修	打ち替えは改築に該当
外壁	塗装・吹き付け、クラック補修、シーリング補修、タイル目地補修	張替えは改築に該当
構造体	柱・梁・土台の金物による補強や部分的な交換、耐震補強	柱・梁・土台の取替え、新設は改築に該当
内装	〈床〉 床タイル・フローリングの補修、畳・カーベットの張替え 〈壁・天井〉 クロス張替え、塗り替え 〈水回り〉 キッチン・トイレ・浴室のタイル目地補修・張替え	床タイル・フローリングの張替え、壁ボードの張替え（防音・断熱工事など）は改築に該当
建具	〈屋内建具〉 屋内扉、ふすま、障子等の取替え 〈屋外建具〉 玄関扉、窓、窓枠、雨戸、戸袋等の補修、網戸の網の張替え 〈共通〉 戸車、ハンドル、クローザー、鍵、レール等の部品の交換	屋外建具が木製の場合は、取替えを行った場合も修繕・メンテナンスに該当。金属製の屋外建具への取替えは改築に該当
設備	〈給排水設備〉 給排水管の取替え 〈ガス設備〉 ガス管取替え・給湯器の取替え 〈電気設備〉 換気扇、照明器具、放送・インターフォン設備、冷暖房器具の備取替え	台所シンク、洗面台、浴槽、トイレ器具の取替え、またはオール電化等の機能向上をとまなう設備の取替えについては改築に該当
共通	清掃、点検、錆び取り、塗装処理、雨漏り補修、台風による損傷修理、	

①増改築部分に対する固定資産課税明細が単独である場合

- 増改築部分に対する固定資産税評価額により評価します。ただし建物本体について現地評価をご希望の場合には、増改築部分も現地評価となります。
- ・定型評価……増改築部分の固定資産税評価額により評価
または床面積に平均新築単価を乗じて評価
(床面積は課税面積か登記面積の大きい方を採用。増改築部分が未登記の場合は課税面積を採用)
- ・個別評価……増改築工事の契約書等の書類により評価
- ・現地評価……増改築部分の部位別積上げにより評価
増改築部分について現地評価をご希望の場合は、建物本体も同時に現地評価となります。

②増改築部分に対する固定資産課税明細が建物本体と合算されている場合

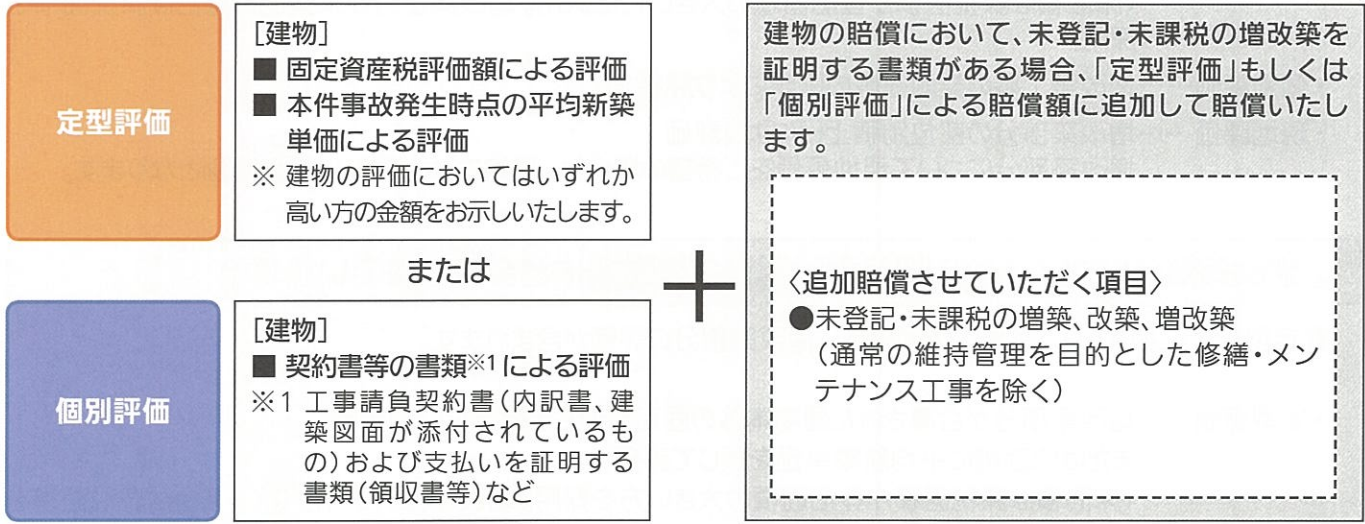
- 定型評価においては、建物本体の評価に増改築部分の評価が含まれます。
- ・定型評価……増改築部分が合算された建物本体の固定資産税評価額により評価
または床面積に平均新築単価を乗じて評価
(床面積は課税面積か登記面積の大きい方を採用。増改築部分が未登記の場合は課税面積を採用)
- ・個別評価……建物本体と増改築部分両方の契約書等の書類により評価
- ・現地評価……増改築部分の部位別積上げにより評価
増改築部分について現地評価をご希望の場合は、建物本体も同時に現地評価となります。

上記①、②の場合の時価相当額の算定方法は、「Ⅲ.建物」(87ページ)と同じとなります。

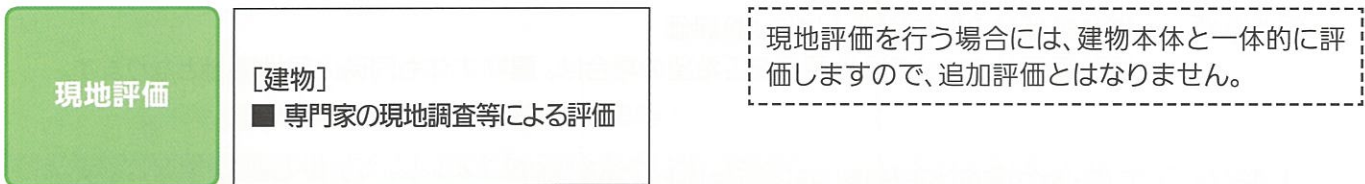
③増改築部分が未登記・未課税である場合

未登記・未課税である増改築工事につきましては、契約書等の書類※¹にもとづき本件事故発生日時点の時価相当額を算定させていただき、「定型評価」もしくは「個別評価」による賠償金額に追加して賠償させていただきます。

〈資産の価値を推定する方法〉

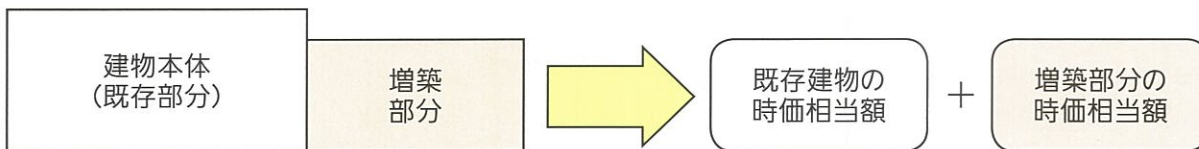


〈資産の価値を直接確認する方法〉



i) 増築工事の算定方法

増築工事とは床面積が純増する場合をいい、増築部分の時価相当額を既存建物の時価相当額に加算して評価します。



○算定方法

契約書等の書類※¹から増築の工事金額※²を確認し、増築部分の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

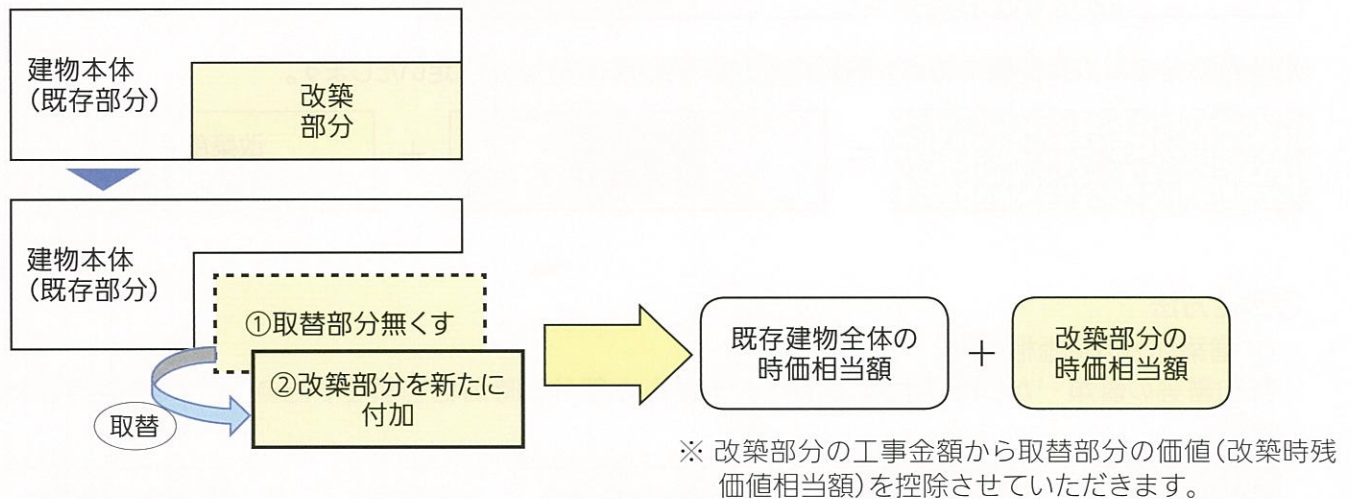
$$\text{増築部分の時価相当額} = \text{増築部分の工事金額} \times \text{建築物価調整係数} \times \text{増築時からの経年による価値の減少(\%)}$$

※¹ 工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの) + 支払いを証明する書類(領収書等)

※² 書類記載の金額において、その契約書や内訳書に建築物以外の費用(式典費用、税金等、ならびに宅地の賠償にてお支払いする費用(造成費等)、家財の賠償にてお支払いする費用(カーテン等))が計上されていた場合には、その

ii) 改築工事の算定方法

改築工事とは、床面積を変化させず、建物の一部を取替える(①建物の一部の機能を無くし、②当該部分の機能を新たに付加する)工事をいいます。よって、建物の取替部分の価値(改築時残価値相当額)を、改築時の工事金額から控除したうえで、改築部分の時価相当額を算定いたします。ただし、同じ部分に対する工事は、直近の1回のみを対象といたします。



○算定方法

契約書等の書類※1から改築の工事金額※2を確認し、改築した部分の本件事故発生日時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

$$\text{改築部分の時価相当額} = \left(\text{改築部分の工事金額}^{\ast 2} - \text{取替部分の改築時残価値相当額} \right) \times \text{建築物価調整係数} \times \text{改築時からの経年による価値の減少(\%)}$$

【取替部分の改築時残価値相当額の計算方法】

書類等で取替部分の実際の残価値を算定することは困難であることから、改築部分の工事金額の20%(経年減価後の最終残価率と同じ)を取替部分の改築時残価値相当額とみなし、改築部分の工事金額から控除させていただきます。

なお、取替部分の改築時残価値相当額は、建物本体(既存部分)全体の想定新築価格(建築当時物価)を上限とします。

$$\text{改築部分の工事金額} \times 20\%$$

【構築物の改修について】

建築物の完成と構築物の完成が1~2ヶ月程度ずれることも多いため、定型評価と同様の経年減価が発生している新築時から1年経過後までに完成した工事は、新築時にあわせておこなった構築物工事とみなし、定型評価に含めるものとします。

※1 工事請負契約書(内訳書、建築図面が添付されているもの)+支払いを証明する書類(領収書等)

※2 書類記載の金額において、その契約書や内訳書に建築物以外の費用(式典費用、税金等、ならびに宅地の賠償にてお支払いする費用(造成費等)、家財の賠償にてお支払いする費用(カーテン等))が計上されていた場合には、その費用を取得金額から控除させていただきます。

iii) 増改築工事の算定方法

増改築工事をおこなわれていた場合は、増築部分と改築部分にわけて、それぞれ時価相当額を算定いたします。



増改築部分の本件事故発生時点の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

$$\text{増改築部分の時価相当額} = \text{増築部分の時価相当額} \text{ ①} + \text{改築部分の時価相当額} \text{ ②}$$

○算定方法

① 増築部分の時価相当額

契約書等の書類※1から増築面積を確認し、増築した部分の時価相当額を下記の算式により算定いたします。

$$\text{増築部分の時価相当額} \text{ ①} = \text{増築面積} \times \text{既存建物の想定新築単価 (増改築時)} \text{ ※2} \times \text{建築物価調整係数} \times \text{増築時からの経年による価値の減少 (\%)} \text{ ①}$$

※1 工事請負契約書 (内訳書、建築図面が添付されているもの) + 支払いを証明する書類 (領収書等)

※2 既存建物の新築時の建築単価を、増改築時点での建築単価に物価補正したもの

② 改築部分の時価相当額

「ii) 改築工事のみの場合」と同様の算式で算定いたしますが改築部分の工事金額は、増改築の工事金額※1から増築部分の想定新築価格 (増改築時) ※2を控除し、算定いたします。

$$\text{改築部分の時価相当額} \text{ ②} = \left(\text{改築部分の工事金額} - \text{取替部分の改築時残価値相当額} \right) \times \text{建築物価調整係数} \times \text{改築時からの経年による価値の減少 (\%)} \text{ ②}$$

$$\text{取替部分の改築時残価値相当額} = \text{増改築の工事金額} \text{ ※1} - \text{増築部分の想定新築価格 (増改築時)} \text{ ※2}$$

※1 書類記載の金額において、その契約書や内訳書に建築物以外の費用 (式典費用、税金等、ならびに宅地の賠償にてお支払いする費用 (造成費等)、家財の賠償にてお支払いする費用 (カーテン等)) が計上されていた場合には、その費用を取得金額から控除させていただきます。

※2 増築面積×既存建物の想定新築単価 (増改築時)

IV. 借地権

借地権および、借地権が設定されている土地の時価相当額は、次の「定型評価」により算定いたします。

定型評価

借地権（借りている宅地）を保有されている場合は「定型評価」による宅地の時価相当額の20%を、底地権（貸している土地）を保有されている場合は宅地の時価相当額の80%を、それぞれの時価相当額として算定いたします。

なお、借地権・底地権の各割合に関する当事者間の合意がある場合には、その割合に応じたお支払いも可能です。

○算定方法

〈借地権（借りている宅地）の時価相当額算定方法〉

$$\boxed{\text{借地権の時価相当額}} = \boxed{\text{宅地の時価相当額}^{※1}} \times 20\%^{※2}$$

〈底地権（貸している宅地）の時価相当額算定方法〉

$$\boxed{\text{底地権の時価相当額}} = \boxed{\text{宅地の時価相当額}^{※1}} \times 80\%^{※2}$$

※1 土地の一部に借地権が設定されている場合は、借地権が設定されている部分の面積に応じて宅地の時価相当額を算定いたします。

※2 土地価格に対する借地権の割合は、不動産鑑定士へのヒアリングや、国税庁の財産評価における借地権割合を参考にしております。

〈借地権が設定されている土地の課税地目が宅地以外の場合〉

「課税地目が宅地以外の土地を宅地としてご利用されている場合の算定方法」により土地の時価相当額を算定いたします。

詳しくは本冊子85ページをご参照ください。

なお、上記によらず借地権および底地権に関して、それぞれ「不動産鑑定評価書」をお取りいただいた場合は、当該鑑定評価額を時価相当額として賠償金額を算定いたします。

※1 ご請求者さまご自身で「不動産鑑定評価書」をお取りいただく場合の費用は、ご請求者さまのご負担となります。

※2 鑑定評価額が一定額を超える場合は、弊社にて鑑定評価の前提条件等を確認させていただきます。

現地評価

借地権が設定されている土地の課税地目が宅地以外の場合で、定型評価では確認できない場合は、専門家の現地調査により土地の時価相当額を算定いたします。

詳しくは本冊子86ページをご参照ください。

$$\boxed{\text{借地権の時価相当額}} = \boxed{\text{現地調査による宅地面積}} \times \boxed{\text{現地調査による宅地単価}} \times 20\%$$

$$\boxed{\text{底地権の時価相当額}} = \boxed{\text{現地調査による宅地面積}} \times \boxed{\text{現地調査による宅地単価}} \times 80\%$$

6

ご相談について

ご相談について 101

弊社では、ご請求者さまの資産の状況をしっかりと伺いし、ご納得いただける賠償となるよう、新たに開設する福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤルにて、ご請求者さまのご相談を承ります。

賠償させていただく資産や賠償金額の算定方法など、宅地・建物・借地権の賠償概要についてご説明をさせていただくほか、専門的な内容についてもご相談を承ります。

<賠償金ご請求書①(所有資産確認用)のご請求にあたって>

○ご請求書の内容や記入方法についてご説明をさせていただき、ご記入をサポートさせていただきます。

- ・課税情報に対応する登記情報のご確認方法がわからない
- ・建物を増改築されている場合の請求書のご記入方法がわからない
- ・ご請求に必要な証明書類がわからない など

<賠償金ご請求書②(算定方法選択用)のご請求にあたって>

○ご請求者さまの資産の状況をお伺いし、「定型評価」「個別評価」「現地評価」の3種類の賠償金額算定方法から、最適な方法をご選択いただくためのご相談を承ります。

【電話によるお問い合わせ先】

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル
電話:0120-926-596 受付時間/9:00~21:00

※ 財物(土地・建物・家財)以外のお問い合わせにつきましては、誠にお手数をお掛けしますが福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください

7

Q&A

Q1 平成22年1月2日以降、平成23年3月11日以前に取得した宅地・建物はどのように請求するのか。

A1 宅地については平成22年1月1日現在の固定資産税評価額にてご請求ください。また、建物の場合、平成22年1月1日の固定資産税評価額を入手することはできませんので他の証憑類のご提出をお願いする場合がございます。詳しくはご相談ください。

Q2 不動産の賠償に関して固定資産税評価額によって賠償することになっているが、路線価、公示地価での請求は可能か。

A2 路線価・公示地価ともに区画一つ一つに当てはめることができないため、筆ごとに設定される固定資産税評価額を用いて賠償させていただきます。

Q3 なぜ平成22年度の固定資産税評価額を使うのか。

A3 平成23年度は市町村より固定資産税評価額が提示されていない地域があるため、平成22年度の固定資産税評価額にもとづき算定させていただきます。

Q4 宅地や建物の固定資産税を払っていても賠償されないことがあるのか。

A4 所有権を確認できない場合には、賠償金のお支払いを保留する場合もございます。また、宅地や建物を共有されている場合には、その持分に応じた賠償金額とさせていただきます。

Q5 登記簿等の必要書類が用意できない場合、賠償請求できないか。

A5 必要書類は、原則全て揃えていただくをお願いしておりますが、全て揃えることができない場合は、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までお問い合わせください。

Q6 宅地を相続したのだが、名義を変更せずに宅地を所有している場合、宅地の賠償を請求することができるか。

A6 相続手続きがお済みでない宅地につきましては、今回の賠償は保留とさせていただきます。取扱いが確定次第、別途ご案内させていただきます。

Q7 今回の賠償請求時に請求が漏れていた不動産がある場合は追加で請求できるか。

A7 原則としてご請求は1回にまとめてお願いいたします。ただし、今回の請求後に新たに請求していない不動産の存在が確認された場合などは、ご相談ください。

Q8 所有している宅地に抵当権が設定されている場合には、宅地の所有者、抵当権者のどちらに賠償されるのか。

A8 ご所有されている宅地に抵当権が設定されている場合でも、宅地の所有者さまに賠償させていただきます。

Q9 なぜ、土地のなかで宅地のみ賠償を行うのか。その他の土地の賠償はいつ行うのか。

A9 早期にお支払いをおこなうため、賠償の準備が整った生活の本拠となる宅地について賠償させていただくことになりました。宅地以外の土地についても早急に準備を進めてまいります。

Q10 対象区域に宅地、建物を所有しているが請求書が届かない。賠償されないのか。

A10 大変申し訳ございませんが、弊社福島原子力補償相談室財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル(0120-926-596)までお問い合わせください。

Q11 なぜ、『現地評価』を選んだ場合、その後『定型評価』や『個別評価』への変更ができないのか。

A11 『現地評価』では専門家が個々の宅地・建物の実態に応じた賠償金額を算定いたしますので、『定型評価』『個別評価』への変更はいたしかねますのでご了承ください。

Q12 今回の宅地・建物・借地権の賠償は課税の対象となるのか。

A12 最寄りの税務署へご相談いただくようお願いいたします。

Q13 宅地の納税管理人だが、賠償請求できるのか。

A13 今回の賠償は、当該宅地の所有者が対象となりますので、ご請求いただくことはできません。所有者さまの代理でご請求される場合には、弊社所定の「賠償金ご請求に関する委任状」をご提出いただきます

Q14 宅地は「現地評価」を行わないのか。

A14 宅地の定型評価では、土地係数により固定資産税評価額を時価相当額まで引きあげるとともに、社団法人福島県不動産鑑定士協会により対象地域全域の調査を行い、固定資産税評価額に道路改良や地域の繁华性などが十分に反映されていない一部地域の宅地を対象に補正することで、適切に時価相当額を算定しています。
このため宅地の時価相当額は定型評価により算定させていただきます。

建築物係数表

建築物の時価相当額算定に適用する建築物係数は以下のとおりです。

建築年	木造								非木造					
	木造長期(居宅・共同住宅等)				木造短期(車庫・物置等)				RC/SRC	軽量鉄骨		その他非木造非木造		
	南相馬市	田村市	川内村	その他市町村	南相馬市	田村市	川内村	その他市町村	共通	川内村	その他市町村	川内村	その他市町村	
		浪江町	葛尾村			浪江町	葛尾村			川内村		葛尾村		
川俣町	飯舘村	川俣町	飯舘村	川俣町	飯舘村	飯舘村								
平成22年	2.60	2.91	3.00	2.46	3.42	3.83	3.96	3.25	2.12	2.55	2.47	2.18	2.11	
平成21年	2.72	3.04	3.16	2.59	3.49	3.91	4.05	3.32	2.24	2.68	2.61	2.29	2.22	
平成20年	2.80	3.13	3.24	2.66	3.50	3.90	4.04	3.31	2.28	2.72	2.64	2.33	2.25	
平成19年	2.89	3.23	3.35	2.75	3.61	4.04	4.18	3.44	2.37	2.84	2.76	2.43	2.35	
平成18年	3.04	3.39	3.52	2.88	3.75	4.19	4.34	3.56	2.44	2.94	2.86	2.51	2.43	
平成17年	3.15	3.51	3.64	2.98	3.88	4.33	4.49	3.68	2.49	3.04	2.95	2.59	2.51	
平成16年	3.21	3.57	3.71	3.04	4.05	4.53	4.69	3.84	2.53	3.11	3.02	2.65	2.56	
平成15年	3.26	3.64	3.78	3.10	4.16	4.64	4.81	3.95	2.57	3.19	3.11	2.72	2.64	
平成14年	3.39	3.80	3.92	3.23	4.27	4.77	4.95	4.06	2.60	3.27	3.17	2.78	2.69	
平成13年	3.40	3.80	3.95	3.24	4.34	4.85	5.03	4.12	2.58	3.29	3.19	2.80	2.71	
平成12年	3.40	3.81	3.95	3.24	4.41	4.93	5.11	4.19	2.55	3.29	3.19	2.79	2.72	
平成11年	3.47	3.88	4.01	3.29	4.59	5.13	5.31	4.36	2.57	3.35	3.26	2.84	2.76	
平成10年	3.58	4.01	4.15	3.41	4.95	5.53	5.74	4.71	2.55	3.38	3.27	2.88	2.79	
平成9年	3.58	4.00	4.15	3.40	5.17	5.78	4.92	4.92	2.52	3.37	3.27	2.87	2.78	
平成8年	3.67	4.11	4.26	3.49	5.37	5.37	5.37	5.37	2.54	3.47	3.36	2.94	2.86	
平成7年	3.90	4.35	4.51	3.70	4.88	4.88	4.88	4.88	2.57	3.55	3.44	3.02	2.94	
平成6年	4.00	4.46	4.62	3.79	4.32	4.32	4.32	4.32	2.59	3.63	3.52	3.08	2.99	
平成5年	4.13	4.61	4.78	3.92	3.79	3.79	3.79	3.79	2.60	3.72	3.61	3.16	3.07	
平成4年	4.36	4.88	5.05	4.15	3.30	3.30	3.30	3.30	2.63	3.84	3.73	3.27	3.17	
平成3年	4.76	5.32	5.50	4.52	2.79	2.79	2.79	2.79	2.68	4.00	3.88	3.39	3.30	
平成2年	5.06	5.66	5.87	4.81	2.86	2.86	2.86	2.86	2.75	4.21	4.09	3.58	3.48	
平成元年	5.47	6.11	6.34	5.19	2.95	2.95	2.95	2.95	2.86	4.49	4.36	3.82	3.70	
昭和63年	6.10	6.82	7.07	5.80	3.13	3.13	3.13	3.13	3.05	4.90	4.76	4.17	4.04	
昭和62年	6.81	6.48	6.48	6.48	3.17	3.17	3.17	3.17	3.12	5.18	5.02	4.41	4.27	
昭和61年	7.16	7.16	7.16	7.16	3.28	3.28	3.28	3.28	3.19	5.48	5.32	4.66	4.52	
昭和60年	6.92	6.92	6.92	6.92	3.27	3.27	3.27	3.27	3.19	5.67	5.50	4.82	4.67	
昭和59年	6.74	6.74	6.74	6.74	3.27	3.27	3.27	3.27	3.20	5.93	5.76	5.05	4.89	
昭和58年	6.67	6.67	6.67	6.67	3.34	3.34	3.34	3.34	3.29	6.38	6.19	5.43	5.27	
昭和57年	6.41	6.41	6.41	6.41	3.32	3.32	3.32	3.32	3.34	6.79	6.58	5.78	5.60	
昭和56年	6.25	6.25	6.25	6.25	3.34	3.34	3.34	3.34	3.39	7.07	7.07	6.01	6.01	
昭和55年	5.93	5.93	5.93	5.93	3.30	3.30	3.30	3.30	3.42	6.90	6.90	5.86	5.86	
昭和54年	6.12	6.12	6.12	6.12	3.44	3.44	3.44	3.44	3.75	7.31	7.31	6.22	6.22	
昭和53年	6.77	6.77	6.77	6.77	4.05	4.05	4.05	4.05	4.15	7.82	7.82	6.65	6.65	
昭和52年	6.76	6.76	6.76	6.76	4.25	4.25	4.25	4.25	4.37	7.96	7.96	6.76	6.76	
昭和51年	6.70	6.70	6.70	6.70	4.27	4.27	4.27	4.27	4.59	8.06	8.06	6.85	6.85	
昭和50年	7.03	7.03	7.03	7.03	4.86	4.86	4.86	4.86	5.04	8.50	8.50	7.23	7.23	
昭和49年	6.81	6.81	6.81	6.81	4.79	4.79	4.79	4.79	5.12	8.30	8.30	7.06	7.06	
昭和48年	7.24	7.24	7.24	7.24	5.25	5.25	5.25	5.25	6.08	9.48	9.48	8.06	8.06	
昭和47年	8.68	8.68	8.68	8.68	6.56	6.56	6.56	6.56	7.75	11.58	11.58	10.55	10.24	
昭和46年	9.68	9.68	9.68	9.68	7.77	7.77	7.77	7.77	8.50	12.17	12.17	11.54	11.54	
昭和45年	9.31	9.31	9.31	9.31	7.85	7.85	7.85	7.85	8.68	11.88	11.88	11.34	11.34	
昭和44年	9.48	9.48	9.48	9.48	8.34	8.34	8.34	8.34	9.32	12.18	12.18	11.70	11.70	
昭和43年	9.52	9.52	9.52	9.52	8.83	8.83	8.83	8.83	9.99	12.44	12.44	12.05	12.05	
昭和42年	9.40	9.40	9.40	9.40	9.23	9.23	9.23	9.23	10.44	12.34	12.34	12.04	12.04	
昭和41年	9.53	9.53	9.53	9.53	9.94	9.94	9.94	9.94	11.16	12.52	12.52	12.32	12.32	
昭和40年	9.58	9.58	9.58	9.58	10.76	10.76	10.76	10.76	12.02	12.76	12.76	12.68	12.68	
昭和39年	9.18	9.18	9.18	9.18	11.05	11.05	11.05	11.05	12.49	12.52	12.52	12.56	12.56	
昭和38年	8.68	8.68	8.68	8.68	11.27	11.27	11.27	11.27	12.97	12.26	12.26	12.43	12.43	
昭和37年	9.12	9.12	9.12	9.12	11.69	11.69	11.69	11.69	13.57	12.03	12.03	12.34	12.34	
昭和36年	9.28	9.28	9.28	9.28	11.83	11.83	11.83	11.83	13.91	11.56	11.56	12.00	12.00	

※RC…鉄筋コンクリート造

SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造

※本表に「構築物・庭木」の評価は含まれておりません。「構築物・庭木」

の時価相当額算定については、本冊子88ページをご覧ください。

平均新築単価 〈居住用建物〉

【建築物】

築年数	平均新築単価	築年数	平均新築単価
平成23年	15.88	昭和60年	9.00
平成22年	15.61	昭和59年	8.74
平成21年	15.35	昭和58年	8.47
平成20年	15.09	昭和57年	8.21
平成19年	14.82	昭和56年	7.94
平成18年	14.56	昭和55年	7.68
平成17年	14.29	昭和54年	7.41
平成16年	14.03	昭和53年	7.15
平成15年	13.76	昭和52年	6.88
平成14年	13.50	昭和51年	6.62
平成13年	13.23	昭和50年	6.35
平成12年	12.97	昭和49年	6.09
平成11年	12.70	昭和48年	5.83
平成10年	12.44	昭和47年	5.56
平成9年	12.17	昭和46年	5.30
平成8年	11.91	昭和45年	5.03
平成7年	11.65	昭和44年	4.77
平成6年	11.38	昭和43年	4.50
平成5年	11.12	昭和42年	4.24
平成4年	10.85	昭和41年	3.97
平成3年	10.59	昭和40年	3.71
平成2年	10.32	昭和39年	3.44
平成元年	10.06	昭和38年	3.18
昭和63年	9.79	昭和37年	3.18
昭和62年	9.53	昭和36年以前	3.18
昭和61年	9.26		

【構築物・庭木】

築年数	平均新築単価	築年数	平均新築単価
平成23年	2.39	昭和60年	1.70
平成22年	2.36	昭和59年	1.67
平成21年	2.33	昭和58年	1.65
平成20年	2.31	昭和57年	1.62
平成19年	2.28	昭和56年	1.59
平成18年	2.25	昭和55年	1.57
平成17年	2.23	昭和54年	1.54
平成16年	2.20	昭和53年	1.51
平成15年	2.17	昭和52年	1.49
平成14年	2.15	昭和51年	1.46
平成13年	2.12	昭和50年	1.43
平成12年	2.10	昭和49年	1.41
平成11年	2.07	昭和48年	1.38
平成10年	2.04	昭和47年	1.35
平成9年	2.02	昭和46年	1.33
平成8年	1.99	昭和45年	1.30
平成7年	1.96	昭和44年	1.27
平成6年	1.94	昭和43年	1.25
平成5年	1.91	昭和42年	1.22
平成4年	1.88	昭和41年	1.20
平成3年	1.86	昭和40年	1.17
平成2年	1.83	昭和39年	1.14
平成元年	1.80	昭和38年	1.12
昭和63年	1.78	昭和37年	1.12
昭和62年	1.75	昭和36年以前	1.12
昭和61年	1.72		

平均新築単価 〈非居住用建物〉

【建築物】

築年数	平均新築単価	築年数	平均新築単価
平成23年	7.20	昭和60年	1.44
平成22年	6.91	昭和59年	1.44
平成21年	6.62	昭和58年	1.44
平成20年	6.34	昭和57年	1.44
平成19年	6.05	昭和56年	1.44
平成18年	5.76	昭和55年	1.44
平成17年	5.47	昭和54年	1.44
平成16年	5.19	昭和53年	1.44
平成15年	4.90	昭和52年	1.44
平成14年	4.61	昭和51年	1.44
平成13年	4.32	昭和50年	1.44
平成12年	4.03	昭和49年	1.44
平成11年	3.75	昭和48年	1.44
平成10年	3.46	昭和47年	1.44
平成9年	3.17	昭和46年	1.44
平成8年	2.88	昭和45年	1.44
平成7年	2.60	昭和44年	1.44
平成6年	2.31	昭和43年	1.44
平成5年	2.02	昭和42年	1.44
平成4年	1.73	昭和41年	1.44
平成3年	1.44	昭和40年	1.44
平成2年	1.44	昭和39年	1.44
平成元年	1.44	昭和38年	1.44
昭和63年	1.44	昭和37年	1.44
昭和62年	1.44	昭和36年以前	1.44
昭和61年	1.44		

【構築物・庭木】

築年数	平均新築単価	築年数	平均新築単価
平成23年	1.08	昭和60年	0.51
平成22年	1.06	昭和59年	0.51
平成21年	1.03	昭和58年	0.51
平成20年	1.00	昭和57年	0.51
平成19年	0.97	昭和56年	0.51
平成18年	0.94	昭和55年	0.51
平成17年	0.91	昭和54年	0.51
平成16年	0.88	昭和53年	0.51
平成15年	0.85	昭和52年	0.51
平成14年	0.83	昭和51年	0.51
平成13年	0.80	昭和50年	0.51
平成12年	0.77	昭和49年	0.51
平成11年	0.74	昭和48年	0.51
平成10年	0.71	昭和47年	0.51
平成9年	0.68	昭和46年	0.51
平成8年	0.65	昭和45年	0.51
平成7年	0.62	昭和44年	0.51
平成6年	0.60	昭和43年	0.51
平成5年	0.57	昭和42年	0.51
平成4年	0.54	昭和41年	0.51
平成3年	0.51	昭和40年	0.51
平成2年	0.51	昭和39年	0.51
平成元年	0.51	昭和38年	0.51
昭和63年	0.51	昭和37年	0.51
昭和62年	0.51	昭和36年以前	0.51
昭和61年	0.51		

経年減価（平成22年から償却開始）

建築年	木造		非木造		
	木造長期 (居宅・共同住宅等)	木造短期 (車庫・物置等)	RC/SRC	軽量鉄骨	その他非木造 非木造
平成 23 年	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平成 22 年	0.98	0.96	0.99	0.99	0.99
平成 21 年	0.97	0.92	0.98	0.97	0.97
平成 20 年	0.95	0.88	0.97	0.96	0.96
平成 19 年	0.93	0.84	0.96	0.94	0.95
平成 18 年	0.92	0.80	0.96	0.93	0.93
平成 17 年	0.90	0.76	0.95	0.91	0.92
平成 16 年	0.88	0.72	0.94	0.90	0.91
平成 15 年	0.87	0.68	0.93	0.88	0.89
平成 14 年	0.85	0.64	0.92	0.87	0.88
平成 13 年	0.83	0.60	0.91	0.85	0.87
平成 12 年	0.82	0.56	0.90	0.84	0.85
平成 11 年	0.80	0.52	0.89	0.83	0.84
平成 10 年	0.78	0.48	0.88	0.81	0.83
平成 9 年	0.77	0.44	0.88	0.80	0.81
平成 8 年	0.75	0.40	0.87	0.78	0.80
平成 7 年	0.73	0.36	0.86	0.77	0.79
平成 6 年	0.72	0.32	0.85	0.75	0.77
平成 5 年	0.70	0.28	0.84	0.74	0.76
平成 4 年	0.68	0.24	0.83	0.72	0.75
平成 3 年	0.67	0.20	0.82	0.71	0.73
平成 2 年	0.65	0.20	0.81	0.69	0.72
平成元年	0.63	0.20	0.80	0.68	0.71
昭和 63 年	0.62	0.20	0.80	0.67	0.69
昭和 62 年	0.60	0.20	0.79	0.65	0.68
昭和 61 年	0.58	0.20	0.78	0.64	0.67
昭和 60 年	0.57	0.20	0.77	0.62	0.65

建築年	木造		非木造		
	木造長期 (居宅・共同住宅等)	木造短期 (車庫・物置等)	RC/SRC	軽量鉄骨	その他非木造 非木造
昭和 59 年	0.55	0.20	0.76	0.61	0.64
昭和 58 年	0.53	0.20	0.75	0.59	0.63
昭和 57 年	0.52	0.20	0.74	0.58	0.61
昭和 56 年	0.50	0.20	0.73	0.56	0.60
昭和 55 年	0.48	0.20	0.72	0.55	0.59
昭和 54 年	0.47	0.20	0.72	0.53	0.57
昭和 53 年	0.45	0.20	0.71	0.52	0.56
昭和 52 年	0.43	0.20	0.70	0.51	0.55
昭和 51 年	0.42	0.20	0.69	0.49	0.53
昭和 50 年	0.40	0.20	0.68	0.48	0.52
昭和 49 年	0.38	0.20	0.67	0.46	0.51
昭和 48 年	0.37	0.20	0.66	0.45	0.49
昭和 47 年	0.35	0.20	0.65	0.43	0.48
昭和 46 年	0.33	0.20	0.64	0.42	0.47
昭和 45 年	0.32	0.20	0.64	0.40	0.45
昭和 44 年	0.30	0.20	0.63	0.39	0.44
昭和 43 年	0.28	0.20	0.62	0.37	0.43
昭和 42 年	0.27	0.20	0.61	0.36	0.41
昭和 41 年	0.25	0.20	0.60	0.35	0.40
昭和 40 年	0.23	0.20	0.59	0.33	0.39
昭和 39 年	0.22	0.20	0.58	0.32	0.37
昭和 38 年	0.20	0.20	0.57	0.30	0.36
昭和 37 年	0.20	0.20	0.56	0.29	0.35
昭和 36 年	0.20	0.20	0.56	0.27	0.33

※RC…鉄筋コンクリート造

SRC…鉄骨鉄筋コンクリート造

建築物価調整係数（2010年=1.00）

建築年	木造		非木造共通		
	木造長期 (居宅・共同住宅等)	木造短期 (車庫・物置等)	RC/SRC	軽量鉄骨	その他非木造 非木造
平成 23 年	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平成 22 年	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平成 21 年	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平成 20 年	1.03	1.03	1.04	1.04	1.04
平成 19 年	1.00	1.00	1.01	1.01	1.01
平成 18 年	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98
平成 17 年	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
平成 16 年	0.96	0.96	0.96	0.96	0.96
平成 15 年	0.95	0.95	0.94	0.94	0.94
平成 14 年	0.95	0.95	0.94	0.94	0.94
平成 13 年	0.96	0.96	0.94	0.94	0.94
平成 12 年	0.97	0.98	0.96	0.96	0.96
平成 11 年	0.97	0.98	0.96	0.96	0.96
平成 10 年	0.98	0.99	0.97	0.97	0.97
平成 9 年	1.01	1.01	0.99	0.99	0.99
平成 8 年	1.00	1.01	0.98	0.98	0.98
平成 7 年	0.99	1.00	0.97	0.97	0.97
平成 6 年	1.00	1.00	0.97	0.97	0.97
平成 5 年	0.99	1.00	0.97	0.97	0.97
平成 4 年	0.97	0.98	0.96	0.96	0.96
平成 3 年	0.95	0.97	0.95	0.95	0.95
平成 2 年	0.93	0.95	0.93	0.93	0.93
平成元年	0.90	0.92	0.90	0.90	0.90
昭和 63 年	0.85	0.86	0.85	0.85	0.85
昭和 62 年	0.84	0.85	0.83	0.83	0.83
昭和 61 年	0.82	0.82	0.82	0.82	0.82

建築年	木造		非木造共通		
	木造長期 (居宅・共同住宅等)	木造短期 (車庫・物置等)	RC/SRC	軽量鉄骨	その他非木造 非木造
昭和 59 年	0.82	0.83	0.83	0.83	0.83
昭和 58 年	0.80	0.81	0.81	0.81	0.81
昭和 57 年	0.81	0.82	0.81	0.81	0.81
昭和 56 年	0.80	0.81	0.80	0.80	0.80
昭和 55 年	0.82	0.82	0.80	0.80	0.80
昭和 54 年	0.76	0.79	0.73	0.73	0.73
昭和 53 年	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67
昭和 52 年	0.64	0.64	0.64	0.64	0.64
昭和 51 年	0.62	0.63	0.61	0.61	0.61
昭和 50 年	0.57	0.56	0.56	0.56	0.56
昭和 49 年	0.56	0.56	0.56	0.56	0.56
昭和 48 年	0.51	0.52	0.47	0.47	0.47
昭和 47 年	0.40	0.41	0.37	0.37	0.37
昭和 46 年	0.34	0.35	0.34	0.34	0.34
昭和 45 年	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
昭和 44 年	0.32	0.32	0.32	0.32	0.32
昭和 43 年	0.30	0.31	0.30	0.30	0.30
昭和 42 年	0.28	0.29	0.29	0.29	0.29
昭和 41 年	0.26	0.27	0.28	0.28	0.28
昭和 40 年	0.24	0.25	0.26	0.26	0.26
昭和 39 年	0.24	0.24	0.25	0.25	0.25
昭和 38 年	0.23	0.24	0.25	0.25	0.25
昭和 37 年	0.22	0.23	0.24	0.24	0.24
昭和 36 年	0.22	0.23	0.24	0.24	0.24

※RC…鉄筋コンクリート造

レターパック「ご依頼主さま保管用シール」貼付欄

郵便局の追跡サービスをご利用いただくためには「ご依頼主さま保管用シール」に記載の番号が必要となりますので、お手数ですが、レターパックを投函または郵便局等へ差し出される際に、「ご依頼主さま保管用シール」をはがして、大切に保管いただきますようお願いいたします。

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

シール貼付欄

※ご不明な点等がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
財物(土地・建物・家財)ご相談専用ダイヤル

電話：**0120-926-596** 受付時間／9:00～21:00